



青森県の 原子力行政

令和4年2月
青森県

目 次

原子力施設位置図（県内）

第1章 県内の原子力施設

1 東通原子力発電所の概要	2
2 大間原子力発電所の概要	4
3 原子燃料サイクル施設の概要	6
4 使用済燃料中間貯蔵施設の概要	13
5 旧原子力船「むつ」関連施設の概要	15

第2章 原子力行政

1 国の原子力行政	18
2 県・関係市町村の原子力行政	20
(1)県の原子力行政組織	20
(2)関係市町村の原子力行政組織	21

第3章 安全確保・環境保全対策

1 原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及び 使用済燃料中間貯蔵施設	24
(1)安全協定（原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所）	24
(2)環境モニタリング	26
2 旧原子力船「むつ」関連施設	35
(1)安全協定	35
(2)監視協定	35
(3)環境モニタリング	36
3 環境放射能水準調査	38
4 青森県原子力センター	40

第4章 防災対策

1 原子力防災対策	44
2 青森県地域防災計画（原子力災害対策編）の概要	46

第5章 地域振興

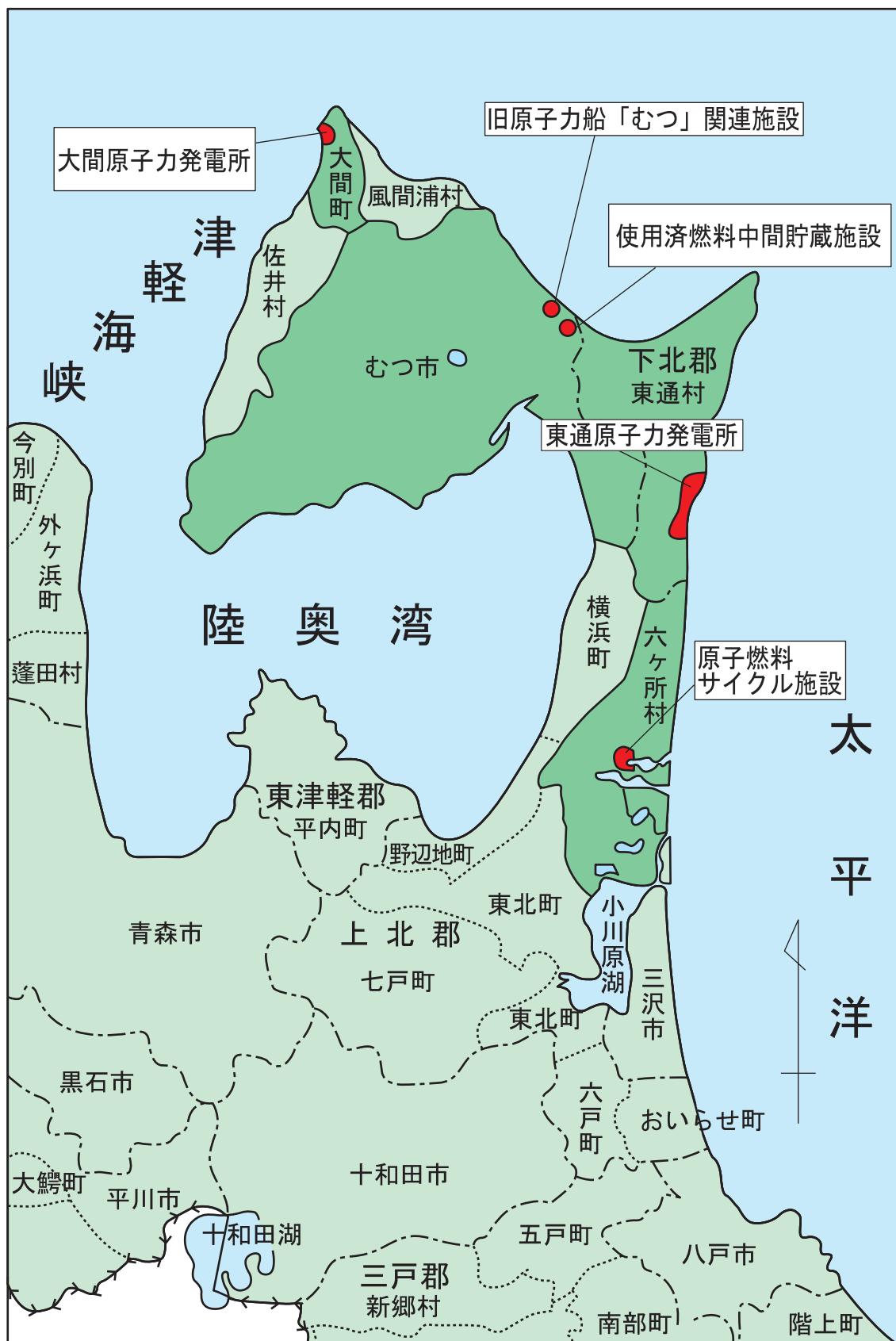
1	電源三法交付金制度	58
(1)	電源三法交付金制度の概要	58
(2)	電源立地地域対策交付金等	59
(3)	その他の交付金等	67
2	核燃料物質等取扱税	70
3	青森県核燃料物質等取扱税交付金	71
4	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	72

資料

1	東通原子力発電所の主な経緯	74
2	大間原子力発電所の主な経緯	82
3	原子燃料サイクル施設の主な経緯	87
4	使用済燃料中間貯蔵施設の主な経緯	98
5	旧原子力船「むつ」関連施設の主な経緯	100
6	原子燃料サイクル施設の概要	102
7	原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書	106
8	MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書	109
9	使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書	111
10	六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書	113
11	六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則	118
12	六ヶ所ウラン濃縮工場隣接市町村民の安全確保等に関する協定書	121
13	六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書	124
14	六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則	129
15	六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書	132
16	六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書	135
17	六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則	140
18	六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書	143
19	六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書	146

20	六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則	152
21	六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての隣接市町村民の安全確保等に関する協定書	156
22	日本原燃株式会社六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター及び六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係る周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書	160
23	覚書	161
24	覚書	162
25	高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について（平成6年11月19日 6原第148号）	163
26	高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について（平成7年4月25日 7原第53号）	164
27	四者会談確認文書（平成10年3月13日）	165
28	高レベル放射性廃棄物の最終処分について（平成20年4月25日 平成20・04・23資第5号）	166
29	地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について (平成22年7月12日 平成22・07・06資第4号)	167
30	風評による被害対策に関する確認書	168
31	風評による被害対策に関する確認書の一部を変更する覚書	170
32	東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書	173
33	東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則	178
34	東通原子力発電所隣接市町村民の安全確保等に関する協定書	182
35	東北電力株式会社東通原子力発電所に係る野辺地町民の安全確保等に関する協定書	185
36	青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議設置要綱	188
37	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書	190
38	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書の運用に関する細則	194
39	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書	196
40	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書の運用に関する細則	198
41	原子力船「むつ」安全監視委員会の設置及び運営に関する要綱	200
42	「リサイクル燃料備蓄センター」の概要	202
43	使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書	205
44	青森県核燃料物質等取扱税条例	206

原子力施設位置図（県内）



第1章

県内の原子力施設



原子燃料サイクル施設（再処理工場）

1 東通原子力発電所の概要

事業主体／東北電力(株)・東京電力ホールディングス(株)

東通原子力発電所は、東北電力(株)及び東京電力ホールディングス(株)が下北郡東通村に110万kWの沸騰水型軽水炉（BWR）1基を建設し、138万5千kWの改良型沸騰水型軽水炉（ABWR^{*}）3基を建設する計画となっています。

1 主な立地の経緯

通商産業省（現経済産業省）が、昭和39年度に東通村大字白糠字前坂下を対象に原子力発電所立地調査（地質調査）を行ったところ、地質状況が極めて良好であるとの結果が得られ、これを受け東通村議会が昭和40年5月に原子力発電所の誘致決議を行いました。

東北・東京両電力(株)は、昭和56年に沸騰水型軽水炉（BWR）（出力110万kW）4基を建設する第1次開発計画を発表するとともに、平成6年1月にはすべての用地取得が完了し、平成7年1月には関係する6漁協（地先2漁協（白糠、小田野沢）及び周辺4漁協（尻勞、猿ヶ森、老部川内水面、泊））との漁業補償交渉が解決しました。

これに伴い、東北電力1号機については、平成8年4月第1次公開ヒアリング、同年7月の知事意見提出を経て、同年7月18日の第133回電源開発調整審議会（電調審）に上程され、国の電源開発基本計画に組み入れられました。平成8年8月には事業者から国に対して原子炉設置許可申請がなされ、平成10年8月31日、通産大臣から原子炉設置が許可されました。この間、平成9年11月には第2次公開ヒアリングが開催されました。平成10年12月には工事計画が認可（着工）され、平成11年2月に発電所本体の建設工事に着手しました。

その後、同発電所周辺における地域住民の安全確保及び環境の保全を図るため、平成16年2月には青森県及び東通村と東北電力(株)が安全協定を締結し、平成17年12月から営業運転を開始しました。

一方、残り3基については、平成11年3月に出力138万5千kWの改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）への出力変更が発表されました。

出力変更を行った3基については、両電力と関係漁協との間で、追加漁業補償交渉が行われ、平成20年5月に解決しました。

東京電力ホールディングス1・2号機については、環境影響評価書に係る国の確定通知が平成15年8月にあり、同年11月には「第1次公開ヒアリング」が開催されました。平成18年3月に東京電力(株)から国に対して重要電源開発地点指定申請が行われたことを受け、国から県に対し、同年8月4日付で同指定についての意見照会があり、県としては異議ない旨、同年9月1日付で回答しました。平成18年9月13日には経済産業大臣により重要電源開発地点の指定が行われました。

東京電力ホールディングス1号機については、平成18年9月、東京電力(株)から国に対して原子炉設置許可申請が行われました。平成22年4月、原子力安全・保安院による安全審査が終了し、同年8月の原子力安全委員会による第2次公開ヒアリングを経て、平成22年

12月、経済産業大臣は、原子炉の設置を許可しました。

2 現 状

東北電力1号機は、平成23年2月より第4回定期検査のため停止していましたが、同年3月に東北地方太平洋沖地震が発生し、現在も停止しています。

東北電力(株)は、平成25年7月に施行された実用発電用原子炉に係る新規制基準への適合性確認のため、平成26年6月、原子力規制委員会に対し原子炉設置変更許可申請を行い、現在審査を受けているところです。

工事完了時期は当初、平成28年3月を目指していましたが、新規制基準への適合性審査の状況や安全対策工事等を踏まえ、平成27年6月に平成29年4月に変更し、平成29年2月に平成31年度に変更し、平成30年5月には2021年度に変更し、令和3年4月には2024年度に変更しています。

(資料1 東通原子力発電所の主な経緯 74頁参照)

■東通原子力発電所の概要

(2019年度供給計画等による)

位 置／青森県下北郡東通村
敷 地 面 積／約808万m ²
原子炉型式及び電気出力／ 沸騰水型軽水炉（BWR）110万kW 1基 改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）138万5千kW 3基
燃料の種類／低濃縮ウラン

建設 工 程	着 工	運転開始	型 式	備 考
●東北電力	1号機	10年12月	17年12月	BWR 運転中
	2号機	未定	未定	ABWR 計画中
●東京電力 ホールディングス	1号機	23年1月	未定	〃 建設中
	2号機	未定	未定	〃 計画中

■東北電力東通原子力発電所 1号機



※ABWR : Advanced Boiling Water Reactor (改良型沸騰水型軽水炉)

従来のBWRから原子炉再循環ポンプを原子炉容器内に設置し配管を単純化したり、作業者の被ばく量の低減化、運転性・安全性・信頼性・経済性の向上などを図った改良型の原子炉

2 大間原子力発電所の概要

事業主体／電源開発(株)

大間原子力発電所は、電源開発(株)が下北郡大間町に138万3千kWの改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）1基を建設する計画となっています。

1 主な立地の経緯

電源開発(株)が、大間町白砂地区を中心に昭和58年から59年にかけて立地環境調査を実施した結果、原子力発電所の立地に適しているとの結論が得られ、大間町議会が昭和59年12月に誘致決議を行いました。

電源開発(株)は、昭和60年に60万6千kWの新型転換炉（ATR^{*}）実証炉1基の建設設計画を発表し、平成6年5月には、関係漁協との漁業補償交渉も解決しました。

しかし、平成7年8月に原子力委員会は、経済性等の理由からATR実証炉建設設計画を中止し、代わりに全炉心MOX燃料^{*}（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）装荷可能な138万3千kWの改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）1基の建設設計画を決定しました。

計画変更に伴い、温排水の拡散範囲が拡大することから、電源開発(株)と関係漁協との間で再度の漁業補償交渉が行われ、平成10年8月に解決しました。

これを受け、大間原子力発電所計画は、同年12月の第1次公開ヒアリング、平成11年7月の知事意見提出を経て、同年8月3日開催の第141回電源開発調整審議会に上程され、国の平成11年度電源開発基本計画に組み入れされました。

平成11年9月8日、電源開発(株)から、通商産業大臣あてに原子炉設置許可申請が行われ、国の安全審査が開始されましたが、用地買収が完了していないことから、平成13年10月24日、電源開発(株)は、原子力安全・保安院長あてに安全審査の一時保留願いを提出し、受理されました。

平成15年2月、電源開発(株)は早期の用地取得が困難と判断し、配置計画見直しについて具体的準備を開始することを公表しました。その後、電源開発(株)は、配置計画の見直しに伴う詳細な調査・設計を行い、平成16年3月、当初の原子炉設置許可申請を取り下げ、改めて経済産業大臣に原子炉設置許可申請を行い、国の安全審査が再開されました。

平成17年6月、原子力安全・保安院による安全審査が終了し、その結果について、経済産業大臣から原子力委員会及び原子力安全委員会に対して諮詢され、両委員会において、その妥当性の審査（2次審査、いわゆるダブルチェック）が開始されました。同年10月には、大間町において、原子力安全委員会による第2次公開ヒアリングが開催されました。

平成18年9月、原子力安全委員会の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂されたことを踏まえ、電源開発(株)は、同年10月及び平成19年3月に原子炉設置許可申請書の補正書を国に提出しました。

平成20年4月、原子力委員会及び原子力安全委員会による審査が終了し、経済産業大臣は、原子炉の設置を許可しました。同年5月、第1回工事計画が認可され着工しました。

2 現 状

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震以降、本体工事を休止していましたが、平成24年10月に工事を再開しました。その後、電源開発(株)は、平成25年7月に施行された実用発電用原子炉に係る新規制基準への適合性確認のため、平成26年12月、原子力規制委員会に対し原子炉設置変更許可申請を行い、現在審査を受けているところです。

安全強化対策工事の終了時期については、当初、平成32年12月を目標としていましたが、その後、新規制基準への適合性審査の状況や安全対策工事等を踏まえ、平成27年9月、平成33年12月頃に変更し、平成28年9月に平成35年後半に変更し、平成30年9月には2025年後半に変更し、令和2年9月には2027年後半に変更しています。

(資料2 大間原子力発電所の主な経緯 81頁参照)

■大間原子力発電所建設設計画の概要

(2019年度供給計画等による)

位 置	青森県下北郡大間町	建設工程	着工 平成20年5月 運転開始 未定
敷 地 面 積	約130万m ²		
電 気 出 力	138万3千kW		
原子炉型式	改良型沸騰水型軽水炉（A B W R）		
燃料の種類	ウラン・プルトニウム混合酸化物（M O X燃料）、低濃縮ウラン		

■大間原子力発電所完成予想図



※ATR

: Advanced Thermal Reactor (新型転換炉)

減速材に重水を利用し、天然ウランで稼働する原子炉。運転中の燃料交換も可能。また、プルトニウム富化燃料の利用も可能で、ウラン資源の節約が可能。

※MOX燃料

: 使用済燃料の中に含まれるプルトニウムを再処理によって取り出し、ウランと混ぜ合わせることによって作り出す燃料。MOXとはこのプルトニウムとウランの混合物の呼び名でMixed Oxideの略。

3 原子燃料サイクル施設の概要

事業主体／日本原燃(株)

1 主な立地の経緯

(1)原子燃料サイクル三施設の立地

昭和59年4月、電気事業連合会から青森県に対し、原子燃料サイクル施設を下北半島太平洋側に立地したいので協力してほしい旨の包括的立地協力要請がありました。

次いで、昭和59年7月、電気事業連合会から原子燃料サイクル施設の概要を添えて、青森県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所村のむつ小川原工業開発地区に原子燃料サイクル三施設（再処理施設、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設）を立地したいとする立地協力要請がありました。

これを受け、青森県は、安全確保を第一義に、地元の意向や国の政策上の位置付けを確認しながら、県内各界各層の意見聴取や県議会の議論等を踏まえ、昭和60年4月、立地協力要請を受諾し、青森県、六ヶ所村、日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株)との間で、電気事業連合会を立会人とする基本協定を締結しました。

なお、日本原燃サービス(株)と日本原燃産業(株)は、平成4年7月に合併して日本原燃(株)となり、各事業に取り組んでいます。

(2)MOX燃料加工施設の立地

平成13年8月、日本原燃(株)から青森県及び六ヶ所村に対し、同社の再処理工場隣接地にMOX燃料加工施設を立地したいという協力要請がありました。

同年9月から専門家による安全性チェック・検討を行い、平成14年4月、同施設に係る安全確保の基本的考え方は妥当である旨の報告が取りまとめられました。その後、東京電力(株)の原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題や、日本原燃(株)における使用済燃料受入れ貯蔵施設のプール水漏れ問題など六ヶ所再処理施設を巡る様々な動きがあったことから、検討を中断せざるを得ない状況が続きましたが、日本原燃(株)における第三者外部監査機関による定期監査の実施など、検討を中断してきた要因が取り除かれたことから、MOX燃料加工施設に係る品質保証体制等について、追加的にチェック・検討を行い、平成17年2月に、平成14年4月の結論を変更する必要はない旨、報告がありました。

県としては、県議会での議論や県内各界各層からの意見を踏まえ、さらには国及び事業者の取り組みを確認し、地元六ヶ所村長の意向を確認した上で、平成17年4月、立地協力要請を受諾し、青森県、六ヶ所村、日本原燃(株)との間で、電気事業連合会を立会人とする基本協定を締結しました。

(3)海外返還廃棄物の受入れ

平成22年3月、国並びに日本原燃(株)及び電気事業連合会から青森県及び六ヶ所村に対し、「海外返還廃棄物の受入れ」（海外からの返還低レベル廃棄物の受入れ等）についての要請がありました。

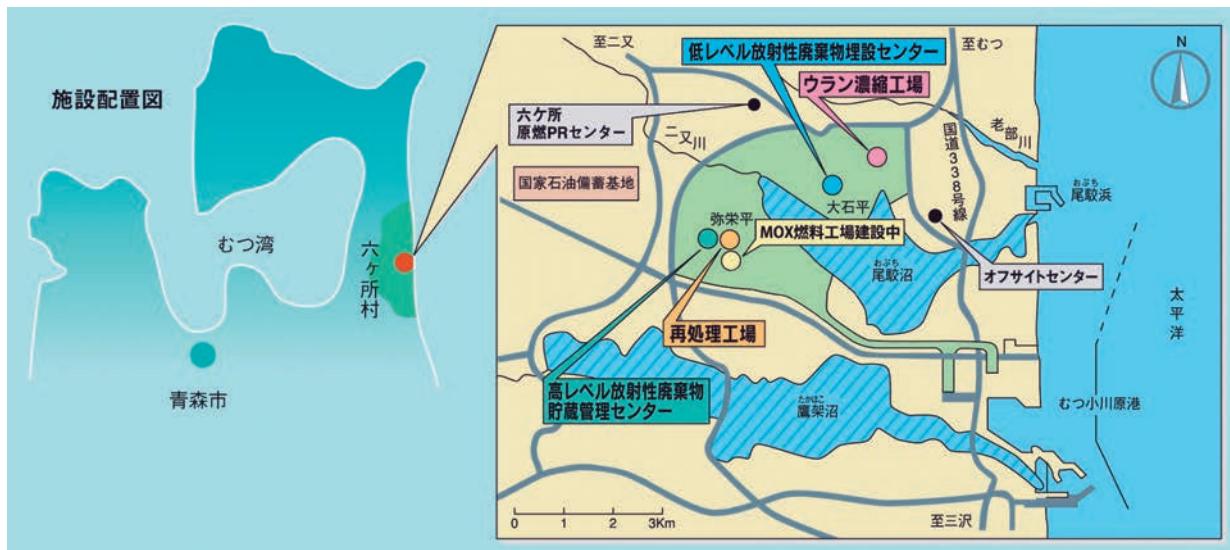
県は、経済産業大臣自らが来県し、返還廃棄物貯蔵管理の政策的重要性、緊急性に鑑み、国として我が国の国際的な信用を失わないため要請されたこと、また、青森県を最終処分

地にしないこと等の県からの確認事項に対して、確約をいただいたことを重く受け止め、六ヶ所村長の意向も踏まえ、海外返還廃棄物の受入れに係る安全性等について検討を開始することとしました。

同年3月より各分野の専門家による安全性チェック・検討を行い、同年7月、「海外返還廃棄物の受入れ」に係る安全性は確保できるものと考える旨の報告が取りまとめられました。

また、今回の受入れの対象となっている放射性廃棄物は、地層処分の対象となるため、同年7月、経済産業大臣及び事業者より、本県をこれら廃棄物の最終処分地にしない旨の確約文書を受領しました。

これらを踏まえ、県議会での議論や県内各界各層からの意見を伺い、さらには地元六ヶ所村長の意向を確認した上で、県は同年8月、海外返還廃棄物の受入れについて了解しました。



2 現 状

各施設のこれまでの経緯及び現状は次のようになっています。

(1)ウラン濃縮工場

ウラン濃縮工場は、原子力発電所の燃料となる濃縮ウランを遠心分離法により生産する工場で、1,500トンSWU*/年規模まで逐次増設されることとなっています。

昭和63年8月、日本原燃産業株は、内閣総理大臣から第1期工事分（運転単位：RE-1A～RE-1D）として600トンSWU／年の加工事業許可を受け、同年10月にウラン濃縮工場の建設に着手しました。平成5年7月には、第2期工事分900トンSWU／年のうち前半分（運転単位：RE-2A～RE-2C）の450トンSWU／年について、内閣総理大臣から加工事業変更許可を受け、第1期工事分と合わせて1,050トンSWU／年の事業規模となりました。

また、施設周辺における地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るために、平成3年7月に、青森県及び六ヶ所村と日本原燃産業株が、平成3年9月には、周辺6市町村と日本原燃産業株が、安全協定を締結しました。

日本原燃株は、平成4年3月に、150トンSWU／年で生産運転を開始し、以後150トンSWU／年ずつ生産規模を拡大して、平成10年10月には、1,050トンSWU／年の生産運転に入りました。

遠心分離機については、運転開始後、次第に停止して来ており、遠心分離機の停止が製品濃縮度等の生産運転へ与える影響を考慮し、平成12年4月（RE-1A）以降、順次計画停止してきました。

また、日本原燃株では、より濃縮性能の優れた新型遠心分離機の導入に向け、平成12年度から仕様検討、カスケード試験等を行っており、平成19年度末には所期の性能を確認できたことから、平成20年12月には75トンSWU／年規模の新型遠心機への更新として事業変更許可申請を行い、平成22年1月に事業変更許可を取得、同年3月に着工しました。これに伴い、最後まで運転を継続していたRE-2Bについても、新型遠心機への更新工事をより安全に実施するため、同年12月に停止しました。

日本原燃株は、段階的に新型遠心機の更新工事を行い、最終的には1,500トンSWU／年規模とすることとしており、新型遠心機初期導入前半分（37.5トンSWU／年）については、平成24年3月に、後半分（37.5トンSWU／年）については、平成25年5月に生産運転を開始しています。また、平成25年5月に375トンSWU／年分の新型遠心機を導入するなどした事業変更許可申請を行い、平成29年5月に事業変更許可を取得しました。

また、日本原燃株は、平成29年9月に、新規制基準に適合するための安全性向上工事や新型遠心機への更新工事、濃縮事業部の品質保証活動や設備の安全確認等の対応の改善を図るため自主的に75トンSWU／年の生産運転を一時停止しています。



ウラン濃縮工場

※トンSWUとは、天然ウランを濃縮する際に必要となる作業量を表わす単位で、SWUは「分離作業単位(Separative Work Unit)」の頭文字をとったものです。一般に、濃縮度を高めるほど分離作業量は大きくなります。100万kWの原子力発電所では、3～5%に濃縮したウランが年間約30トン必要で、このための分離作業量は、約120トンSWUとされています。

(2)低レベル放射性廃棄物埋設センター

低レベル放射性廃棄物埋設センターでは、原子力発電所で発生した低レベル放射性廃棄物を逐次受け入れて、地下式コンクリートピットに20万m³（200ℓドラム缶約100万本相当）埋設します。

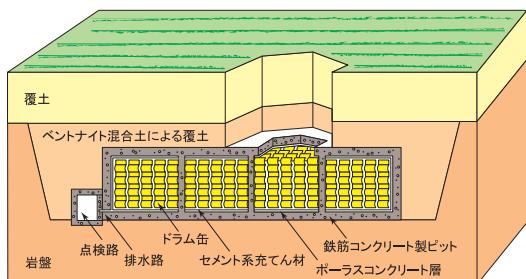
日本原燃産業株は、平成2年11月、内閣総理大臣から第1期工事分として4万m³（ドラム缶約20万本相当）の廃棄物埋設事業許可を受け、低レベル放射性廃棄物埋設センターの建設に着手しました。

平成4年9月、施設周辺における地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、青森県及び六ヶ所村と日本原燃株が、同年10月には周辺6市町村と日本原燃株が、安全協定を締結しました。

平成2年11月に事業許可がなされた均質・均一固化体に係る4万m³（200ℓドラム缶約20万本相当）の1号廃棄物埋設施設については、平成4年12月から廃棄体の受入れを開始しています。

また、平成10年10月に事業変更許可がなされた充てん固化体に係る4万m³（200ℓドラム缶約20万本相当）の2号廃棄物埋設施設については、平成12年10月から廃棄体の受入れを開始しています。

日本原燃株は、平成30年8月、原子力規制委員会に対し、充てん固化体に係る42,240m³（200ℓドラム缶211,200本相当分）の3号廃棄物埋設施設の増設、1号廃棄物埋設施設において埋設する放射性廃棄物の変更（充てん固化体を埋設できるよう変更）、1号廃棄物埋設施設・2号廃棄物埋設施設の受入れ本数の具体化（1号廃棄物埋設施設：204,800本、2号廃棄物埋設施設：207,360本）等についての事業変更許可申請を行い、令和3年7月許可を受けました。



低レベル放射性廃棄物埋設センター



3号廃棄物埋設施設（岩盤検査）

(3)再処理工場

再処理工場では、沸騰水型原子炉（BWR）及び加圧水型原子炉（PWR^{*}）の使用済燃料（使用済みウラン燃料）を再処理します。

日本原燃サービス株は、平成元年3月、再処理の事業指定を申請しました。事業指定は、平成4年12月24日になされ、平成5年4月に建設に着手しました。

平成11年12月3日には、使用済燃料受入れ貯蔵施設が完成し、同日付けて再処理事業を開始しています。

施設周辺における地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、平成12年10月には青森県及び六ヶ所村と日本原燃株が、続いて11月には周辺6市町村と日本原燃株が、使用済燃料受入れ貯蔵施設に係る安全協定を締結し、同年12月から使用済燃料の本格的な受入れを開始しています。

再処理工場本体施設については、平成18年3月31日から、使用済燃料を使った総合試験であるアクティブ試験が行われ、試験のうち、長時間を要したガラス固化設備に係る試験についても、平成25年5月26日に終了しました。

また、平成25年12月に核燃料施設等に係る新規制基準が施行されたことから、平成26年1月、平成26年10月のしゅん工を目指し、原子力規制委員会に対し、新規制基準への適合性確認のため事業変更許可申請を行いました。

しゅん工時期については、新規制基準への適合性審査の状況や安全対策工事等を踏まえ、平成26年10月に平成28年3月に、平成27年11月に平成30年度上期に、平成29年12月に平成33年度上期に、変更しました。

その後、令和2年7月に原子力規制委員会より、新規制基準適合性に係る事業変更許可を受け、同年8月にしゅん工時期を2022年度上期に変更しています。

※PWR : Pressurized Water Reactor（加圧水型軽水炉）



再処理工場

(4)高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターでは、海外（英國、仏国）に委託した使用済燃料の再処理に伴って発生した高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を、30年間から50年間貯蔵・管理します。また、仏国から返還される低レベル放射性廃棄物を、低レベル廃棄物受入れ・貯蔵施設が完成するまでの間、受け入れ、貯蔵・管理します。

日本原燃サービス(株)は、平成元年3月、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの事業許可を申請し、平成4年4月、内閣総理大臣から廃棄物管理事業許可を受け、同年5月に高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの建設に着手しました。

平成6年12月、施設周辺における地域住民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県及び六ヶ所村と日本原燃(株)が、平成7年1月には周辺6市町村と日本原燃(株)が安全協定を締結しました。

平成4年4月に事業許可がなされた1,440本分の施設については、平成7年4月から操業開始されています。

その後、日本原燃(株)は、1,440本分の施設を増設することとし、平成13年7月、国に対して事業変更許可申請を行い、平成15年12月に国の許可を受け、平成23年4月にしゅん工しました。

また、平成25年12月に核燃料施設等に係る新規制基準が施行されたことから、日本原燃(株)は、平成26年1月に原子力規制委員会に対し、新規制基準への適合性確認のため事業変更許可申請を行い、令和2年8月に許可を受けました。



高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

(5)低レベル廃棄物受入れ・貯蔵施設

低レベル廃棄物受入れ・貯蔵施設では、仏国から返還される低レベル放射性廃棄物及び六ヶ所再処理工場で発生するハル等圧縮体について最終的な処分がなされるまでの間、適切に貯蔵・管理する計画です。

(6)MOX燃料工場

MOX燃料工場では、再処理工場において使用済燃料を再処理して得られるMOX粉末（ウラン・プルトニウム混合酸化物粉末）を原料として、再び原子力発電所の燃料として用いるためのMOX燃料を製造します。

日本原燃(株)では、平成17年4月に、加工事業許可申請を行いました。また、平成18年9月、原子力安全委員会の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」が改訂されたこと等を踏まえ、日本原燃(株)では、平成19年2月、5月、平成20年10月、平成21年4月、6月及び12月に、事業許可申請書の一部補正を行っています。



MOX工場建設中写真

平成19年6月、原子力安全・保安院は、MOX燃料加工施設の事業許可について、原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問し、同年9月には、原子力安全委員会が公開ヒアリングを開催しました。平成22年4月、原子力委員会及び原子力安全委員会による審査が終了し、同年5月、日本原燃(株)は経済産業大臣から加工事業の許可を受け、同年10月、建設に着手しました。その後、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震以降、本格工事を見合わせていましたが、平成24年4月から工事を再開しています。

平成25年12月に核燃料施設等に係る新規制基準が施行されたことから、日本原燃(株)は、平成26年1月に原子力規制委員会に対し、新規制基準への適合性確認のため事業変更許可申請を行い、令和2年12月に許可を受けました。

また、しゅん工時期については平成26年4月に平成29年10月に変更しましたが、新規制基準への適合に必要な工事等を踏まえ、平成27年11月に平成31年度上期に、平成29年12月に平成34年度上期に、令和2年12月に2024年度上期に変更しています。

■原子燃料サイクル施設の現状と計画

施設名	ウラン濃縮工場	低レベル放射性廃棄物埋設センター	再処理工場	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	低レベル廃棄物受入れ・貯蔵施設(計画中)	MOX燃料工場(建設中)	
建設地点	青森県上北郡六ヶ所村大石平地区	青森県上北郡六ヶ所村弥栄平地区					
施設規模	150トンSWU／年で操業開始 最終的には1,500トンSWU／年規模	約20万m ³ (200ℓドラム缶 約100万本分相当) 最終的には約60万m ³ (同約300万本相当)	最大再処理能力 800トンU／年 使用済燃料貯蔵容量 3,000トンU	返還廃棄物貯蔵容量 ガラス固化体 2,880本	貯蔵容量 8,320本	最大加工能力 130トンHM／年	
用地面積	大石平 約340万m ³		弥栄平 約390万m ³ （専用道路などを含む）				
着工・操業時期	・着工 昭和63年10月14日 ・操業開始 平成4年3月27日	・着工 平成2年11月30日 ・操業開始 平成4年12月8日	・着工 平成5年4月28日 ・事業開始 平成11年12月3日 ・再処理工場本体竣工 2022年度上期予定	・着工 平成4年5月6日 ・操業開始 平成7年4月26日		・着工 平成22年10月28日 ・竣工 2024年度上期予定	

(資料3 原子燃料サイクル施設の主な経緯 86頁参照)

(資料6 原子燃料サイクル施設の概要 101頁参照)

(資料7 原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書 105頁参照)

(資料8 MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書 108頁参照)

4 使用済燃料中間貯蔵施設の概要

事業主体／リサイクル燃料貯蔵(株)

使用済燃料中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター）は、原子力発電所で使い終わった燃料を再び燃料として再処理するまでの間、貯蔵しておく施設で、リサイクル燃料貯蔵(株)が、むつ市に貯蔵量3,000トン規模の貯蔵建屋を1棟建設し、その後2,000トン規模の貯蔵建屋を建設する計画となっています。

1 主な立地の経緯

平成12年11月のむつ市からの要請に応え、東京電力(株)が、平成13年4月より、むつ市関根浜港周辺地域を対象として立地可能性調査を行い、平成15年4月、施設を建設することは技術的に可能と判断した旨の調査結果及び貯蔵規模、貯蔵方式などについての基本的な事業構想をむつ市に報告しました。

むつ市においては、立地可能性調査結果報告や事業構想等について、専門家会議、市民への説明会、市内各界各層の意見聴取のための懇話会が開催され、平成15年6月、市議会において、「施設立地は可能」とする調査特別委員会委員長報告が了承され、同月、むつ市長より施設の誘致表明がなされました。

平成16年2月、東京電力(株)から、青森県及びむつ市に対して立地協力要請があり、県としては、安全確保を第一義に慎重に対処する必要があることから、平成17年1月、専門家による安全性チェック・検討を行いました。その結果、同年3月、安全性チェック・検討会から、計画されている中間貯蔵施設に係る安全確保の基本的考え方は妥当である旨の検討結果が知事に報告されました。

県としては、中間貯蔵施設の立地協力要請については、県民を代表する県議会での議論、県内各市町村長の意見、青森県原子力政策懇話会の意見、県内5地区で開催した県民説明会、また、県民の意見を知事が直接伺う場としての「使用済燃料中間貯蔵施設についてご意見を聞く会」で意見を伺い、さらには、国及び事業者の取り組みを確認し、地元むつ市長の意向を確認した上で、平成17年10月、安全確保を第一義に、これを受諾することとし、同月、県民の安全、安心の確保の観点から、使用済燃料の確実な搬出及び新会社の品質保証体制の構築について事業者として遵守すべき事項について、県、むつ市、東京電力(株)及び日本原子力発電(株)との間で、「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定」を締結しました。

平成17年11月、東京電力(株)及び日本原子力発電(株)の原子力発電所から発生する使用済燃料の貯蔵・管理及びこれに付帯関連する事業を行うため、両社により「リサイクル燃料貯蔵(株)」が、むつ市に設立されました。

平成18年11月、リサイクル燃料貯蔵(株)は、事業許可の申請や詳細設計等を行うための詳細調査を終了し、平成19年3月、国に事業許可申請書を提出しました。平成21年12月、原子力安全・保安院による安全審査が終了し、その結果について、経済産業大臣から原子力委員会及び原子力安全委員会に対して諮問されました。平成22年4月、原子力委員会及び原子力安全委員会による審査が終了し、同年5月、経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業

を許可しました。

平成22年8月、1回目の設計及び工事の方法の認可を受け着工しました。

2 現 状

使用済燃料貯蔵施設のうち、貯蔵建屋が平成25年8月に完成しました。

また、平成25年12月に核燃料施設等に係る新規制基準が施行されたことから、平成26年1月、原子力規制委員会に対し、新規制基準適合に係る事業変更許可申請を行い、同委員会は、令和2年11月に許可しました。現在は、設計及び工事の計画の変更について審査を受けているところです。

事業開始時期については、当初、平成27年3月としていましたが、新規制基準への適合性審査の状況を踏まえ、平成27年1月に平成28年10月に変更、平成28年9月に平成30年後半に変更、平成31年1月に2021年度に変更、令和3年7月には、追加工事の工程の見直しを踏まえて、暫定的に2023年度に変更しています。

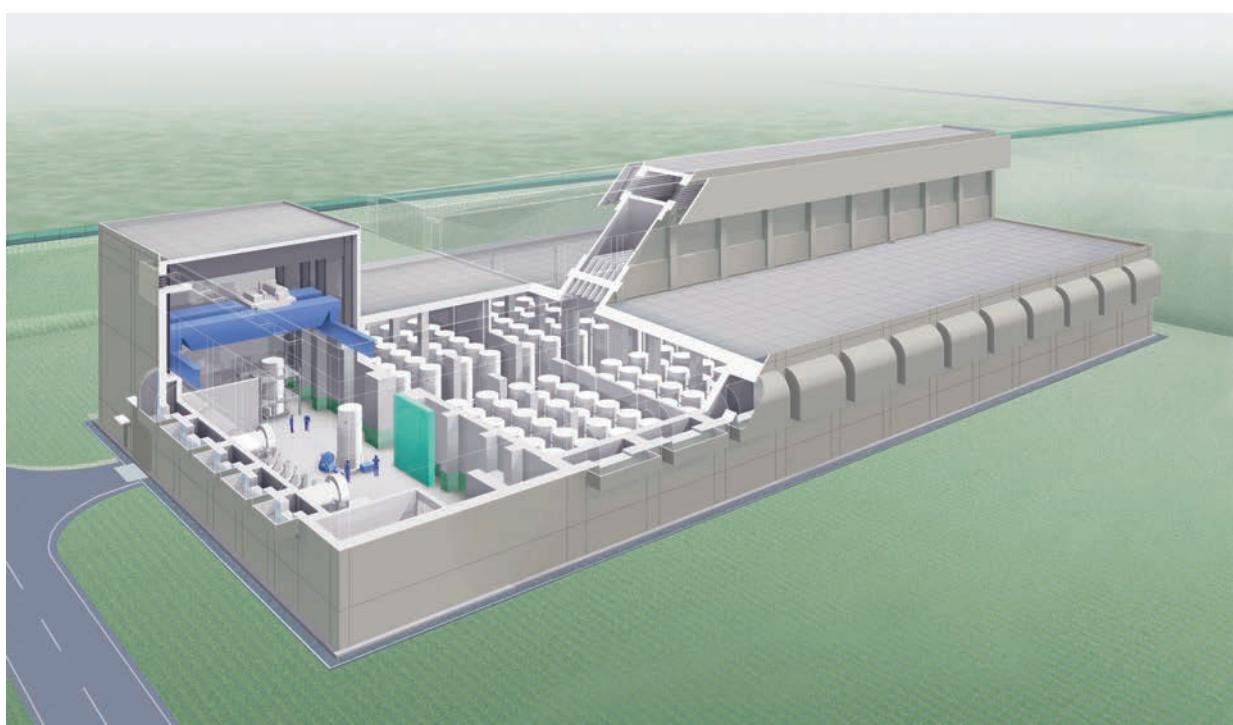
■使用済燃料中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター）建設計画の概要

位 置	むつ市大字関根字水川目地内	建設工程	1棟目 工事の開始：平成22年8月 事業開始：2023年度予定（暫定）
敷 地 面 積	約26万m ² （本体用地）		
貯 蔵 量	5,000トン（1棟目：約3,000トン）		
貯 蔵 方 式	金属製乾式キャスク方式		

（事業変更許可申請書等による）

(資料4 使用済燃料中間貯蔵施設の主な経緯 97頁参照)

(資料43 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書 204頁参照)



使用済燃料中間貯蔵施設の貯蔵建屋イメージ（画像提供：リサイクル燃料貯蔵株）

5 旧原子力船「むつ」関連施設の概要

事業主体／国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力船「むつ」の研究開発は、日本の原子力船に関する技術、知見、経験等の蓄積、涵養を図るため、内閣総理大臣・運輸大臣が定めた「日本原子力研究所（現在、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）の原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画」に基づいて進められました。

1 経 緯

原子力船「むつ」は、昭和43年に建造が開始され、翌年には進水するなど順調に計画が進められ、大湊定係港には昭和45年に回航されました。

しかしながら、昭和49年に尻屋崎沖の海域で、出力上昇試験実施中に放射線漏れをおこし、計画が遅れる事態となりました。その後、佐世保港でのしゃへい改修工事等を経て、昭和63年1月に閑根浜新定係港に回航されました。

平成2年からは出力上昇試験・海上試運転が閑根浜港及び洋上で行われ、平成3年2月に、日本で最初の原子動力実験船として誕生しました。引き続き4回にわたって行われた実験航海は無事終了し、「むつ」の研究開発はその目的を達成しました。

原子力船「むつ」の解役工事は、平成4年度から開始され、平成7年6月、原子炉室一括撤去により計画どおりに終了しました。

2 現 状

「むつ」の船体は、海洋科学技術センター（現在、国立研究開発法人海洋研究開発機構）に引き渡され、改造により世界最大級の海洋地球研究船「みらい」として平成9年10月に完成し、閑根浜港を母港として国際的な海洋観測活動等を行っています。

撤去された原子炉室は、平成8年7月にオープンした「むつ科学技術館」（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構所有・公益財団法人日本海洋科学振興財団運営）において、先端科学技術に関する展示と併せて、当分の間保管・展示されることとなっています。

「むつ」の使用済燃料については、平成13年11月までに全て搬出され、現在、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（茨城県）で保管されています。

また、放射性固体廃棄物については、最終処分のため搬出するまでの間、燃料・廃棄物取扱棟等において保管されることとなっています。

（資料5 旧原子力船「むつ」関連施設の主な経緯 99頁参照）



むつ科学技術館



海洋地球研究船「みらい」

第2章

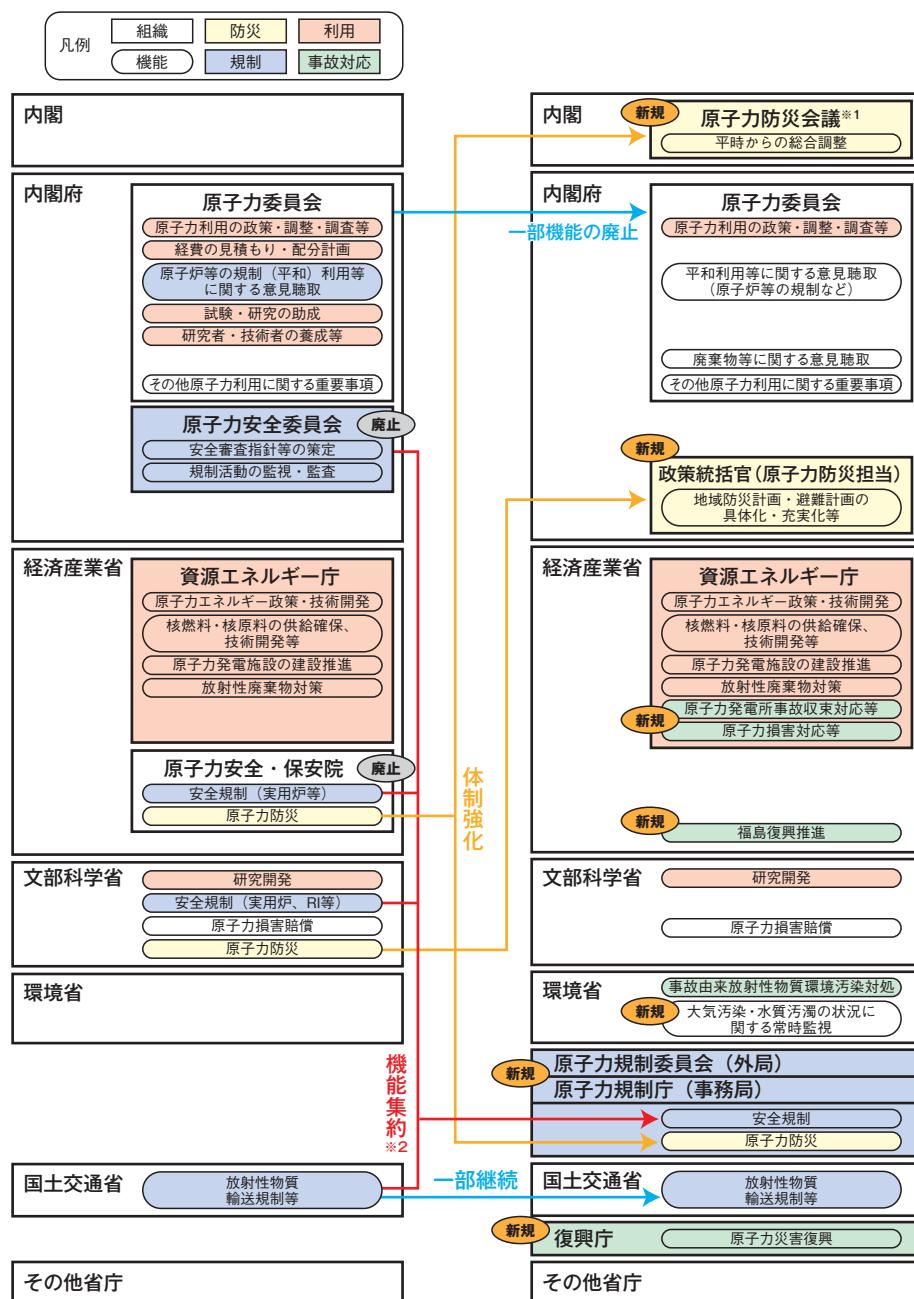
原子力行政

1 国の原子力行政

(1)原子力安全規制体制の見直し

国では、これまでの原子力安全規制体制を見直し、原子力利用の推進と規制の分離や規制の一元化、高い独立性の確保を図ること等を目的として、平成24年6月20日に「原子力規制委員会設置法案」を可決・成立させ、9月19日に「原子力規制委員会」が発足しました。

東電福島第一原発事故前後の原子力行政の体制



[令和2年度原子力白書より引用]

《原子力安全規制体制に係る改革の要点》

1. 「規制」と「利用」の分離

原子力利用の推進を担う経済産業省から安全規制部門を分離し、独立性の高い「原子力規制委員会」を新設。

2. 「規制」の一元化

各関係行政機関が担っていた原子力の「規制」に関する機能を原子力規制委員会に統合。

3. 透明性の高い情報公開

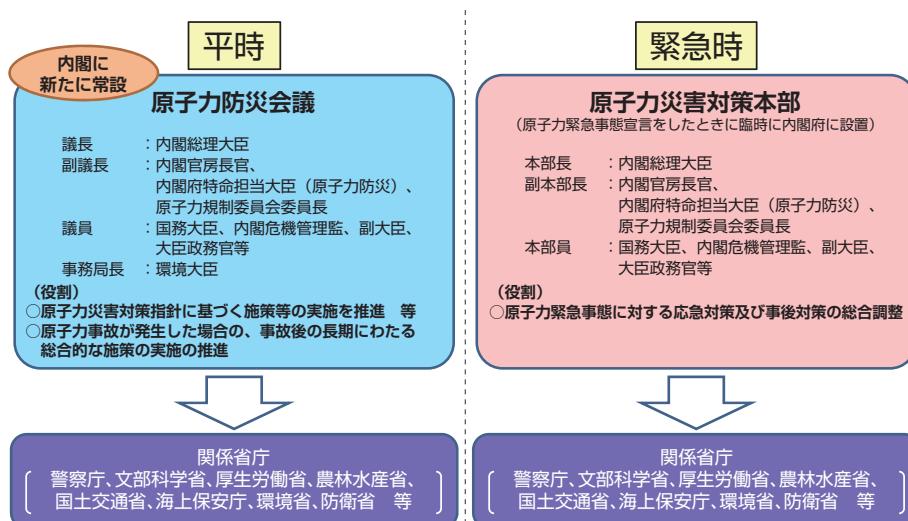
原子力規制委員会は、自発的に、可能な限りの行政文書をホームページ等で公開。また、会議や電力会社等の被規制者との間の議論についても、記録を残し、原則公開。

4. 原子力規制の転換

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓や国内外からの指摘を踏まえ、「重大事故対策の強化」、「最新の知見に基づく規制の実施」、「40年運転制限の導入」など、原子力規制を強化。

5. 原子力防災体制の強化

緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、内閣に原子力防災会議を新たに常設。

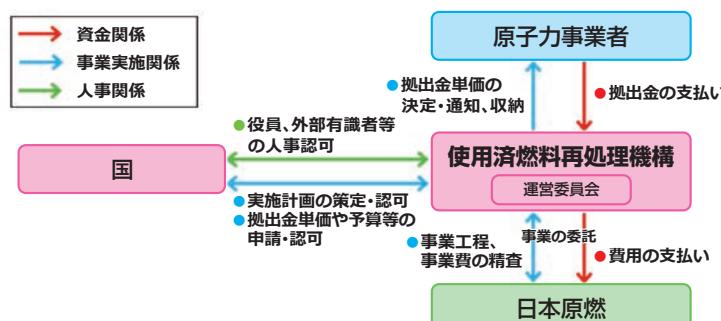


(2)使用済燃料の再処理等の実施体制の見直し

国では、電力システム改革による競争環境下等においても、使用済燃料の再処理等の業務を着実に実施するため、平成28年5月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理等拠出金法）」を制定し、再処理等の実施体制の見直しを行いました。

《新たな実施体制》

- 資金面（拠出金制度の創設）
- 主体面（認可法人「使用済燃料再処理機構」の設立）
- 体制面（外部有識者を含む運営委員会での意思決定、国の認可等）

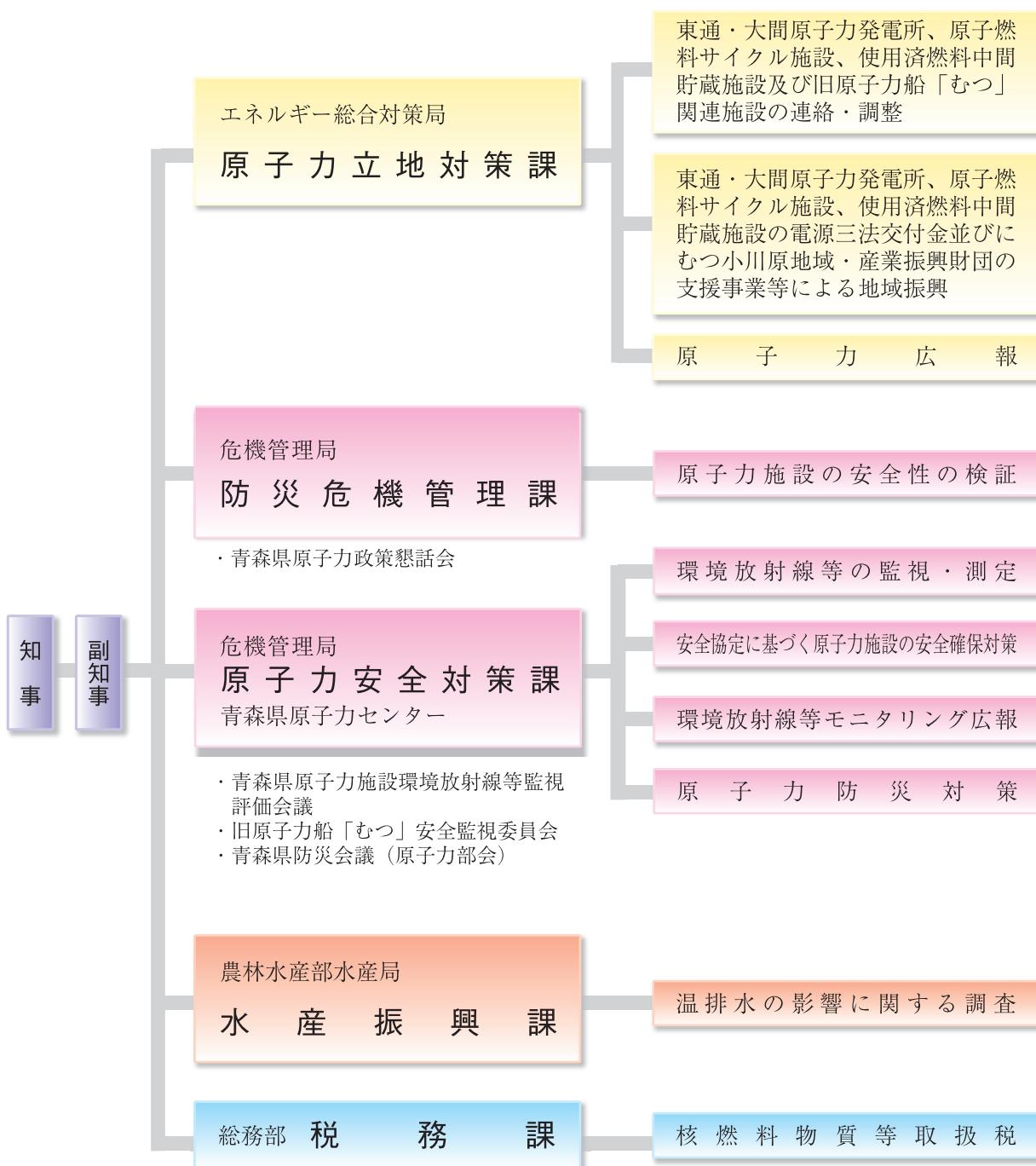


2 県・関係市町村の原子力行政

(1)県の原子力行政組織

本県においては、原子燃料サイクル施設、東通・大間原子力発電所、使用済燃料中間貯蔵施設及び原子力関連プロジェクト等が進められています。

このため、県では、これら原子力施設について、①立地等に関する連絡調整、②原子力施設の立地による地域振興対策、③周辺地域住民の安全の確保と環境の保全を図ることなどに関する事務、④原子力防災対策を、次の体制により処理しています。



(2)関係市町村の原子力行政組織

●原子燃料サイクル施設、東通・大間原子力発電所及び使用済燃料中間貯蔵施設所在及び隣接市町村等における窓口は、次のとおりです。

[所在市町村]

市町村名	担当課	住所	電話・FAX
むつ市	エネルギー戦略課	〒035-8686 むつ市中央1丁目8-1	0175-22-1111 0175-23-4108
六ヶ所村	政策推進課	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475	0175-72-2111 0175-72-2122
ク	原子力対策課	ク	ク 0175-72-8132
大間町	企画経営課	〒039-4601 下北郡大間町大字大間字奥戸下道20-4	0175-37-2111 0175-37-4661
東通村	原子力対策課	〒039-4292 下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34	0175-27-2111 0175-27-2501
ク	経営企画課	ク	ク 0175-27-2130

[隣接市町村等]

市町村名	担当課	住所	電話・FAX
十和田市	総務課	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1	0176-51-6702 0176-22-5100
ク	政策財政課	ク	0176-51-6710 0176-24-9616
三沢市	政策調整課	〒033-8666 三沢市桜町一丁目1-38	0176-53-5111 0176-52-5656
平内町	企画政策課	〒039-3393 東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	017-718-1325 017-755-2145
野辺地町	防災安全課	〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地123-1	0175-64-2111 0175-64-9594
七戸町	企画調整課	〒039-2792 上北郡七戸町字森ノ上131-4	0176-68-2940 0176-68-2804
六戸町	企画財政課	〒039-2392 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176-55-4583 0176-55-3112
横浜町	企画財政課	〒039-4145 上北郡横浜町字寺下35	0175-78-2111 0175-78-2118
東北町	企画課	〒039-2492 上北郡東北町上北南四丁目32-484	0176-56-3111 0176-56-3110
おいらせ町	政策推進課	〒039-2192 上北郡おいらせ町中下田135-2	0178-56-4273 0178-56-4364
風間浦村	企画政策課	〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5	0175-35-2111 0175-35-2403
佐井村	総合戦略課	〒039-4711 下北郡佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-2111 0175-38-2492

●旧原子力船「むつ」関連施設

むつ市における窓口は、次のとおりです。

市町村名	担当課	住所	電話・FAX
むつ市	エネルギー戦略課	〒035-8686 むつ市中央1丁目8-1	0175-22-1111 0175-23-4108

第3章

安全確保・環境保全対策



原子力センター テレメータ室

1 原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及び使用済燃料中間貯蔵施設

(1)安全協定（原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所）

原子力施設の安全確保については、事業者が責任をもって安全対策に取り組むとともに、法令に基づいて安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本です。

一方、県としても、県民の安全を守るという立場から、原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所について、地元の六ヶ所村、東通村とともに事業者の日本原燃株、東北電力株と安全協定（事業者が遵守すべきことなどを取り決めたもの）を締結して、施設への立入調査や環境の監視を行っています。

安全協定の主な内容

○ 安全確保・環境保全

事業者は、放射性物質等により周辺地域に被害を及ぼすことのないよう万全の措置を講ずる。

○ 情報公開

事業者は積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努める。

○ 施設の増設等の事前了解

事業者は、施設の増設等をしようとするときは、事前に県、村の了解を得なければならない。

○ 放射性物質の放出管理

事業者は、管理目標値により放射性物質の放出管理を行う。

○ 輸送計画等の事前連絡

事業者は、使用済燃料等の輸送計画等を事前に県、村に連絡する。

○ 環境放射線等の測定

県と事業者は計画に基づいて環境放射線と温排水等の測定を行う。

○ 平常時の報告

事業者は、施設の運転状況などを県・村に定期的に報告する。

○ 異常時の連絡

事業者は、施設に異常事態が発生したときは直ちに県・村に連絡する。

○ 立入調査

県、村は施設への立入調査を行うことができる。

○ 措置の要求

県、村は安全確保上必要と認めるとき、施設の運転停止等を事業者に求め、事業者はこれに従う。

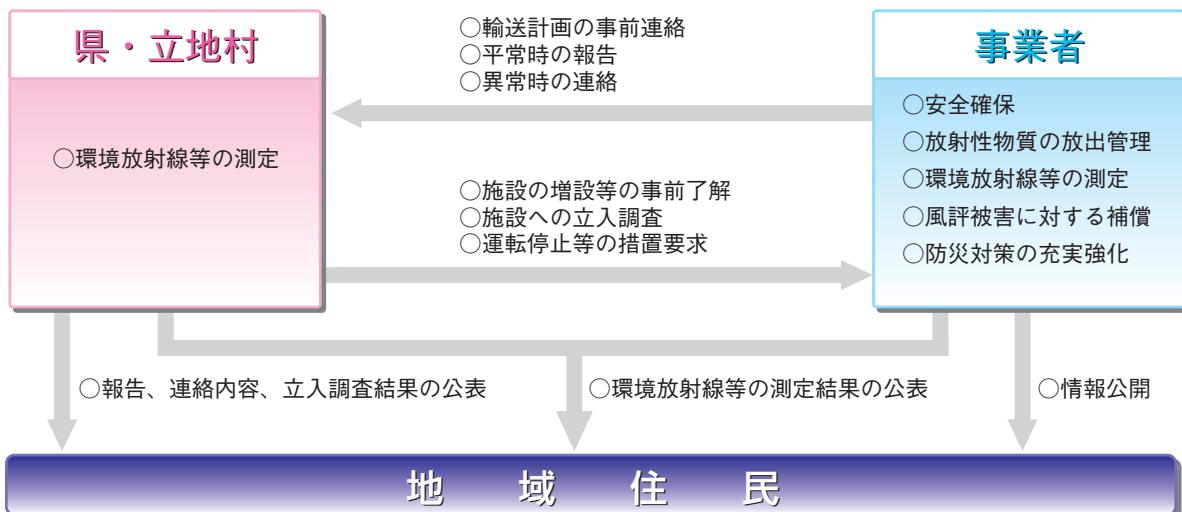
○ 風評被害の措置

事業者は、風評被害が発生した場合、補償等万全の措置を講ずる。

○ 防災対策

事業者は、防災体制の充実・強化に努める。

<安全協定のしくみ>



- (資料10) 六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書 112頁参照)
- (資料11) 六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則 117頁参照)
- (資料12) 六ヶ所ウラン濃縮工場隣接市町村民の安全確保等に関する協定書 120頁参照)
- (資料13) 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書 123頁参照)
- (資料14) 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則 128頁参照)
- (資料15) 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書 131頁参照)
- (資料16) 六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書 134頁参照)
- (資料17) 六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則 139頁参照)
- (資料18) 六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書 142頁参照)
- (資料19) 六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書 145頁参照)
- (資料20) 六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則 151頁参照)
- (資料21) 六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての隣接市町村民の安全確保等に関する協定書 155頁参照)
- (資料23) 覚書 160頁参照)
- (資料30) 風評による被害対策に関する確認書 167頁参照)
- (資料31) 風評による被害対策に関する確認書の一部を変更する覚書 169頁参照)
- (資料32) 東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書 172頁参照)
- (資料33) 東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則 177頁参照)
- (資料34) 東通原子力発電所隣接市町村民の安全確保等に関する協定書 181頁参照)
- (資料35) 東北電力株式会社東通原子力発電所に係る野辺地町民の安全確保等に関する協定書 184頁参照)

(2)環境モニタリング

県は、「原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリング構想、基本計画及び実施要領」に基づき、平成元年4月から原子燃料サイクル施設周辺の環境放射線等の監視測定（モニタリング）を行っています。

また、「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング基本計画、実施計画及び実施要領」に基づき、平成15年4月から東通原子力発電所周辺の環境放射線の監視測定を行っています。

なお、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設（リサイクル燃料備蓄センター）については、「リサイクル燃料備蓄センターに係る環境放射線モニタリング計画」に基づき、平成20年4月からリサイクル燃料備蓄センター周辺の環境放射線の事前調査を行っています。

モニタリングステーション（測定局）等を施設の周辺に設置して、周辺の放射線レベルを連続的に監視し、また、水・表土のほか農畜産物や海産物等の環境試料を定期的に採取して、その放射能等を分析・測定しています。

これらの測定は、県のモニタリング計画に基づき事業者も実施しています。県と事業者が測定した空間放射線と放射能等のデータは、県が設置した「原子力施設環境放射線等監視評価会議」（監視評価会議）において、評価・確認されます。

監視評価会議で評価されたデータは、広報誌「原子力環境だよりモニタリングつうしんあおもり」等により公表しています。

（資料36 青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議設置要綱 187頁参照）

環境放射線等監視

環境放射線等監視の目的は、空間放射線及び環境試料中の放射能等の測定を行い、環境における原子力施設起因の放射線による公衆の線量が年線量限度（1ミリシーベルト）を十分下回っていることを確認することにあり、監視の対象地域は、六ヶ所村、東通村、むつ市及びその周辺の三沢市、野辺地町、横浜町、東北町となっています。また、比較対照のために青森市及びむつ市川内町においても実施しています。

環境放射線監視の概要

◇原子燃料サイクル施設に係るモニタリング

空 間 放 射 線		環境試料中の放射能等	
空間放射線量率	15 局		
積 算 線 量	37か所		
モニタリングカー	定 点 走行測定	24か所 9ルート	大気浮遊じん、大気、降下物、雨水、陸水、 陸土、農畜産物、指標生物、淡水産食品、 海水、海底土、海産食品
			876検体

※令和2年度実績

◇東通原子力発電所に係るモニタリング

空間放射線		環境試料中の放射能	
空間放射線量率	13局	大気浮遊じん、降下物、陸水、表土、農畜産物、指標生物、海水、海底土、海産食品	348検体
積算線量	24か所		

※令和2年度実績

◇リサイクル燃料備蓄センターに係るモニタリング

空間放射線		環境試料中の放射能	
空間放射線量率	2局	表土、松葉	12検体
積算線量	8か所		

※令和2年度実績

① 空間放射線

原子力施設から環境への影響があった場合、すみやかに検知することを目的として、モニタリングステーション等を設置し、空間放射線量率などの測定を行っています。

空間放射線量率などの測定結果は、環境放射線テレメータシステムにより、原子力センターに伝送され、そのデータは六ヶ所村、東通村、隣接市町村及び県庁等の表示装置やインターネットにより公開され、放射線レベル等が一目でわかるようになっています。

施設からの長期間における影響の推定、評価を目的として積算線量計を設置し、3か月間の積算線量の測定を行うほか、モニタリングカーを配備して空間放射線などの移動測定等を行っています。

(図1 空間放射線等の測定地点図 28～30頁参照)

② 環境試料中の放射能等

原子力施設から放出される放射性物質等の環境への影響の推定、評価や環境における蓄積状況の把握を目的として、牛乳や長いもなどの農畜産物、ヒラメ、ウニなどの海産物をはじめ、海水、海底土、陸水、陸土、大気浮遊じんなど年間約40種類、1,242検体の試料について放射能等の分析を行っています。

これらの環境試料は、定期的に採取し、乾燥、灰化などの前処理を行った後、ゲルマニウム(Ge)半導体検出器などの測定装置を用いて放射能等を測定しています。

(表1 環境試料の採取時期 31頁参照)

(図2 環境試料の採取地点図 32～34頁参照)



モニタリングステーション



表示装置（県庁）

図1-1 原子燃料サイクル施設に係る空間放射線等の測定地点図

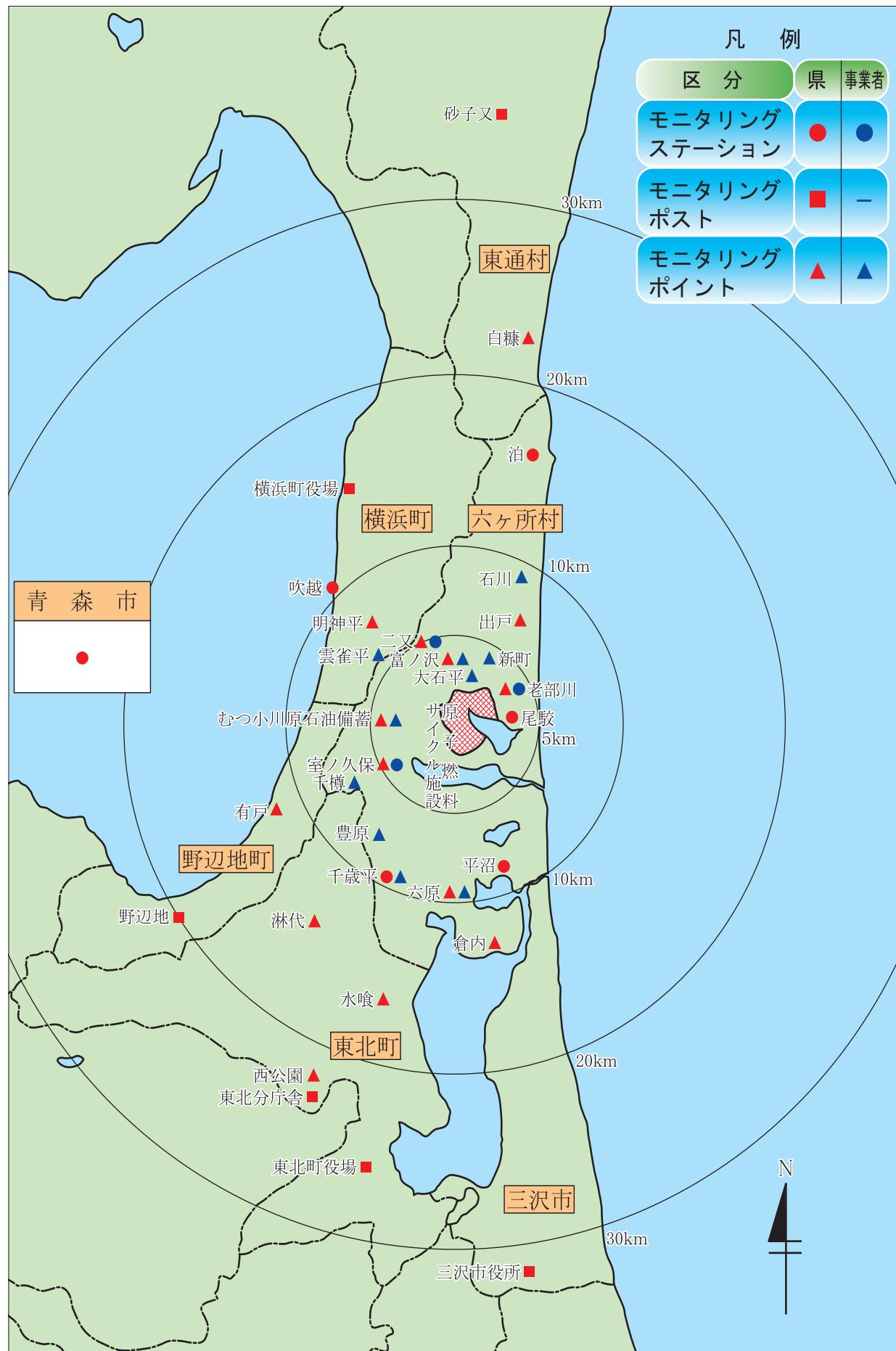


図1-2 東通原子力発電所に係る空間放射線等の測定地点図

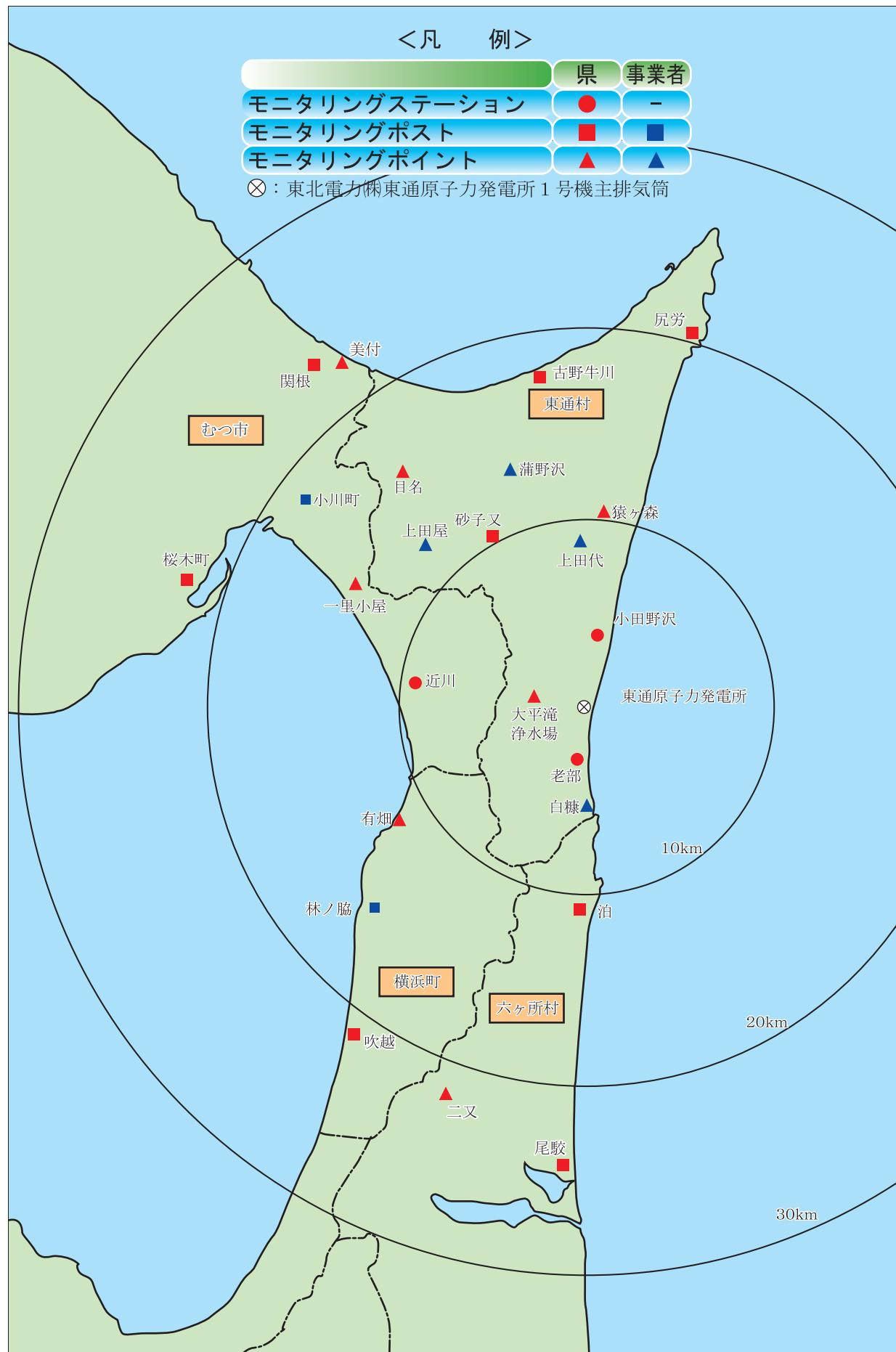


図1-3 リサイクル燃料備蓄センターに係る空間放射線等のモニタリング地点図



表1 環境試料の採取時期

◇原子燃料サイクル施設に係るモニタリング

試料の種類		頻度	試料の種類	頻度
陸上試料	大気浮遊じん	年4回	牧草	年2回
	大気	水蒸気	デントコーン	年1回
		フッ素	指標生物(松葉)	年2回
	降下物・雨水	毎月	ワカサギ	年1回
	河川水	年1回	シジミ	
	湖沼水	年2~4回	海水	年2~4回
	水道水	年4回	海底土	年1回
	井戸水		ヒラメ、コンブ、イカ、 ヒラツメガニ、ウニ、 ホタテ、アワビ	年1~2回
	河底土	年1回		
	湖底土	年1回		
	表土	年1回		
	牛乳	年2~4回	指標生物 (ムラサキイガイ) (チガイソ)	年2回
	ハクサイ、ダイコン、 ナガイモ、キャベツ、 バレイショ、精米	年1回		

◇東通原子力発電所に係るモニタリング

試料の種類		頻度	試料の種類	頻度
陸上試料	大気浮遊じん	毎月	牛肉	年1回
	降下物	毎月	指標生物(松葉)	年2回
	河川水	年2回	海水	年2~4回
	水道水	年4回	海底土	年1回
	井戸水	年2回	ヒラメ、カレイ、アイ ナメ、ウスメバル、コ ウナゴ、コンブ、タコ、 ウニ、ホタテ、アワビ	年1回
	表土	年1回		
	バレイショ、ダイコン、 ハクサイ、アブラナ、 キャベツ、精米	年1回		
	牛乳	年4回		
	牧草	年2回	指標生物 (ムラサキイガイ) (チガイソ)	年2回

◇リサイクル燃料備蓄センターに係るモニタリング

試料の種類		頻度
陸上試料	表土	年1回
	指標生物(松葉)	年2回

図2-1 原子燃料サイクル施設に係る環境試料の採取地点図

<凡 例>	
試料の種類	県 事業者
大気浮遊じん	A A
降下物・雨水	B
河川水・湖沼水	C C
河底土・湖底土	D D
水道水	E E
井戸水	e e
表土	F F
牛乳	G G
精米	H H
野菜	I I
牧草等	J J
指標生物	K
淡水産・海産食品	L L
海水・海底土	M M
大気(フッ素)	N N
大気(水蒸気状)	O O

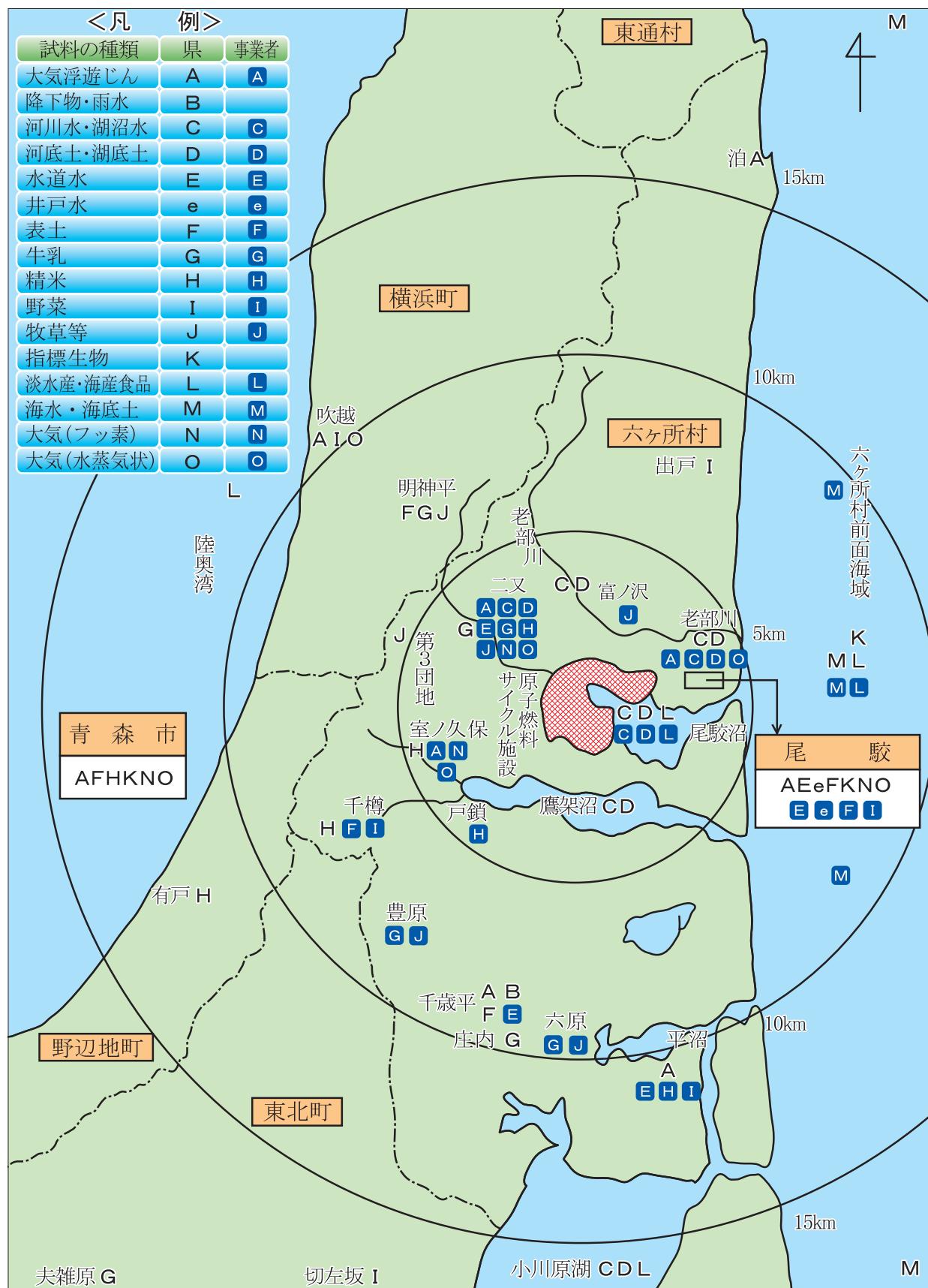


図2-2 東通原子力発電所に係る環境試料の採取地点図

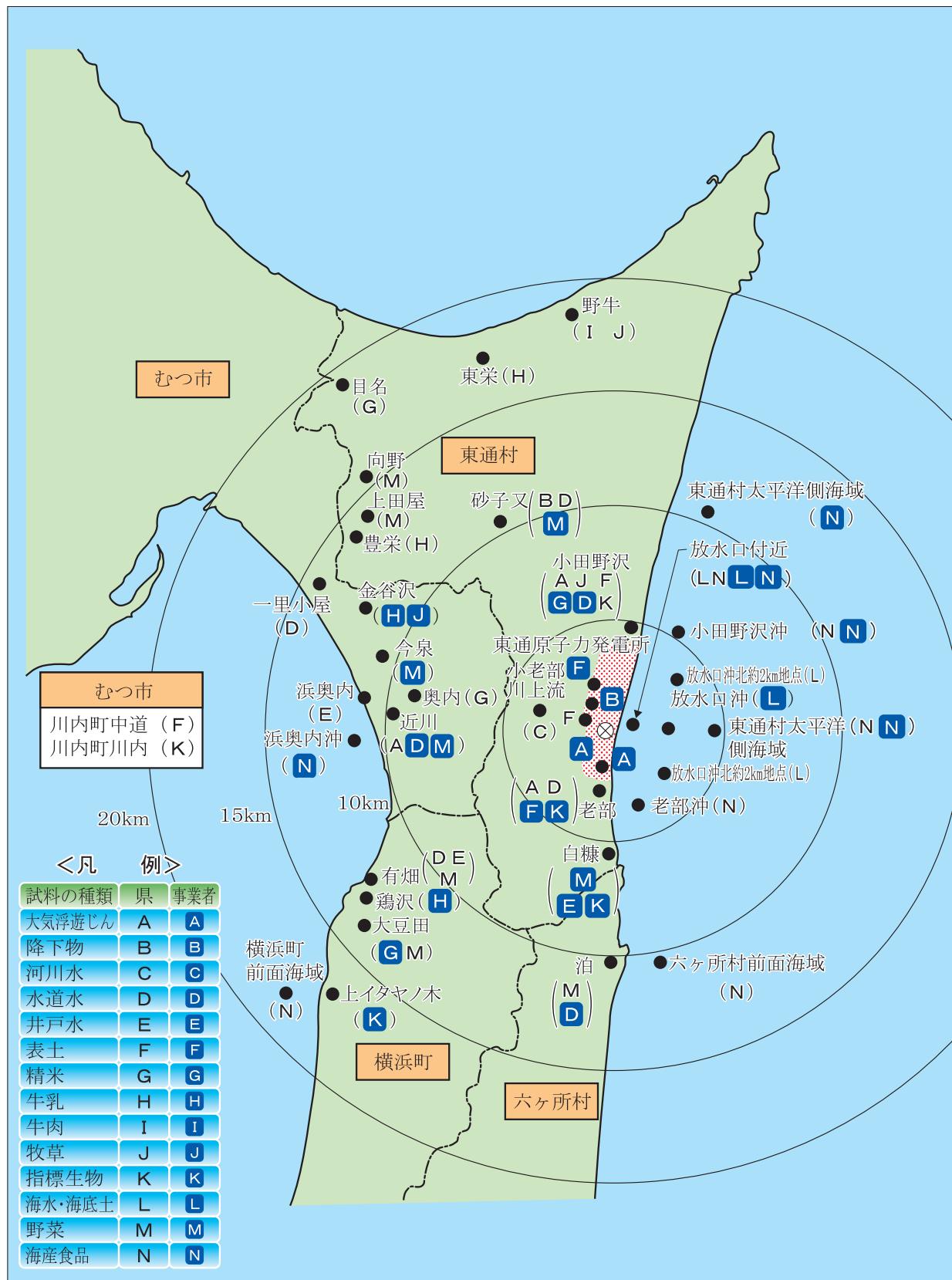
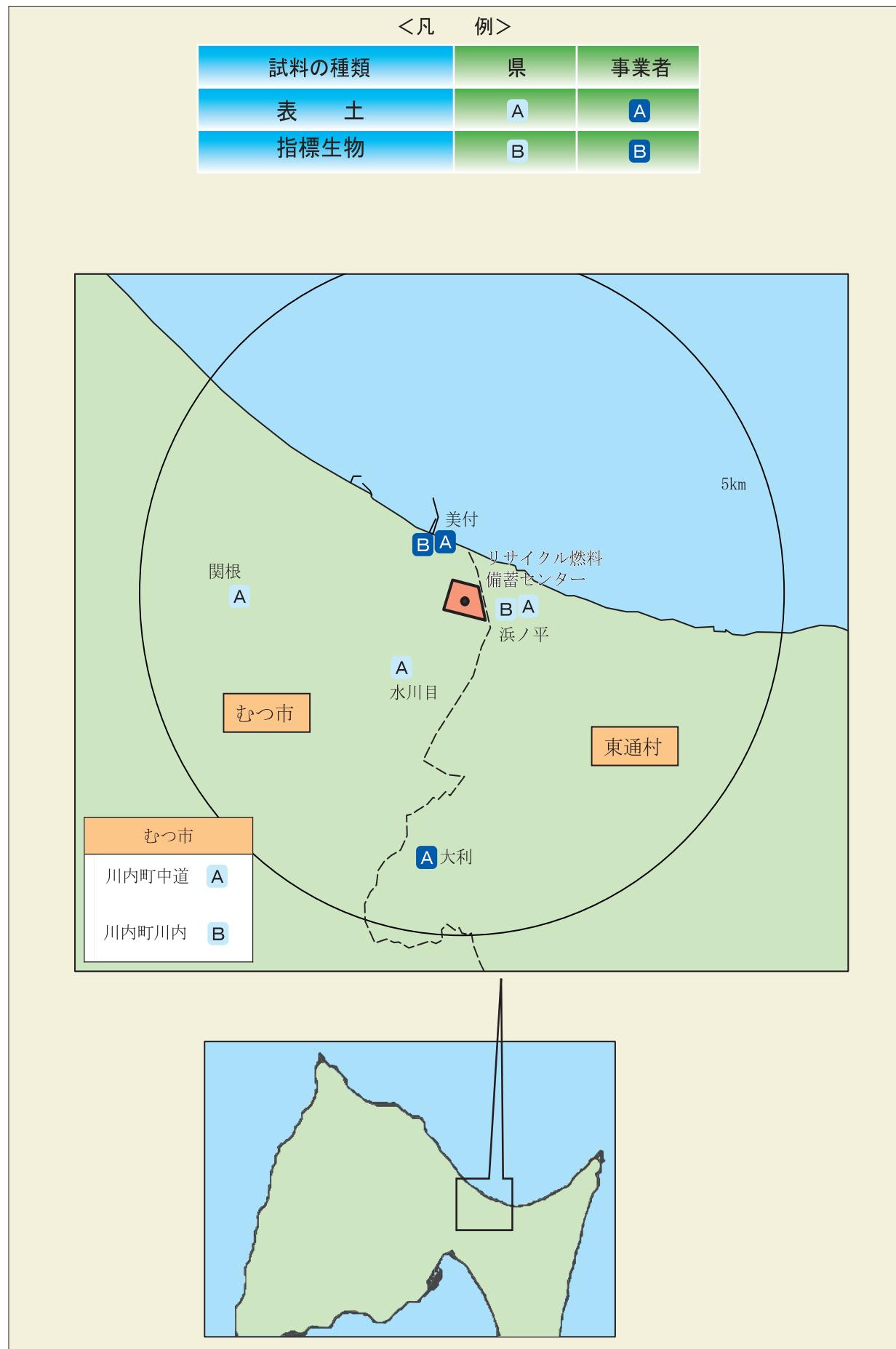


図2-3 リサイクル燃料備蓄センターに係る環境試料のモニタリング地点図



2 旧原子力船「むつ」関連施設

(1)安全協定

県、むつ市及び県漁業協同組合連合会の地元三者は、原子力船「むつ」の解役に当たり、周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等を図る目的で、日本原子力研究所（現 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）と平成4年5月22日、「日本原子力研究所むつ事業所の周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書」（安全協定）を締結しています。

（資料37 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書 189頁参照）

（資料38 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書の運用に関する細則 193頁参照）

(2)監視協定

県、むつ市及び県漁業協同組合連合会の地元三者は、住民の健康を保護し、環境を保全する目的で、日本原子力研究所（現 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）と平成4年5月22日、「日本原子力研究所むつ事業所に係る放射能の監視に関する協定書」（監視協定）を締結しています。

（資料39 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書 195頁参照）

（資料40 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書の運用に関する細則 197頁参照）

(3)環境モニタリング

県、むつ市、県漁業協同組合連合会の地元三者は、原子力船「むつ」安全監視委員会の承認を受けた監視計画に基づき、旧原子力船「むつ」関連施設に係る放射能監視を実施しています。

定期的に旧原子力船「むつ」関連施設等に立入調査を実施し安全の確認を行うほか、空間放射線の測定、環境試料中の放射能分析を行い、その結果は原子力船「むつ」安全監視委員会に諮られ、検討・評価され公表されています。

(資料41 原子力船「むつ」安全監視委員会の設置及び運営に関する要綱 199頁参照)

監 視 項 目	地 点	頻 度	時 期	図 番 号
固体廃棄物	定 期 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	年2回	8月、2月	
	そ の 他	作業に応じて随時		
空間放射線	積算線量 (R P L D) 浜関根 美 付 関 根 水川目	年4回	四半期ごと	① ② ③ ④
環境試料の 核種分析 $\left(^{60}\text{Co} \atop ^{137}\text{Cs} \right)$	放 出 水 放 出 口 取 水 口	放出の都度		⑤ ⑥

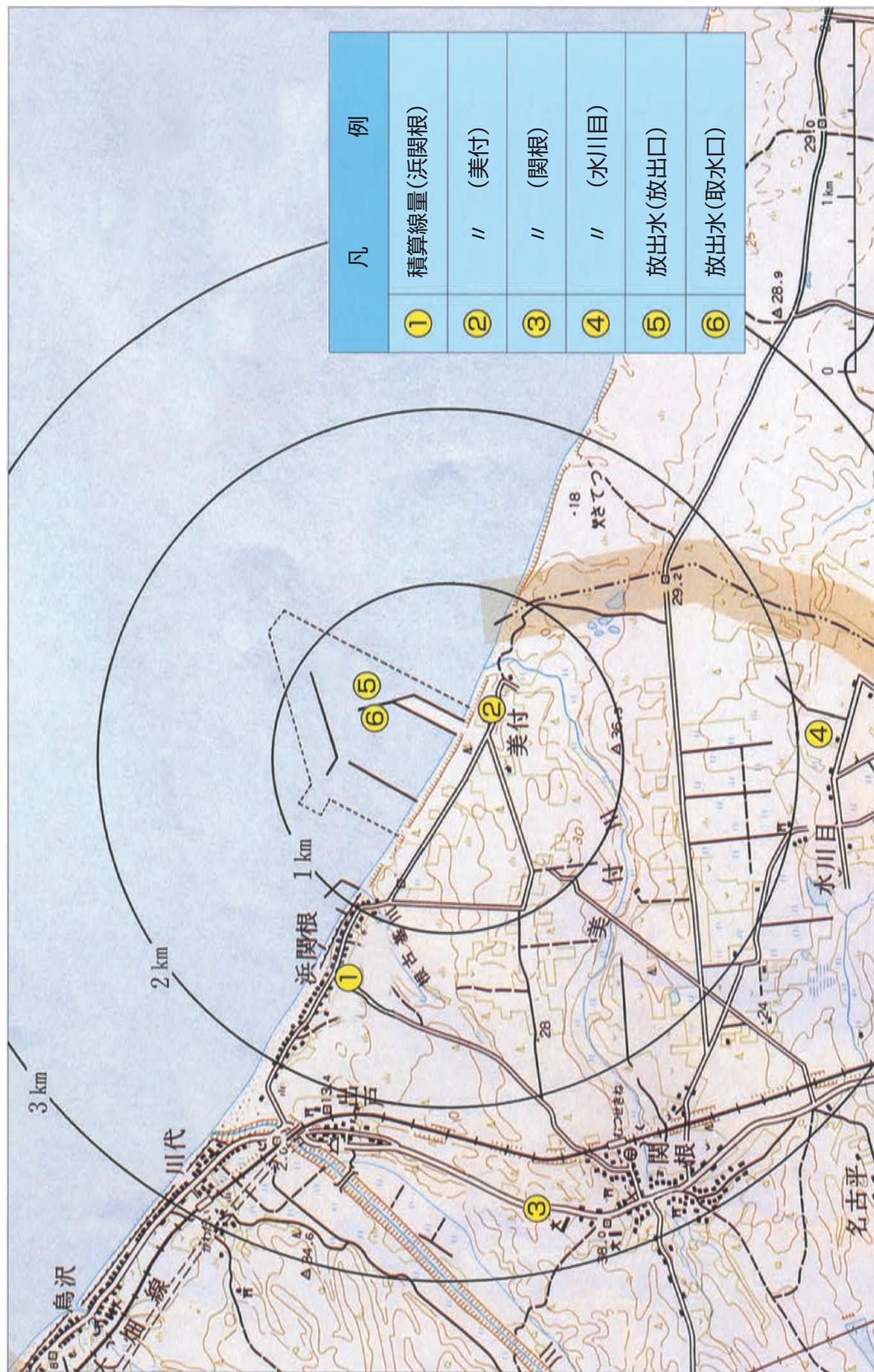
(図1 関根浜地区環境放射線等測定地点図 37頁参照)

※平成19年4月1日付けで組織改正され、独立行政法人日本原子力研究開発機構むつ事業所は
独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所に名称変更された。

※平成27年4月1日付けで組織改正され、独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所は、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所に名称変更された。

※平成28年4月1日付けで組織改正され、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所
は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに名称変更された。

図1 関根浜地区環境放射線等測定地点図



3 環境放射能水準調査

県内における環境放射能の水準を把握するため、昭和36年から国の委託により環境放射能水準調査として、空間放射線の測定や環境試料中の放射能分析を行っており、調査結果は、国がホームページ等で公表しています。

① 空間放射線

モニタリングポストにより県内9地点において空間放射線量率を連続して測定しています。測定結果については、国がオンラインで全国の測定結果を一元的に収集し、公表しています。

② 環境試料中の放射能

定時降水中の全ベータ放射能測定や、降下物（雨水・ちり）、大気浮遊じん、上水（蛇口水）、牛乳、野菜、精米、土壤、海水、海底土、魚類、貝類、海藻類の年間34検体の試料について放射能分析を行っています。

環境放射能水準調査の内容

測定項目			地点数又は検体数	頻度
空間放射線	空間放射線量率	モニタリングポスト	9 地点	連続
環境試料中の放射能	全ベータ放射能	定時降水	137検体 (令和2年度実績)	降雨ごと (午前9時頃採取)
	核種分析 (¹³⁷ Cs, ¹³¹ I等) 放射化学分析*	降下物（雨水・ちり）	12検体	毎月
		大気浮遊じん	4 検体	3か月ごと
	上水（蛇口水）、牛乳、 野菜、精米、土壤、海水、 海底土、魚類、貝類、海 藻類		18検体	年1回

* 放射化学分析は、県が送付した試料について、公益財団法人日本分析センターが実施しています。

環境放射能水準調査 地点図



(空間放射線)

測定項目	測定地点	番号
空間放射線量率 (モニタリング ポスト)	青森市	①
	弘前市	②
	八戸市	③
	五所川原市	④
	十和田市	⑤
	むつ市川内町	⑥
	深浦町	⑦
	外ヶ浜町	⑧
	三戸町	⑨

(環境試料中の放射能)

測定項目	採取地点	番号
全ベータ放射能	青森市	A
定時降水	青森市	A
降下物	青森市	A
大気浮遊じん	青森市	A
上水 (蛇口水)	青森市	B
牛乳 (原乳)	青森市	C
野菜	キヤベツ	D
野菜	ジャガイモ	E
精米	弘前市	F
土壤 (0-5cm, 5-20cm)	青森市、五所川原市	G H
海水	平内町、深浦町	I J
海底土	平内町、深浦町	I J
魚類	カレイ	I
貝類	ホタテ	I
貝類	ムラサキイガイ	K
海藻類	ワカメ	J L

4 青森県原子力センター

青森県は、平成2年に青森県環境保健センター（放射能部）及び六ヶ所放射線監視局を設置し、県内の原子力施設に係る環境放射線等の調査並びに監視等を行ってきました。

その後、新たな原子力施設の立地が進められたことから、これに対応して監視体制等の拡充を図るため、平成15年4月、上記両施設の機能を再編成し、六ヶ所村に青森県原子力センターを設置しました。

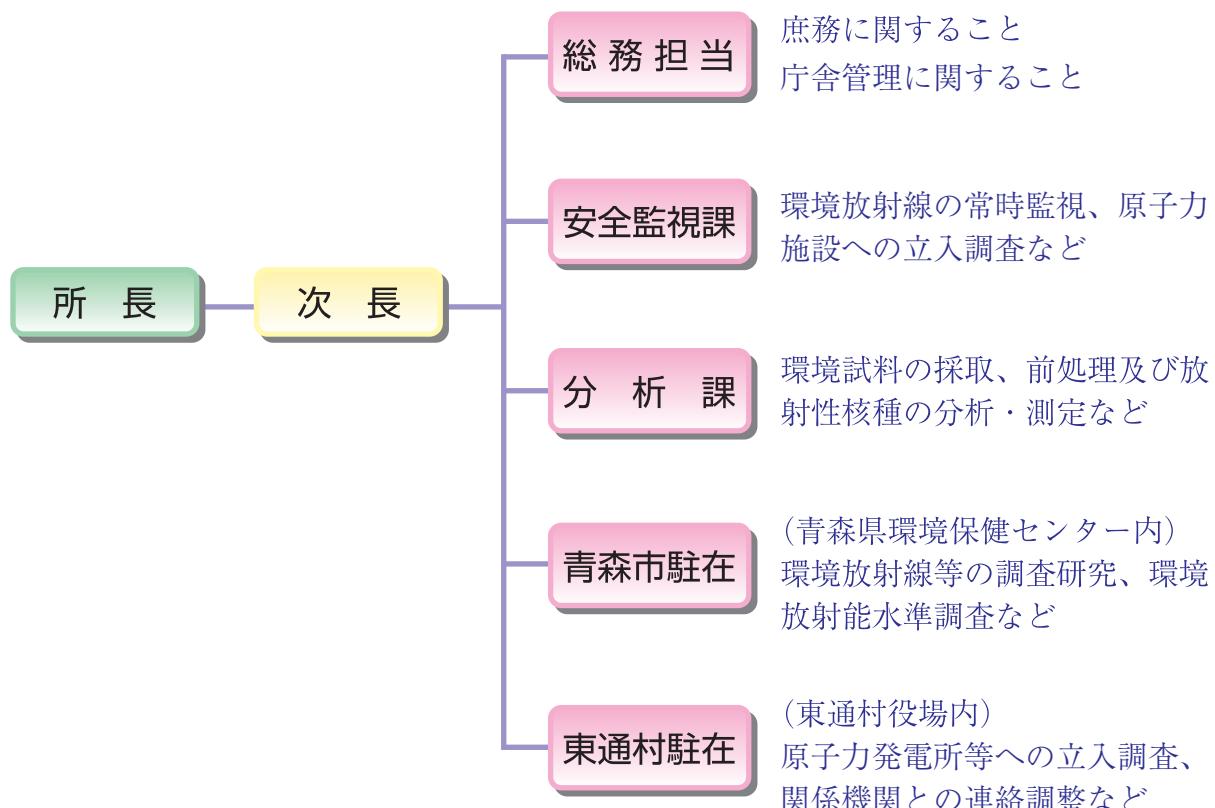
原子力センターでは、原子力施設周辺地域における環境放射線の監視や安全協定に基づく施設への立入調査などを行うほか、原子力災害発生時には、緊急時環境放射線モニタリングの拠点となります。



組織と業務

《主な事務》

- 1 環境放射線等の監視に関すること
- 2 立地した原子力施設の安全性に関すること



施設の概要

[本所(六ヶ所村)]

●敷地面積: 7,141m²

●施設の構造及び規模

本棟: 鉄筋コンクリート造
り一部2階建延べ床面積3,204m²

車庫・倉庫棟: 鉄筋造り平屋建
延べ床面積122m²

排水処理棟: 鉄筋コンクリート造
り平屋建
延べ床面積14m²



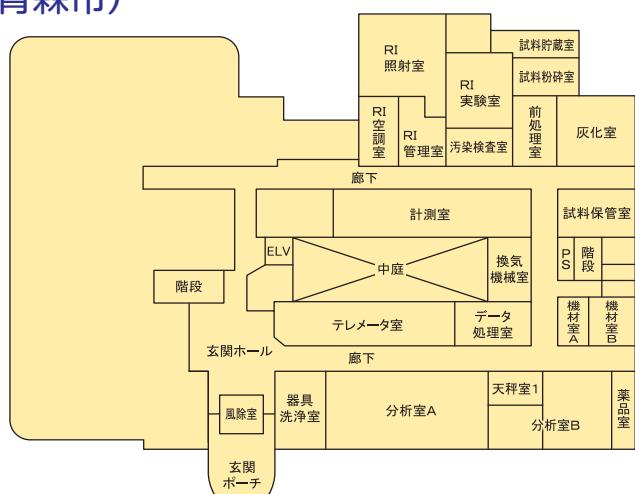
2階平面図



敷地内配置図及び1階平面図

原子力センター青森市駐在（青森市）

平成2年度に環境保健センター放射能部として整備した施設を活用しています。



青森県環境保健センター1階平面図

第4章

防 災 対 策



東通オフサイトセンター

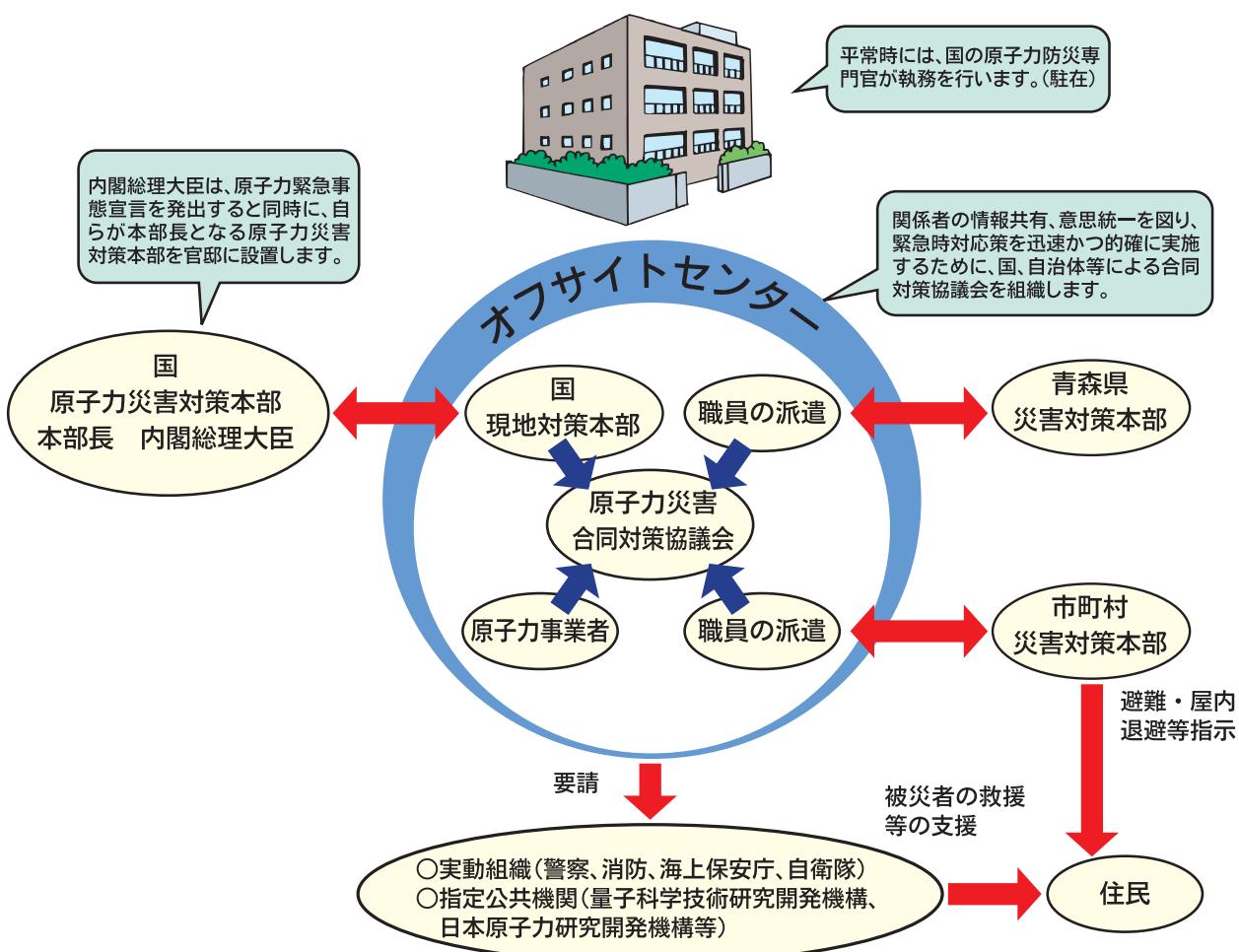
1 原子力防災対策

原子力防災対策については、原子力災害対策特別措置法に基づき、事故の際の初期対応において中核的役割を果たす国の原子力防災専門官が現地に常駐するとともに、緊急時の応急対策を実施するための拠点施設としてオフサイトセンターが整備されています。

県においても、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法等に基づき青森県地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、種々の防災対策を講じてきています。

令和3年3月には、原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえ、自然災害との複合災害が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置の考え方、感染症流行下での原子力災害時における防護措置の考え方、安定ヨウ素剤の配布体制等の変更を反映した修正を行っています。

原子力災害対策特別措置法の下での緊急事態応急対策



六ヶ所オフサイトセンター



原子力災害合同対策協議会

国、県、市町村、事業者などで構成される「全体会議」では、オフサイトセンター内の情報を共有し、実施する対策の確認、調整などを行います。



機能班

国、県、市町村、事業者、専門家などで機能別にグループを編成して必要な対策を実施します。

- 総括班：緊急事態応急対策に関する総合調整
- 放射線班：緊急時モニタリング結果の収集・整理、放射線による影響予測
- 医療班：医療活動の把握、調整
- 住民安全班：住民防護対応及び社会秩序の維持等の状況把握・調整
- 広報班：報道機関対応、住民広報
- 運営支援班：後方支援業務
- 実動対処班：実動組織との連絡調整、輸送及び物資調達の調整
- プラントチーム：事故状況の把握、進展予測

2 青森県地域防災計画（原子力災害対策編）の概要

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する、災害対策全般にわたる基本的な計画です。

青森県では、県民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定めた「青森県地域防災計画（原子力災害対策編）」を作成しています。（令和3年3月24日修正）

第1章 総則

○ 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工の事業、原子炉の運転、貯蔵の事業、再処理の事業、廃棄の事業、核燃料物質の使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

○ 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は、六ヶ所村、東通村、むつ市、野辺地町及び横浜町とし、これらの市町村において、対象とする施設に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき対象地域は、別表（49ページ）のとおりとする。

○ 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）においては、原子力施設等の状態が以下に示す緊急事態の区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置（避難等）を準備し、実施することとする。

・情報収集事態

原子力事業所所在市町村（所在市町村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。）において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。

原子力事業所における地震の影響について、原子力事業者からの情報収集及び平常

時の環境放射線モニタリングを継続する段階。

・警戒事態

原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震その他の自然災害が発生した場合又は原子力事業所等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合をいう。

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階。

・施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

・全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影响のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退却時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 ^{*6}	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 1 Bq/kg 2,000Bq/kg ^{*8} 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

*2 本値は地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えは野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A のG S G -2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。

*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

○ 所在市町村に隣接する市町村の対応

次に掲げる所在市町村に隣接する市町村（他施設の所在市町村、関係周辺市町村を除く、以下同じ。）においては、関連する原子力施設に係る地域防災計画（原子力災害対策編）の作成は要しないが、必要に応じ情報連絡、住民広報等の体制等を整備しておく。

[原子燃料サイクル施設等…三沢市、東北町]

(別表) 原子力災害対策重点区域

施設区分	対象施設名	原子力災害対策重点区域				
		P A Z	U P Z	市町村	地域	
ウラン加工施設 M O X 燃料加工施設	日本原燃株式会社 原子燃料サイクル施設 ・ウラン濃縮工場			六ヶ所村 (所在市町村)	なし ① ②	
	・ M O X 燃料工場	なし	施設からおおむね半径 1 km			
	・再処理工場	なし	施設からおおむね半径 5 km			
再処理施設 廃棄物埋設施設 廃棄物管理施設	・低レベル放射性廃棄物埋設センター	なし	なし	なし なし	なし なし	
	・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	なし	なし			
使用施設	(公財)核物質管理センター ・六ヶ所保障措置分析所	なし	なし	東通村 (所在市町村) 東通村 (所在市町村) むつ市 (関係周辺市町村) 野辺地町 (関係周辺市町村) 横浜町 (関係周辺市町村) 六ヶ所村 (関係周辺市町村)	なし なし なし なし なし なし なし なし	
発電用原子炉施設	東北電力株式会社 東通原子力発電所	施設からおおむね半径 5 km	施設からおおむね半径 30km			
使用済燃料貯蔵施設	リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター	なし	なし	むつ市 (所在市町村)	なし	

①：弥栄平

②：尾駿レイクタウン、尾駿浜、野附、尾駿、老部川、富ノ沢、二又、第三二又、第四雲雀平、弥栄平、鷹架、室ノ久保、戸鎖

③：小田野沢、老部、白糠

④：大利、早掛平、目名、向野、蒲野沢、桑原、鹿橋、石持、野牛、入口、東栄、稻崎、古野牛川、岩屋、襄部、尻屋、尻勞、猿ヶ森、下田代、上田代、砂子又、上田屋、下田屋、豊栄、石蕨平、一里小屋

⑤：二又、石蕨平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓、本町（むつ）、田名部町、柳町、新町（むつ）、横迎町、上川町、小川町、栗山町、女館、尻釜、赤坂、土手内、斗南丘、最花、品ノ木、酪農、松山町、金谷、金谷団地、海老川町、昭和町、緑町（むつ）、下北町、仲町、若松町、港町、南町（むつ）、赤川町、松原町、南赤川町、苦生町、金曲、大曲、一里小屋、大室平、金谷沢、神山、今泉、宮ノ後、樺山、若菜、緑ヶ丘、十二林、美里町、長坂、中央、越葉沢、南名古平、清平、名古平、南閑根、北閑根、高梨、水川目、美付、浜閑根、出戸、川代、鳥沢、新田、上新田、山田町、松森町、荒川町、真砂町、文京町、旭町、並川町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、桜木町、宇曾利川、堺田、新城ヶ沢、城ヶ沢、泉沢、永下、近沢、角違、大湊町、戸沢、田野沢、高野川、石倉、襄川、兎沢、本町（大畑）、上野、平、正津川、高持、閑根橋

⑥：目ノ越

⑦：浜田、有畠、鶴沢、大豆田、桧木、塚名平、桙名木、旭町、館町、新町、浜町、大町、新丁、緑町、向平、向沢、松栄、幸町、百目木、吹越、中吹越、豊栄平、ちどり町、善知鳥、烏帽子平、雲雀平

⑧：泊、石川、出戸、老部川、第三二又、富ノ沢、二又、第四雲雀平、尾駿レイクタウン、尾駿、尾駿浜、野附、弥栄平、鷹架、戸鎖、室ノ久保、千樽、新納屋

第2章 原子力災害事前対策

○ 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

県は、原子力防災体制の整備・維持にあたり、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

また、緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

○ 緊急事態応急体制の整備

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と協力し、情報の収集・連絡体制、災害応急体制、避難収容活動体制、飲食物出荷制限・摂取制限、緊急輸送活動体制、救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備を行う。

○ 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村と連携し、複合災害にも備えた情報伝達体制を整備し、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。また、情報を得る手段が限られる指定避難所等への情報提供についても配慮する。

○ 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、庁舎の所在地が避難指示区域に含まれた場合の退避先や、優先的に実施する業務や人員の確保等について定めた業務継続計画をあらかじめ策定する等により、業務継続性の確保を図る。また、所在市町村及び関係周辺市町村の庁舎が被災した場合の退避先をあらかじめ定めることについて協力する。

○ 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

県は、国、所在市町村、関係周辺市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施するとともに、所在市町村及び関係周辺市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に必要な助言を行う。また、各種資料をアーカイブとして広く収集・整理して公開に努め、災害から得た知見や教訓を国際会議の場等を通じて発信する。

○ 防災業務関係者の人材育成と防災訓練等の実施

県は、国と連携し、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるとともに、実践的な防災訓練を実施する。

第3章 緊急事態応急対策

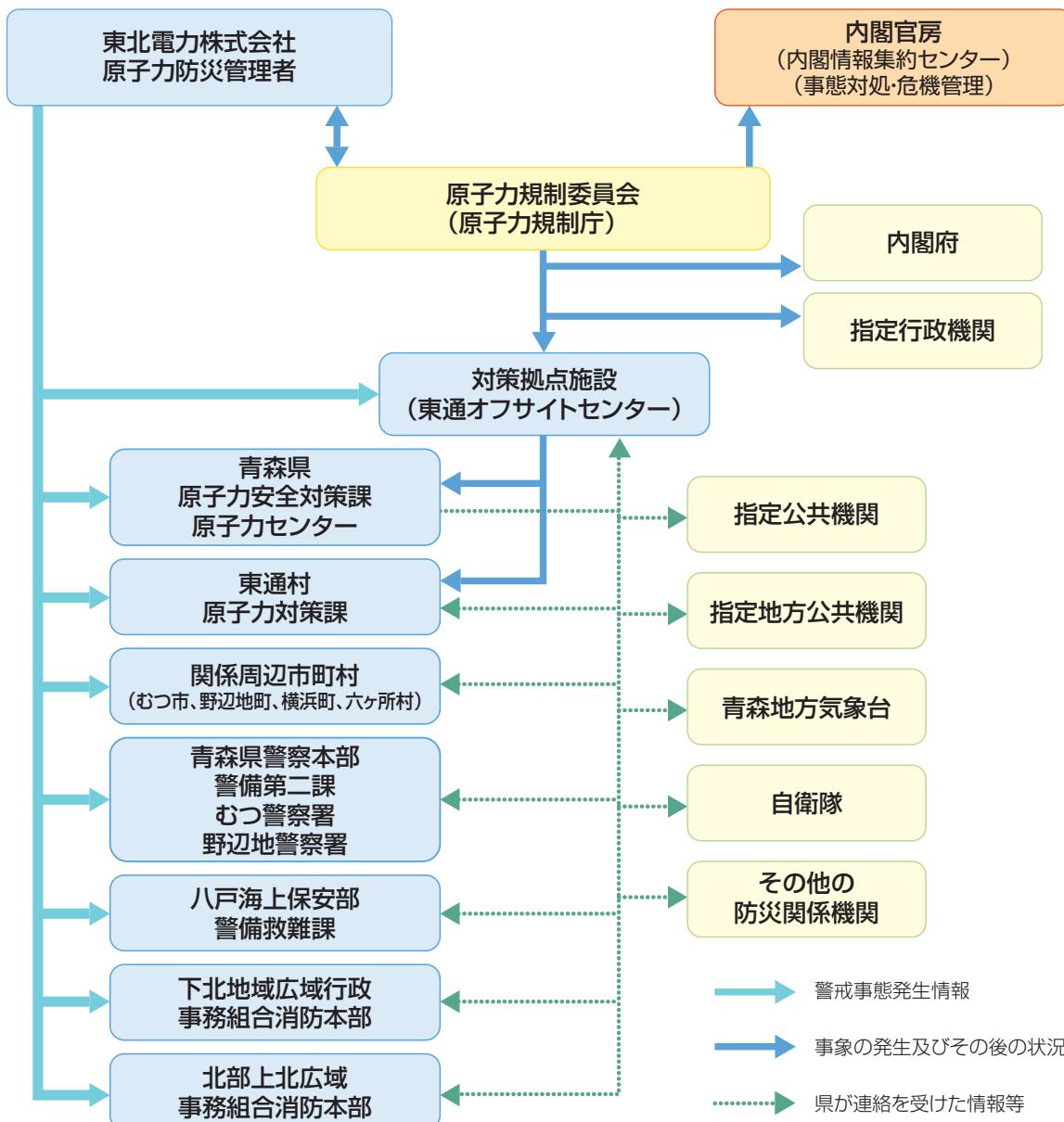
○ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生の報告を受けた場合又は自ら発見した場合は、県をはじめ原子力規制委員会、所在市町村等に連絡する。原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について関係省庁及び県に対し情報提供を行う。

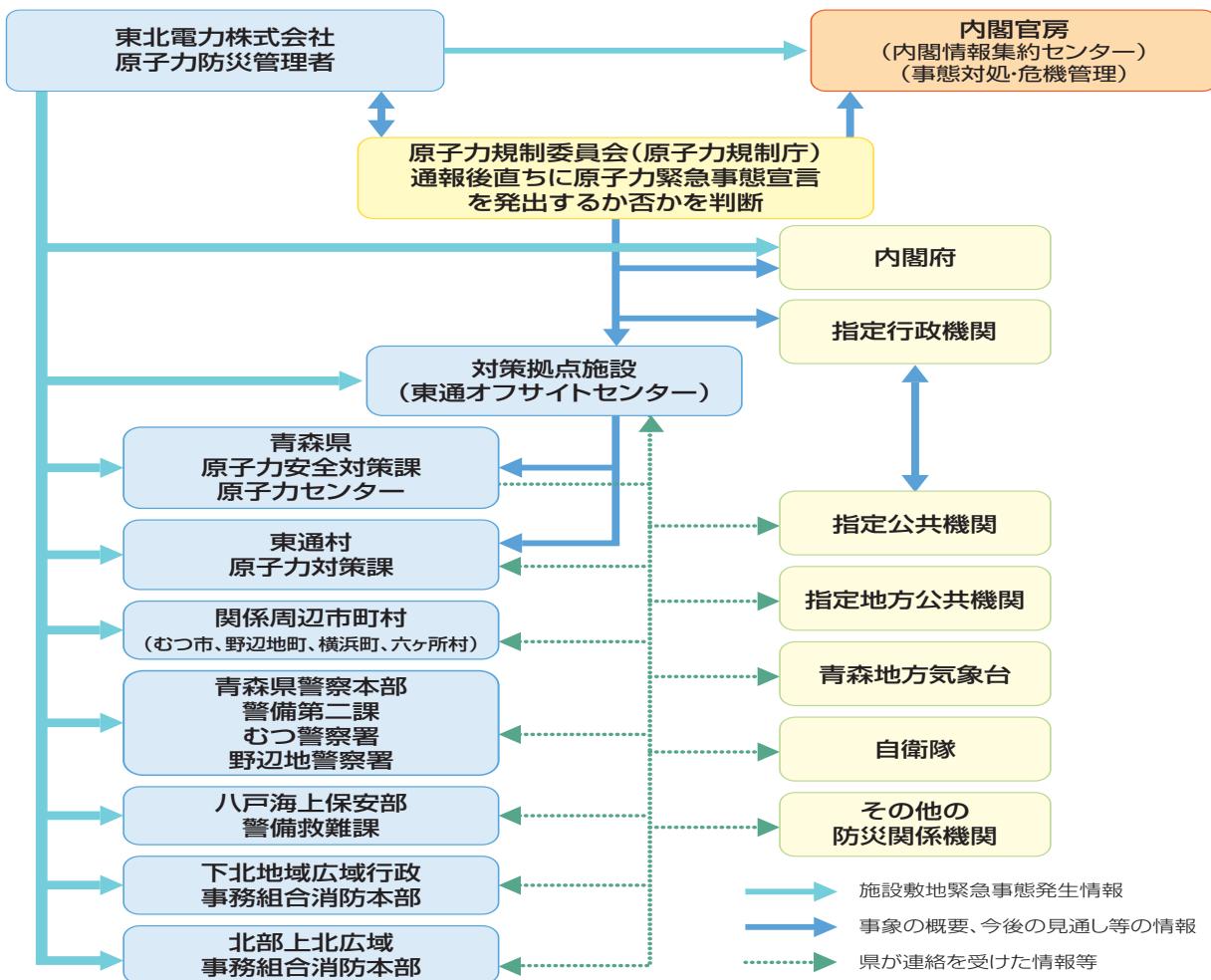
また、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生の報告を受けた場合又は自ら発見した場合は、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、所在市町村等に同時に文書をファクシミリで送付する。

県は、国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村等に連絡する。また、県のモニタリングステーション、モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡し、所在市町村及び関係周辺市町村へ連絡するものとする。

警戒事態発生時の連絡体制(例：東通原子力発電所の場合)



施設敷地緊急事態発生時以降の連絡体制(例：東通原子力発電所の場合)



○ 活動体制の確立

原子力災害対策指針等における緊急事態区分に基づく県の活動体制は、下記のとおりとする。

	準備態勢 1号	警戒態勢 2号－1	警戒態勢 2号－2	非常態勢 3号
配備基準	・震度4の地震が観測されたとき ・その他右記に該当しない準備態勢に係る事象が発生したとき	情報収集事態に該当する事象が発生したとき	・警戒事態に該当する事象が発生したとき ・原子力事業者から警戒事態の連絡を受けたとき	・原子力事業者から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生の連絡を受けたとき ・県が設置するモニタリングステーション・モニタリングポストで5マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）
設置する組織	-	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部（危機管理局長が決定）	災害対策本部 配備基準に該当する地方支部（知事が決定）
配備決定者	原子力安全対策課長	原子力安全対策課長	危機管理局長 危機管理局長*	知事 知事*
態勢責任者	原子力安全対策課企画防災GM	原子力安全対策課長	災害警戒本部長（危機管理局長） 災害警戒本部地方支部長（地域県民局地域連携部長）*	本部長（知事） 支部長（県民局長）*

*下段は地方支部が設置される場合

○ 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（緊急時モニタリング）

緊急時モニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターの指揮の下実施することとされている。県は、警戒事態発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始し、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、緊急時モニタリングの構成員として、国、事業者及び関係指定公共機関等と連携し、緊急時モニタリングを実施する。

○ 屋内退避、避難収容等の防護活動

- (1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者^{*}に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこととし、P A Zを含む市町村にその旨を連絡するものとする。
- (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z内における避難等の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、P A Zを含む市町村にその旨を伝達することとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととする。
- (3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の避難を行うこととし、P A Zを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡を実施する。また、県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてU P Z内における屋内退避を行うこととし、U P Zを含む市町村にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

* 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

自然災害との複合災害が発生した場合

県、所在市町村及び関係周辺市町村は、国は屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示等を行うことができる。

自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

広域一時滞在

所在市町村及び関係周辺市町村は、区域外への広域的な避難及び指定避難所等、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、県を介しあらかじめ定めている受入先市町村との調整を行い、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、当該市町村からの要請を待つ時間的余裕がないときは、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。

避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力災害医療協力機関の支援の下、避難区域等からのO I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等を対象に避難退域時検査及び簡易除染を行う。

安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原則として、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会がその必要性を判断し、県は、避難対象市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

P A Z外の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、県は、対象市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師等の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

要配慮者等への配慮

県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。また、県は、要配慮者等が避難及び一時移転等に時間を要する場合において、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した放射線防護対策施設を活用する。

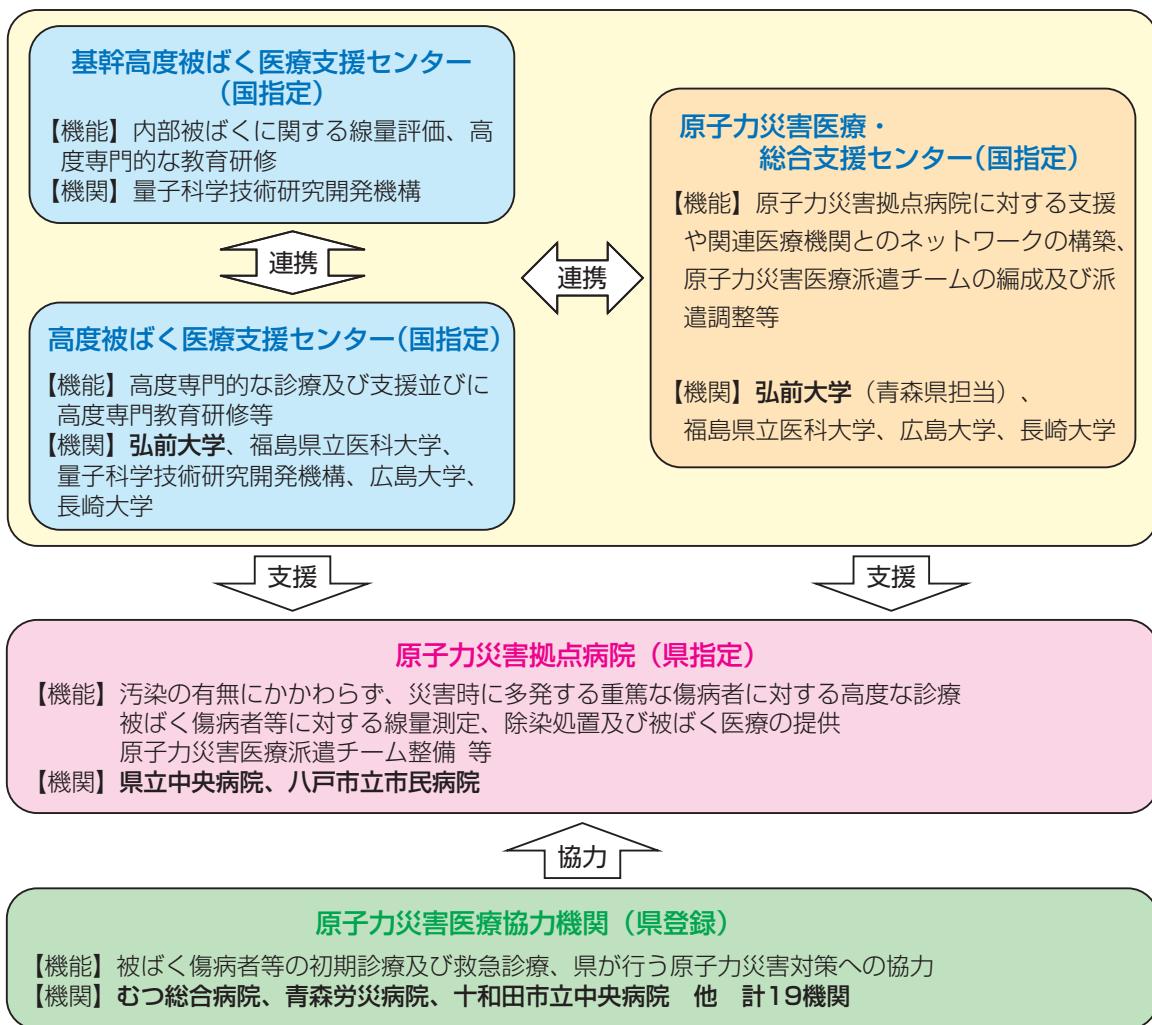
○ 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、防護措置の判断基準（O I L）の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示に基づき、対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施する。

○ 緊急輸送活動体制の整備

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、人命救助や避難者の搬送を優先し調整する。

原子力災害医療体制の概要



○ 原子力災害医療

県は、原子力災害時には、汚染の有無にかかわらず傷病者等に対して、予め整備した原子力災害医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を行う。

○ 行政機関の業務継続に係る措置

県は、庁舎所在地から避難することとなった場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知し、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、退避先において継続して業務を実施する。また、所在市町村及び関係周辺市町村が庁舎所在地から避難することとなった場合、適切な施設において業務を継続することについて支援する。

○ 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

○ 各種制限措置の解除

県は、モニタリング等による調査、専門家等の判断、国の指導・助言を踏まえ、又は国の指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認する。

○ 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

○ 災害地域住民に係る記録等の作成

県は、市町村が避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。また、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。さらに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

○ 被災者等の生活再建等の支援

県は、国及び市町村と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築の他、相談窓口の設置など必要な情報や支援・サービスを提供する。

○ 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

○ 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

○ 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び被災市町村と連携し、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

○ 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第5章

地域振興



青森県立三沢航空科学館

1 電源三法交付金制度

(1)電源三法交付金制度の概要

電源三法とは、「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」、「発電用施設周辺地域整備法」の三つの法律の総称であり、これらに基づいた交付金等の制度が電源三法交付金制度です。

電源三法交付金制度の基本的な考え方は、発電用施設建設による利益を地元に還元することにより、電源開発を円滑に進めようとするものです。このため、①一般送配電事業者から電源開発促進税を徴収し、②これを歳入とする特別会計を設け、③この特別会計から発電用施設が設置される市町村及び周辺市町村に対し、公用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業などに対して、交付金や補助金が交付されています。

電源三法の概要

法 律 名	内 容
電 源 開 発 促 進 税 法 (昭和49年法律第79号)	原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者の販売電気に対し、電源開発促進税を課します。
特 別 会 計 に 關 す る 法 律 (平成19年法律第23号)	エネルギー対策特別会計を設置し、これに電源開発促進税法による収入を一般会計から繰り入れ、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、発電用施設の周辺地域の整備や安全対策などの事業に対し、電源立地地域対策交付金等の各種交付金・補助金等を支出します。
發 电 用 施 設 周 辺 地 域 整 備 法 (昭和49年法律第78号)	発電用施設の周辺地域において、公用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を進めることにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転を円滑にするため、県が作成する計画（公用施設整備計画・利便性向上等事業計画）に基づいて、電源立地地域対策交付金を交付します。

(2)電源立地地域対策交付金等

① 電源立地地域対策交付金

電源立地促進対策交付金、電源立地特別交付金など、従来の主要な交付金等を統合し、平成15年10月1日に電源立地地域対策交付金が創設されました。統合された各交付金等の従来の対象事業に加えて、新たに地域活性化事業が交付対象事業に追加され、幅広い事業が実施可能となりました。



- 電源立地等初期対策交付金相当部分
- 電源立地促進対策交付金相当部分
- 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分
- 電力移出県等交付金相当部分
- 水力発電施設周辺地域交付金相当部分
- 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分
- 核燃料サイクル施設交付金相当部分

■ 交付対象措置

●地域振興計画作成等措置

地域振興に関する計画の作成や先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業

●温排水関連措置

種苗生産、飼料供給、漁業研修、試験研究、先進地調査、指導・研修・広報、漁場環境調査、漁場資源調査、漁業振興計画作成調査、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

●公共用施設整備措置

道路、水道、スポーツ等施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの公共用施設や産業振興施設の整備、維持補修、維持運営のための事業

●企業導入・産業活性化措置

商工業、農林水産業、観光業などの企業導入の促進事業並びに地域の産業の近代化及び地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備事業や当該施設の維持運営等のための事業

●福祉対策措置

医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上を図るための事業や福祉対策事業に関わる補助金交付事業及び出資金出資事業

●地域活性化措置

地場産業支援事業、地域の特性を活用した地域資源利用魅力向上事業等、福祉サービス促進事業、地域の人材育成事業等の地域活性化事業

●給付金等交付助成措置

小売電気事業者等から電気の供給を受けている一般家庭、工場などに対する電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金等交付助成事業を行う者への補助事業

<交付限度額>

各地方公共団体の交付限度額は、旧交付金制度の算定方式を純粹に引き継ぎ、その合計額となります。

ア 電源立地等初期対策交付金相当部分

原子力発電施設について

- ・期間Ⅰ：立地可能性調査開始の翌年度～環境影響評価の開始年度
- ・期間Ⅱ：環境影響評価開始の翌年度～10年間
- ・期間Ⅲ：期間Ⅱの終了の翌年度～運転開始年度

核燃料サイクル施設について

- ・期間Ⅰ：立地可能性調査の開始年度～都道府県知事の同意年度
- ・期間Ⅱ：都道府県知事の同意翌年度～2年間

において、東通村に対しては平成4年度から、大間町に対しては平成4年度から、むつ市に対しては平成13年度から平成19年度までの間、六ヶ所村に対しては平成14年度からそれぞれ交付されています。

(単位：千円)

区分	年度	H 4 - 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
東通地点		10,459,917	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
大間地点		5,847,604	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
むつ地点		2,465,702	0	0	0	0	0
六ヶ所地点		3,551,352	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
合 計		22,324,575	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

(単位：千円)

区分	年度	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	計
東通地点		80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	11,259,917
大間地点		78,819	80,000	80,000	80,000	80,000	6,646,423
むつ地点		0	0	0	0	0	2,465,702
六ヶ所地点		140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	4,951,352
合 計		298,819	300,000	300,000	300,000	300,000	25,323,394

イ 電源立地促進対策交付金相当部分

発電用施設、核燃料サイクル施設の設置工事が開始される年度から、運転開始5年後までの期間において所在市町村等に交付されています。

本県では、昭和63年度から六ヶ所村及び周辺市町村に対し、平成10年度から東通村及び周辺市町村に対し、平成16年度から大間町及び周辺市町村に対し、平成20年度からむつ市及び周辺市町村に対しそれぞれ交付されています。(対象市町村名は、合併前の市町村名で表記している場合があります。)

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
ウラン濃縮工場	立地 六ヶ所村	8,683,952千円
低レベル放射性廃棄物埋設センター	周辺 三沢市 野辺地町 横浜町 上北町 東北町 東通村 十和田市 むつ市 平内町 七戸町 百石町 六戸町 下田町 天間林村	昭和63年度 ～ 平成9年度
	青森県	

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
再処理工場	立地 六ヶ所村 周辺 三沢市 野辺地町 横浜町 上北町 東北町 東通村 十和田市 むつ市 平内町 七戸町 百石町 六戸町 下田町 天間林村 青森県	33,600,000千円 平成元年度 ～ 平成19年度

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
低レベル放射性廃棄物埋設センター2号廃棄物埋設施設 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター2期増設	立地 六ヶ所村 周辺 三沢市 野辺地町 横浜町 上北町 東北町 東通村 十和田市 むつ市 平内町 七戸町 百石町 六戸町 下田町 天間林村 青森県	2,250,768千円 平成14年度 ～ 平成18年度

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
東北電力(株) 東通原子力発電所1号機	立地 東通村 周辺 むつ市 横浜町 六ヶ所村 三沢市 野辺地町 上北町 東北町 川内町 大畠町 青森県	11,550,000千円 平成10年度 ～ 平成21年度

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
電源開発(株) 大間原子力発電所	立地 大間町 周辺 風間浦村 佐井村 大畠町 川内町 脇野沢村 むつ市 青森県	14,521,500千円 平成16年度 ～ 平成28年度

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
MOX燃料加工施設	立地 六ヶ所村 周辺 三沢市 野辺地町 横浜町 東北町 東通村 十和田市 むつ市 平内町 七戸町 六戸町 おいらせ町 青森県	交付限度額 14,890,902千円 R 2までの交付実績 13,258,565千円 平成20年度 ～ 運転開始から5年

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
東京電力(株) 東通原子力発電所 1 号機	立地 東通村 周辺 むつ市 横浜町 六ヶ所村 三沢市 野辺地町 東北町 大間町 風間浦村 佐井村 青森県	14,542,500千円 平成20年度 ～ 平成30年度

※このほか、令和元年度に前倒し分で東通村に999,704千円

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
使用済燃料中間貯蔵 施設	立地 むつ市 周辺 横浜町 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 野辺地町 六ヶ所村 青森県	交付限度額 2,940,000千円 R 2までの交付実績 2,939,999千円 平成20年度 ～ 運転開始から 5年

ウ 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

原子力発電施設等の所在及び周辺市町村における事業又は電力会社から電気の供給を受けている一般家庭・企業等に対する給付金交付助成事業に対し交付されています。

本県では、核燃料サイクル施設及び使用済燃料中間貯蔵施設の所在及び周辺市町村については、平成23年度からこの交付金に代えて核燃料サイクル施設交付金相当部分が交付されています。

原子力立地給付金等交付事業（電気料金の割引）の内容

対象市町村	区分	交付単価(割引金額)
東通村	一般家庭	契約1口当たり 1,125円／月
	企業等	契約1kW当たり 281円／月
六ヶ所村	一般家庭	契約1口当たり 2,056円／月
	企業等	契約1kW当たり 281円／月
大間町	一般家庭	契約1口当たり 900円／月
風間浦村	一般家庭	契約1口当たり 618円／月
佐井村	一般家庭	契約1口当たり 618円／月
	企業等	契約1kW当たり 154円／月
三沢市	一般家庭	契約1口当たり 750円／月
	企業等	契約1kW当たり 187円／月

対象市町村	区分	交付単価(割引金額)
東北町	一般家庭	契約1口当たり 773円／月
	企業等	契約1kW当たり 193円／月
平内町	一般家庭	契約1口当たり 773円／月
	企業等	契約1kW当たり 193円／月
七戸町	一般家庭	契約1口当たり 773円／月
	企業等	契約1kW当たり 193円／月
おいらせ町	一般家庭	契約1口当たり 773円／月
	企業等	契約1kW当たり 193円／月
六戸町	一般家庭	契約1口当たり 773円／月
	企業等	契約1kW当たり 193円／月

(注) 令和3年度交付単価
この単価には、核燃料サイクル施設交付金相当部分から交付される分も含まれます。

(単位：千円)

年度 交付先	H元-22	H23	H24	H25	H26	H27
市町村	71,608,243	2,621,883	2,589,637	2,356,613	1,522,369	1,524,543

(単位：千円)

年度 交付先	H28	H29	H30	R元	R2	計
市町村	1,043,475	1,050,165	1,050,214	1,041,339	1,038,513	87,446,994

工 電力移出県等交付金相当部分

県内の発電電力量が県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていることなどの要件を満たしている場合に交付されるもので、本県には平成6年度から交付されています。

なお、一部は所在及び周辺市町村に「市町村枠」として交付されています。

《交付対象地域》

①原子力施設関連

十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

②水力・火力発電施設関連

青森市、黒石市、十和田市、平川市、鰯ヶ沢町、深浦町、西目屋村、三戸町、八戸市、五戸町、階上町、南部町

(単位：千円)

年度 交付先	H6-22	H23	H24	H25	H26	H27
市町村	25,750,866	1,829,714	1,974,123	982,803	959,955	953,449

(単位：千円)

年度 交付先	H28	H29	H30	R元	R2	計
市町村	884,448	900,039	905,689	903,210	911,114	36,955,410

オ 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

原子力発電施設等の所在市町村に対して発電電力量等に応じて交付されており、原子力発電施設等の運転が終了するまで交付されます。

(単位：千円)

年度 交付先	H9-22	H23	H24	H25	H26	H27
市町村	4,604,900	227,515	254,522	242,623	241,960	241,960

(単位：千円)

年度 交付先	H28	H29	H30	R元	R2	計
市町村	273,899	264,353	255,977	247,015	244,028	7,098,752

カ 核燃料サイクル施設交付金相当部分

核燃料サイクル施設の設備能力、稼働実績に応じて算定される交付金で、平成23年度に新設されました。

《交付対象地域》

十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

(単位：千円)

区分	年度	H23－27	H28	H29	H30	R元	R2	計
建設段階		34,016,944	6,811,380	6,810,939	6,793,547	6,784,560	6,780,534	67,997,904
運転段階		11,998,710	2,400,570	2,400,570	2,400,570	1,919,970	1,919,970	23,040,360
合 計		46,015,654	9,211,950	9,211,509	9,194,117	8,704,530	8,700,504	91,038,264

キ 水力発電施設周辺地域交付金相当部分

運転開始後15年以上経過し、算定電力量等が一定規模以上の水力発電施設が所在している市町村に対し交付されるもので、本県には、昭和56年度から交付されています。

《交付対象地域》

青森市、黒石市、十和田市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、三戸町

(単位：千円)

交付先	年度	S 56－H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
市 町 村		1,297,088	46,322	43,109	42,836	42,297	42,092

(単位：千円)

交付先	年度	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	計
市 町 村		37,115	36,934	36,934	36,934	36,974	1,698,635

② 電源地域産業育成支援補助金（市町村事業）

電源地域の市町村に対し、市町村等が主体となって実施する産業振興のためのビジョン作成から事業化までの一連の事業を対象として交付されるものです。

平成15年10月、電源立地地域対策交付金に統合されたため、平成16年度からは当支援事業の対象市町村のうち電源立地地域対策交付金が交付されない市町村に対して交付されていました。（平成21年度で事業終了）

《交付対象地域》

平成元年度～平成21年度 計1,278,182千円

③ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金（F補助金）

原子力発電施設等の立地及び周辺市町村における企業立地を支援するため、雇用増加を生む企業に対して、一定期間にわたって電気料金の実質的割引措置になる給付金が交付されています。

《交付対象地域》

十和田市（旧十和田湖町は除く）、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、大間町、風間浦村、佐井村

(単位：千円)

区分	年度	H11-22	H23	H24	H25	H26	H27
上期			164,166 (90事業所)	233,784 (90事業所)	290,106 (85事業所)	305,181 (73事業所)	281,238 (80事業所)
下期			177,771 (87事業所)	272,887 (87事業所)	302,288 (84事業所)	257,788 (79事業所)	307,479 (80事業所)
合計		3,086,589	341,937	506,671	592,394	562,969	588,717

(単位：千円)

区分	年度	H28	H29	H30	R元	R2	計
上期		304,898 (82事業所)	279,840 (62事業所)	295,721 (54事業所)	278,965 (48事業所)	178,007 (39事業所)	
下期		292,353 (70事業所)	289,934 (58事業所)	267,384 (47事業所)	264,503 (47事業所)	129,690 (37事業所)	
合計		597,251	569,774	563,105	543,468	307,697	8,260,572

④ 核燃料サイクル交付金

プルサーマル実施の受け入れや核燃料サイクル施設の設置に同意した都道府県に対して、都道府県が作成する「地域振興計画」に基づき交付されます。なお、一部について、所在及び周辺市町村に対し交付されています。

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
・使用済燃料中間貯蔵施設	立地 むつ市 大間町 六ヶ所村	交付限度額 18,000,000千円 R2までの交付実績
・大間原子力発電所 ・MOX燃料加工施設	周辺 三沢市 十和田市 平内町 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 おいらせ町 東通村 風間浦村 佐井村	3,523,240千円 平成22年度 ～ MOX燃料が装荷された年度又は施設の使用が開始された年度の翌年度から最長5年間
	青森県	

⑤ 原子力発電施設等立地地域特別交付金

原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化のために交付金を交付することが特に必要な都道府県に対して、都道府県が作成する「地域振興計画」に基づき交付されます。本県では、これまでに3事業について交付を受けています。

- ・青森県農林総合研究センター整備事業（平成12～13年度）
- ・並行在来線（青い森鉄道線）八戸・青森間延伸開業事業（平成18～21年度）
- ・新青森県総合運動公園陸上競技場整備事業（平成25～30年度）

(単位：千円)

年 度	H12	H13	H18	H19	H20	H21	H25
交付金額	2,500,000	2,500,000	1,250,000	2,500,000	625,000	625,000	58,275

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	計
交付金額	148,275	388,739	933,751	533,000	937,960	13,000,000

⑥ 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県又は原子力発電施設が廃止された市町村に対して、道県が作成する「地域振興計画」に基づき交付されます。

関係施設名	交付対象地方公共団体	交付限度(実績)額及び交付期間
使用済燃料中間貯蔵施設	立地 むつ市	交付限度額 1,000,000千円 R 2までの交付実績 635,000千円 令和元年度 ～ 令和3年度

⑦ 交付金事務等交付金

県の交付金事務費として交付されています。

(単位：千円)

年度 交付先	S 57～H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
市 町 村	163,675	3,940	3,491	2,791	3,378	2,663

(単位：千円)

年度 交付先	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	計
市 町 村	1,815	2,233	3,305	3,200	3,171	193,662

(3) その他の交付金等

① 広報・調査等交付金

ア 広報・調査等事業

関係自治体が行う原子力発電に関する知識の普及、原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査及びこれらの施設の設置及び当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整に関する事業に対し交付されています。

県では、主に新聞・パンフレット等による広報、意見交換会、委員会等の事業を行っています。

(単位：千円)

		S56-H22	H23	H24	H25	H26	H27
青森県	県分	1,891,681	59,622	51,008	37,915	46,682	52,487
	隣接分	789,166	26,814	26,657	29,149	26,325	29,547
小計		2,680,847	86,436	77,665	67,064	73,007	82,034
東通村		521,266	7,402	14,653	15,224	19,590	15,180
大間町		243,912	7,701	5,181	4,939	4,259	4,351
六ヶ所村		520,058	20,884	22,950	22,950	20,884	22,950
むつ市		42,536	7,610	7,794	6,920	6,907	7,000
小計		1,327,772	43,597	50,578	50,033	51,640	49,481
合計		4,008,619	130,033	128,243	117,097	124,647	131,515

		H28	H29	H30	R元	R2	計
青森県	県分	42,871	40,686	45,377	48,354	40,688	2,357,371
	隣接分	27,397	25,753	28,966	29,279	8,305	1,047,358
小計		70,268	66,439	74,343	77,633	48,993	3,404,729
東通村		18,745	17,295	18,403	14,085	5,522	667,365
大間町		7,375	7,110	7,034	5,809	11	297,682
六ヶ所村		19,048	18,130	20,655	21,802	855	711,166
むつ市		7,288	6,203	6,491	6,755	2,592	108,096
小計		52,456	48,738	52,583	48,451	8,980	1,784,309
合計		122,724	115,177	126,926	126,084	57,973	5,189,038

イ 温排水影響調査等事業

原子力発電施設から排出される温水の周辺水域への拡散、温度変化の調査等に対し交付されています。

(単位：千円)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
金額	6,684	4,403	4,302	4,449	4,464	9,833	17,000	12,000
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計	
金額	4,622	5,000	5,000	5,000	5,000	4,995	92,752	

② 原子燃料サイクル広報委託費

原子燃料サイクル事業に関する広報活動について、主に意見交換会の開催、新聞広報等の事業を国からの委託を受けて実施していました。

平成21年度からは、広報・調査等交付金に組み入れられて実施しています。

(単位：千円)

年度	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
金額	29,785	48,914	61,626	74,219	74,506	68,000	68,000	72,238	72,804	73,356	72,986
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	計
金額	71,456	71,456	73,000	73,987	77,688	71,078	71,800	63,453	62,462	64,431	1,417,245

③ 放射線監視等交付金

県が行う原子力施設の周辺における、放射線監視等事業に対し交付されています。

原子力施設周辺の放射線の監視及び農畜産物、飲料水等の放射能調査を実施しています。また、微少地震観測及び県内において歴史上被害をもたらした地震のデータベース化を行っています。

(単位：千円)

年度 区分	S 63	H 元	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9
事前調査及び監視	-	46,000	52,000	52,000	85,000	110,000	113,000	113,000	116,000	116,000
施設等整備	70,000	960,600	-	-	50,456	232,010	106,979	177,317	84,820	52,915
地震観測システム 整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,664
地震関連情報収集 提供事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,462

年度 区分	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
事前調査及び監視	137,500	137,500	157,500	172,029	182,379	208,448	241,500	240,962	241,470	241,500
施設等整備	59,571	20,509	139,647	128,590	1,927,758	21,059	228,247	81,135	49,267	103,727
地震観測システム 整備事業	187,087	44,651	0	0	0	6,825	0	0	0	0
地震関連情報収集 提供事業	0	7,449	11,647	15,574	15,375	15,842	16,130	16,215	16,181	17,169

年度 区分	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
事前調査及び監視	261,988	258,614	246,366	226,762	234,052	239,595	244,267	246,478	247,599	263,009
施設等整備	264,892	198,706	267,057	61,235	457,297	238,720	138,267	96,008	93,540	64,861
地震観測システム 整備事業	0	0	0	0	0	0	78,840	131,760	0	0
地震関連情報収集 提供事業	16,042	15,912	15,541	15,357	15,718	15,717	15,126	6,143	5,018	7,937

年度 区分	H 30	R 元	R 2	計
事前調査及び監視	269,633	270,554	261,933	6,034,638
施設等整備	204,468	304,831	264,791	7,149,280
地震観測システム 整備事業	0	0	0	460,827
地震関連情報収集 提供事業	7,923	8,109	8,162	299,749

④ 大型再処理施設放射能影響調査交付金

大型再処理施設から放出される放射性物質による周辺への影響を調査するための事業に対し交付されています。県では、この交付金を活用して、当該調査を委託するとともに、調査を行うために必要な施設、設備、運営等の補助を行っています。

(単位：千円)

事業内容／年度	H 2 - 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	計
施設等整備等事業	47,884,012	1,386,497	1,519,479	1,336,462	1,585,934	1,272,173	1,258,385	1,247,055	1,219,393	58,709,390
調査事業	25,163,455	1,582,060	1,597,066	1,601,054	1,322,337	1,620,652	1,634,389	1,618,476	1,626,089	37,765,578
一般事務費	19,211	1,771	2,443	2,893	3,025	2,263	2,371	2,170	2,120	38,267
合 計	73,066,678	2,970,328	3,118,988	2,940,409	2,911,296	2,895,088	2,895,145	2,867,701	2,847,602	96,513,235

⑤ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

原子力発電施設等による災害などによる緊急時に、周辺地域の住民の安全の確保のため、あらかじめ県等が実施する事業に対し交付されています。

主に緊急時のための連絡網・放射線防護資機材・オフサイトセンター等の整備や維持管理、周辺地域の住民や防災業務従事者の知識習得のための事業を行っています。

(単位：千円)

年度 交付先	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14
青森県	42,119	34,237	40,527	48,968	43,298	84,268	80,360	83,256	89,142	125,306	106,902	110,549	160,004
年度 交付先	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
青森県	798,394	259,060	205,548	246,450	227,274	217,630	231,251	222,800	203,409	264,808	436,087	276,053	285,536
年度 交付先	H28	H29	H30	R 元	R 2	計							
青森県	318,434	281,508	290,173	562,147	675,073	7,050,571							

⑥ 原子力発電施設等研修事業費補助金

原子力発電施設等の建設やメンテナンスに従事する者の人材育成、地元受注の促進を目的として実施する研修事業に対し交付されています。県では、この補助金を活用して、メンテナンス業務への地元企業の参入促進のための実践的な研修を実施しています。

(単位：千円)

事業内容／年度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
設備備品整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業業費	15,312	15,721	9,199	8,000	10,390	7,136	8,216	10,637	9,763	9,019
一般事務費	1,889	1,133	867	739	396	802	1,061	820	1,128	719
合 計	17,201	16,854	10,066	8,739	10,786	7,938	9,277	11,457	10,891	9,738
事業内容／年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
設備備品整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業業費	8,957	12,160	8,143	8,368	8,280	9,549	9,592	9,543	12,004	12,165
一般事務費	492	280	120	126	110	2	2	2	0	0
合 計	9,449	12,440	8,263	8,494	8,390	9,551	9,594	9,545	12,004	12,165
事業内容／年度	H28	H29	H30	R 元	R 2	計				
設備備品整備費	0	0	0	0	0	0				
事業業費	12,048	17,154	17,409	16,840	16,174	281,779				
一般事務費	0	0	0	0	0	10,688				
合 計	12,048	17,154	17,409	16,840	16,174	292,467				

⑦ 原子力・エネルギー教育支援事業交付金

学校において、原子力やその他のエネルギーについての学習を進めるため、エネルギーに関する教育に係る教材の購入、エネルギー関連施設の見学等の実施に要する費用を対象に、県に対し交付されています。

(単位：千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
青森県	14,082	14,475	16,823	19,965	16,092	15,147	22,974	18,919	16,749	14,643	6,361	6,059
	H28	H29	H30	R 元	R 2	計						
青森県	4,372	3,993	1,459	3,134	6,028	201,275						

2 核燃料物質等取扱税

核燃料物質等取扱税は、地方税のうち総務大臣の同意を得て創設する県の法定外普通税です。

県では、六ヶ所村に立地する原子燃料サイクル施設及び東通村に立地する原子力発電所に対して課税する核燃料物質等取扱税を実施しています。

平成3年に青森県核燃料物質等取扱税条例を制定し、その後、同条例の実施期間の満了に伴い、平成8年8月、平成13年7月、平成18年6月、平成23年12月、平成25年12月及び平成30年12月に同条例を更新しました。

更新後の核燃料物質等取扱税（実施期間：平成31年4月1日から5年間）の概要は、次のとおりです。

（資料44 青森県核燃料物質等取扱税条例 205頁参照）

納稅義務者	課稅客体	課稅標準	稅率	納付手續
ウラン濃縮の事業を行う者	ウラン濃縮	課稅標準の算定期間ににおいて濃縮により生じた製品ウラン（六ふっ化ウラン）の重量	製品ウランの重量1kgにつき	課稅標準の算定期間の末日の翌日から起算して2月以内に申告納付
			36,500円	
再処理の事業を行う者	使用済燃料の受入れ	課稅標準の算定期間ににおいて受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	原子核分裂をさせる前のウランの重量1kgにつき	課稅標準の算定期間の末日の翌日から起算して2月以内に申告納付
	使用済燃料の貯蔵		19,400円	
廃棄物埋設の事業を行う者	廃棄物埋設	課稅標準の算定期間に廃棄物埋設に係る廃棄体の容器の容量	原子核分裂をさせる前のウランの重量1kgにつき	課稅標準の算定期間の末日の翌日から起算して2月以内に申告納付
			1,300円 (当分の間、8,300円)	
廃棄物管理の事業を行う者	廃棄物管理	課稅標準の算定期間に廃棄物管理に係るガラス固化体の容器の数量	廃棄体の容器の容量1m ³ につき	課稅標準の算定期間の末日の翌日から起算して2月以内に申告納付
			52,400円	
原子炉の設置者	原子炉の設置	課稅標準の算定期間の末日における発電用原子炉の熱出力	ガラス固化体の容器の数量1本につき	核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して2月以内に申告納付
	核燃料の挿入		1,000kWにつき 38,250円	
			100分の8.5	

※「課稅標準の算定期間」 - 1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から

9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間

3 青森県核燃料物質等取扱税交付金

原子力発電施設等の立地市町村及び周辺市町村に対し、市町村が実施する防災・安全対策、民生安定対策や地域振興策等に関する事業を対象に、県から交付されています。

この交付金は平成24年4月更新の青森県核燃料物質等取扱税条例の施行に併せて創設しました。

① 交付対象市町村

ア 立地市町村

むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村

イ 周辺市町村

十和田市、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、
おいらせ町、風間浦村、佐井村

② 交付額

(単位：千円)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	計
交付金額	1,780,885	2,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	24,780,885



十和田市消防活動運営事業（十和田市）



うみの子保育園運営委託事業（大間町）



下風呂温泉施設整備事業（風間浦村）



特産品販売施設整備事業（六ヶ所村）

4 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法は、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図るため、平成13年度から10年間の措置として制定されました。なお、平成22年12月及び令和3年3月に、更に10年間の延長が決定しました。

本県の原子力発電施設等立地地域については、平成14年3月に、原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所の周辺の旧16市町村の地域について、内閣総理大臣の指定を受けました。

また、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（振興計画）については、平成15年4月1日に内閣総理大臣の決定を受けました。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の概要は、次のとおりです。

(1) 原子力発電施設等立地地域（3市10町3村の16市町村→現在、3市7町2村の12市町村）

十和田市（旧十和田市、旧十和田湖町）、三沢市、むつ市（旧むつ市）、平内町、野辺地町、七戸町（旧七戸町、旧天間林村）、おいらせ町（旧百石町、旧下田町）、六戸町、横浜町、東北町（旧上北町、旧東北町）、六ヶ所村、東通村

(2) 特別措置

① 国の負担又は補助の割合の特例措置

振興計画に定める一定の道路、港湾、漁港、消防用施設及び義務教育施設の整備に対する国の補助率の嵩上げ（5／10→5.5／10等）

② 地方債発行の特例措置

上記①の事業に係る地方債元利償還費の地方交付税措置

③ 不均一課税に伴う特例措置

原子力発電施設等立地地域内において製造業等の用に供する設備を新增設した者について、事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税をした場合、地方交付税において減収補填

なお、県は、平成14年7月にこの不均一課税の条例を施行しました。

資料

1 東通原子力発電所の主な経緯

年月日	事項
(昭和)	
39. 10. 25 ～40. 1. 30	県 国（通産省）から委託を受けて、下北郡東通村前坂下原野を対象に原子力発電所立地調査（地質調査）を実施
40. 5. 17 10. 2	東通村議会 原子力発電所誘致を決議 県議会 東通村からの原子力発電所誘致の請願を採択
45. 6. 25	東北・東京両電力 県に対し用地取得業務を委託
48. 12. 21	用地買収ほぼ完了（共有地の一部が未解決）
49. 7. 9	東北・東京両電力 環境調査を開始
56. 4. 7 9. 22 12. 4	東北・東京両電力 昭和56年度電力施設計画概要を発表（下北1号：着手57年5月、着工59年7月、運転65年6月） 総合エネルギー対策推進閣僚会議 下北原子力発電所1号機を要対策重要電源に追加指定 東北・東京両電力 下北地点原子力発電所第1次開発計画の概要を発表（110万kW級4基、港湾2ヶ所）
57. 4. 1 5. 26	東北・東京両電力 下北地点原子力発電所を東通原子力発電所に改称 東北・東京両電力 関係6漁協（白糠、小田野沢、老部川内水面、尻勞、猿ヶ森、泊）に対し漁業補償交渉を申入れ
57. 6 ～58. 6	関係6漁協 漁業補償交渉の申入れを受諾し、原発対策委員会を設置
58. 8. 30	東北・東京両電力 白糠・小田野沢両漁協合同対策委員会と漁業補償交渉を開始
59. 8. 8 9. 14 ～9. 15 11. 19	白糠・小田野沢両漁協及び東北・東京両電力 知事に対し漁業補償交渉の斡旋を要請。知事これを受諾 県 知事斡旋額を提示
60. 2. 10	小田野沢漁協 臨時総会で東通原発建設同意・知事斡旋額の受諾等を決定
61. 4. 26	白糠漁協 臨時総会で東通原発の建設同意・知事斡旋額の受諾等を否決 ソ連 チェルノブイリ原子力発電所にて過酷事故
(平成)	
2. 12. 19 12. 26	白糠漁協 県に対し、6ヶ月に及ぶ歳月を考慮しての59年知事斡旋額見直しを要請 東北・東京両電力 知事斡旋額見直しを要請
3. 1. 12 1. 23	小田野沢漁協 臨時総会で知事斡旋額見直しの受け入れ及び東通原子力発電所対策委員会の設置を決議 県 白糠・小田野沢両漁協及び東北・東京両電力に対し、59年知事斡旋額見直しを表明
4. 6. 1 8. 14 8. 17 8. 21	県 知事斡旋額を提示（漁業補償額130億円、漁業振興基金40億円、村の磯資源等倍増基金10億円） 白糠漁協 臨時総会で東通原発建設同意・知事斡旋額の受諾等を決定 小田野沢漁協 臨時総会で東通原発建設同意・知事斡旋額の受諾等を決定 白糠・小田野沢両漁協及び東北・東京両電力 知事及び東通村長立会いのもと漁業補償協定を締結
10. 12 ～10. 19 12. 17	東北・東京両電力 周辺漁協（泊、尻勞、猿ヶ森、老部川内水面）に対し漁業補償交渉の再開を申入れ 東通村 漁業振興基金条例及び磯資源等倍増基金条例を公布・施行
5. 2. 19 3. 30 4. 7	東北・東京両電力 叢勞・猿ヶ森両漁協合同原発対策委員会に対し漁業補償額を提示（3億1,900万円） 東北・東京両電力 平成5年度電力施設計画発表（4基の建設工程を発表）

年月日	事 項
5. 5. 17	東北・東京両電力 尻勞・猿ヶ森両漁協合同原発対策委員会に対し漁業補償額を最終提示（4億1,500万円）
6. 21	尻勞漁協 臨時総会で東通原発建設同意・漁業補償額の受諾等を満場一致で可決
6. 23	猿ヶ森漁協 臨時総会で東通原発建設同意・漁業補償額の受諾等を満場一致で可決
6. 26	小田野沢漁協 臨時総会で尻勞・猿ヶ森共同漁業権内の入漁権に対する漁業補償額の受諾等を満場一致で可決
6. 29	総合エネルギー対策推進閣僚会議 東北2号及び東京1・2号を要対策重要電源に追加指定
7. 6	東北・東京両電力及び尻勞・猿ヶ森・小田野沢の3漁協 東通村長立会いのもと、漁業補償協定を締結
8. 10	東北・東京両電力 老部川内水面漁協漁業補償交渉委員会に対し漁業補償額を提示（1億3,700万円）
9. 29	東北・東京両電力 老部川内水面漁協漁業補償交渉委員会に対し漁業補償額を最終提示（1億6,200万円）
10. 24	老部川内水面漁協 臨時総会で東通原発建設同意・漁業補償額の受諾等を可決
11. 1	東北・東京両電力及び老部川内水面漁協 東通村長立会いのもと漁業補償協定を締結
11. 12	東北・東京両電力 泊漁協漁業補償交渉委員会に対し漁業補償額を提示（8億7,900万円）
12. 21	東北・東京両電力 泊漁協漁業補償交渉委員会に対し漁業補償額を再提示（9億8,100万円）
6. 3. 31	東北・東京両電力 環境補足調査（平成5年4月から開始）を完了
9. 26	東北・東京両電力 平成7年3月の電調審が遅れる見通しである旨発表
10. 3	泊漁協漁業補償交渉委員会 六ヶ所村長に仲介要請。村長これを受諾
12. 26	東北・東京両電力 六ヶ所村長の仲介を受け、泊漁協漁業補償交渉委員会に対し漁業補償額を提示（15億6,400万円）
7. 1. 15	泊漁協 臨時総会で東通原発建設同意・漁業補償額の受諾等を賛成多数で可決
1. 24	東北・東京両電力及び泊漁協 六ヶ所村長立会いのもと漁業補償協定を締結
3. 13	県 東京電力(株)が135万kW級ABWRの東通地点への導入を社内検討していることを確認
3. 20	東通村及び村議会 両電力に対し現行計画に基づく早期着工と村への財政支援を要請
3. 22	県 両電力に対し現行計画を踏まえた早期着手を申し入れ
4. 11	東北・東京両電力 平成7年度電力施設計画発表（1基を切り離した上で建設工程を延伸）
4. 21	国 電気事業法の改正（平成7年12月1日施行）
11. 22	東北電力(株) 1号機の環境影響調査書を国に提出
11. 24	東北電力(株) 1号機の環境影響調査書の縦覧を開始（～12月25日）
12. 9	東北電力(株) 1号機の環境影響調査書の一般説明会を開催（東通村体育館）
8. 2. 27	国（通産省） 東北電力(株)1号機の設置に係る第1次公開ヒアリング開催を告示（4月17日）
4. 10	東北電力(株) 1号機環境影響調査書の地元公開・周知等を国に報告
4. 17	国（通産省） 東北電力(株)1号機の設置に係る第1次公開ヒアリング開催（東通村体育館）
6. 3	国（経済企画庁） 平成8年度電源開発基本計画新規組入れについて知事意見照会
6. 7	県 関係市町村長（下北郡、むつ市、三沢市及び上北郡内隣接・隣々接）に意見照会
6. 11	県 原子力政策青森賢人会議（第1回）を開催
6. 19	県 原子力政策青森賢人会議（第2回）を開催
6. 26	県 下北郡内町村長及びむつ市長より意見聴取
6. 27	県 三沢市及び上北郡内隣接・隣々接町村長より意見聴取
7. 15	県 原子力政策青森賢人会議（第3回）を開催
7. 18	国（経済企画庁） 第133回電源開発調整審議会開催
7. 26	国（総理府） 平成8年度電源開発基本計画告示
7. 26	国（通産省） 東北電力(株)1号機環境審査報告書を事業者に送付
8. 19	東北電力(株) 修正環境影響調査書を国に提出
8. 20	東北電力(株) 修正環境影響調査書の縦覧を開始（～9月19日）
8. 30	東北電力(株) 国（通産省）に対し1号機の原子炉設置許可申請書を提出

年月日	事 項
9. 9. 5	国（通産省） 東北電力(株)1号機の原子炉設置許可申請について原子炉等規制法の基準に適合しているとの審査結果を原子力委員会及び原子力安全委員会に対し諮問
11. 27	原子力安全委員会 東北電力(株)1号機第2次公開ヒアリング開催（東通村体育館）
10. 8. 3	原子力安全委員会 東北電力(株)1号機の原子炉設置許可に係る諮問について、妥当なものである旨、通産大臣に対し答申
8. 4	原子力委員会 東北電力(株)1号機の原子炉設置許可に係る諮問について、妥当なものである旨、通産大臣に対し答申
8. 31	国（通産省） 東北電力(株)1号機に係る原子炉設置を許可
9. 1	東北電力(株) 国（通産省）に対して1号機に係る1回目の工事計画認可申請
12. 24	国（通産省） 東北電力(株)1号機に係る1回目の工事計画認可
11. 3. 18	東北・東京両電力 東北電力(株)1号機を除く3基について、出力138.5万kWのA B W R を採用することを決定した旨、東通村及び県に対して説明
3. 24	東北電力(株) 1号機の起工式を実施
4. 1	東北電力(株) 国（通産省）に対して1号機に係る2回目の工事計画認可申請
7. 28	東北・東京両電力 東北電力(株)1号機を除く3基について、出力変更に伴う追加漁業補償交渉を東通村内5漁協に申入れ
8. 17	小田野沢漁協 申入れを受諾し、交渉委員会を設置（他の村内4漁協も9月25日までに設置）
8. 30	国（通産省） 東北電力(株)1号機に係る2回目の工事計画認可
9. 2	東北電力(株) 国（通産省）に対して1号機に係る3回目の工事計画認可申請
9. 30	（株）ジー・シー・オー東海事業所にて臨界事故
10. 8	東北・東京両電力 東通原子力発電所P R施設「トントウビレッジ」開所
12. 17	原子力災害対策特別措置法成立
12. 1. 27	国（通産省） 東北電力(株)1号機に係る3回目の工事計画認可
3. 15	東北電力(株) 国（通産省）に対して1号機に係る4回目の工事計画認可申請
5. 12	東北・東京両電力 泊漁協に対し出力変更及び追加漁業補償交渉を申入れ
5. 26	東北電力(株) 国（通産省）に対し原子炉設置許可を申請
5. 26	東北電力(株) 国（通産省）に対して1号機に係る5回目の工事計画認可申請
7. 10	国（通産省） 東北電力(株)1号機に係る4回目の工事計画認可
7. 15	泊漁協 追加漁業補償交渉の申入れを受諾し、交渉委員会を設置
7. 25	国（通産省） 東北電力(株)1号機に係る5回目の工事計画認可
8. 2	東北電力(株)1号機 国（通産省）の基礎基盤検査に合格
8. 21	東京電力(株) 環境影響評価方法書を通商産業大臣に届け出、青森県と関係4市町村に提出
8. 22	東京電力(株) 環境影響評価方法書の縦覧を開始（～9月21日）
10. 2	東北電力(株) 1号機の原子炉建屋基礎工事を開始
11. 15	東北電力(株) 国（通産省）に対し1号機の原子炉設置変更許可を申請
13. 2. 15	東京電力(株) 環境影響評価方法書に係る経済産業大臣勧告を受領
4. 1	東京電力(株) 環境現況調査を開始（～14年3月末）
9. 4	東北電力(株) 1号機の原子炉格納容器組立工事を開始
9. 10	国（経産省） 東北電力(株)1号機に係る原子炉設置変更を許可
10. 13	東北・東京両電力 追加漁業補償について、白糠、小田野沢両漁協交渉委員会に考え方を説明
12. 8	東北・東京両電力 白糠・小田野沢両漁協交渉委員会に対し追加漁業補償額を提示（37億2千万円）
14. 4. 25	東北電力(株)1号機 国（経産省）の原子炉格納容器強度・漏えい検査に合格
4. 27	東北・東京両電力 白糖・小田野沢両漁協交渉委員会に対し追加漁業補償額を提示（48億円）
8. 8	東京電力(株) 環境影響評価準備書を経済産業大臣に届け出、青森県と関係4市町村に提出
8. 9	東京電力(株) 環境影響評価準備書の縦覧を開始（～9月9日）

年月日	事 項
14. 8. 25 11. 24	東京電力(株) 環境影響評価準備書に関する説明会を東通村で開催 東北・東京両電力 白糠・小田野沢両漁協交渉委員会に対し追加漁業補償額を提示（55億円）
15. 1. 31 3. 2 3. 15 4. 20 4. 25 5. 9 7. 23 7. 30 8. 5 8. 20 8. 25 9. 19 10. 7 10. 10 11. 19	県 東北電力(株)環境影響評価準備書に関する環境保全の見地からの意見を国（経産省）に回答 白糠・小田野沢両漁協 東通村長に仲介要請。村長これを受諾 東通村長 白糠・小田野沢両漁協交渉委員会に対し仲介額を提示（70億円） 白糠・小田野沢両漁協 臨時総会で仲介額の受諾等を可決 東京電力(株) 環境影響評価準備書に係る経済産業大臣勧告を受領 東北・東京両電力及び白糠・小田野沢両漁協 東通村長立会いのもと変更漁業補償協定を締結 東北電力(株)1号機 原子炉圧力容器据付開始 東京電力(株) 環境影響評価書を経済産業大臣に届け出、青森県と関係4市町村に提出 東北電力(株)1号機 国（経産省）の原子炉圧力容器据付検査に合格 東京電力(株) 環境影響評価書に係る経済産業大臣からの確定通知を受領 東京電力(株) 環境影響評価書の縦覧を開始（～9月24日） 国（経産省） 東京電力(株)1・2号機の設置に係る第1次公開ヒアリングの開催を告示（11月19日） 東北・東京両電力 尻勞・猿ヶ森両漁協合同交渉委員会に対し追加漁業補償額を提示（5億3,000万円） 東北電力(株)1号機 むつ幹線から所内受電開始
16. 2. 5 3. 3 3. 29 7. 8 7. 9 7. 21 8. 24 10. 28 12. 24 12. 28	国（経産省） 東京電力(株)1・2号機の設置に係る第1次公開ヒアリングを開催（東通村体育館） 県、東通村及び東北電力(株) 「東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結 県及び東北電力(株) 東通原発への核燃料税導入で合意 東通村隣接市町村及び東北電力(株) 安全協定締結 東北電力(株)1号機 ウラン燃料搬入（1回目） 東北・東京両電力 尻勞・猿ヶ森両漁協合同交渉委員会に対し追加漁業補償額を提示（10億円） 東北電力(株)1号機 ウラン燃料搬入（2回目） 東北電力(株)1号機 ウラン燃料搬入（3回目） 東通原発に係る緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）完成 東北電力(株)1号機 燃料装荷、試運転開始 東通村長 尻勞・猿ヶ森・小田野沢の3漁協交渉委員会に対し仲介額を提示（12億円）
17. 1. 8 1. 10 1. 21 1. 24 3. 9 9. 13 12. 8 12. 18 12. 19 18. 1. 23 3. 30 8. 4	尻勞・猿ヶ森両漁協 臨時総会で仲介額の受諾等を可決 小田野沢漁協 臨時総会で仲介額の受諾等を可決 東北・東京両電力及び尻勞・猿ヶ森・小田野沢の3漁協 東通村長立会いのもと変更漁業補償協定を締結 東北電力(株)1号機 初臨界 東北電力(株)1号機 発電開始 東北・東京両電力 老部川内水面漁協交渉委員会に対し追加漁業補償額を提示（700万円） 東北電力(株)1号機 営業運転開始 老部川内水面漁協 臨時総会で仲介額の受諾等を可決 東通村長 老部川内水面漁協交渉委員会に対し仲介額を提示（1,500万円） 東北・東京両電力及び老部川内水面漁協 東通村長立会いのもと変更漁業補償協定を締結 東京電力(株) 1・2号機の重要電源開発地点指定申請 国（経産省） 東京電力(株)1・2号機の重要電源開発地点指定について知事に意見照会

年月日	事 項
18. 8. 7	県 県議会各会派に対し東京電力(株)1・2号機の重要電源開発地点の指定について意見照会 県 関係市町村（下北郡、むつ市、三沢市及び上北郡内隣接・隣々接）に対し東京電力(株)1・2号機の重要電源開発地点の指定について意見照会
8. 10	県議会各会派及び関係市町村 県に対し意見回答
～8. 23	
8. 28	県 原子力政策懇話会を開催
9. 1	県 知事意見回答
9. 13	国（経産省） 東京電力(株)1・2号機の重要電源開発地点指定
9. 29	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機の原子炉設置許可申請書を提出
9. 30	東北・東京両電力 泊漁協交渉委員会に対し追加漁業補償額を提示（4億4千万）
10. 26	東京電力(株)東通事務所を廃止し、東京電力(株)東通原子力建設準備事務所を設立
12. 4	東京電力(株) 1号機の建設に向けた準備工事開始
19. 3. 29	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機の原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
20. 3. 5	泊漁協 六ヶ所村長に対し変更漁業補償の仲介を依頼
5. 25	泊漁協 臨時総会において、六ヶ所村長の仲介案を受入れを決定
5. 28	東北・東京両電力及び泊漁協 六ヶ所村長立会のもと、変更漁業補償協定を締結（20億8千万円）
21. 4. 7	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機の原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
12. 16	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機の原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
22. 4. 2	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機の原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
4. 12	国（経産省） 東京電力(株)1号機について、行政手審査が終了し、審査結果について、原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
4. 28	東北電力(株) 固体廃棄物貯蔵所の増設に係る増設等計画書を県及び東通村に提出
7. 14	県及び東通村 東北電力(株)の固体廃棄物貯蔵所増設に係る増設等計画書について事前了解
8. 11	原子力安全委員会 東京電力(株)1号機に係る第2次公開ヒアリングを開催（東通村体育館）
8. 26	東北電力(株) 固体廃棄物貯蔵所の増設に係る原子炉設置変更許可を国（経産省）へ申請。着工を平成23年7月、しゅん工を平成24年9月とする
10. 15	東北電力(株) 1号機の長期サイクル運転の導入計画を公表。第4回定期検査終了後の運転期間を16ヶ月以内に延長
11. 10	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機の原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
12. 13	東北電力(株) 1号機の長期サイクル運転に関する諸手続きを国（経産省）へ実施
12. 14	原子力安全委員会 経済産業省に対し同省の審査結果は妥当である旨の答申
12. 24	原子力委員会 経済産業省に対し同省の審査結果は妥当である旨の答申
12. 24	国（経産省） 東京電力(株)1号機に係る原子炉設置を許可
23. 1. 13	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機に係る1回目の工事計画認可申請
1. 25	東京電力(株) 国（経産省）に対し1号機に係る2回目の工事計画認可申請
3. 11	国（経産省） 東京電力(株)1号機に係る1回目の工事計画認可（着工）
3. 23	東京電力(株)福島第一原子力発電所にて過酷事故
4. 22	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
4. 28	東北電力(株) 1号機の緊急安全対策の実施状況を国（経産省）へ報告
5. 17	東北電力(株) 1号機の緊急安全対策の更なる充実について国（経産省）へ報告
6. 7	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策についての議員説明会を開催
～11. 3	県 「青森県原子力安全対策検証委員会」を設置、開催（委員任期2年以内）
6. 14	東北電力(株) シビアアクシデントへの対応に関する措置の実施状況について国（経産省）へ報告
6. 16	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の緊急安全対策の実施状況に係る国の評価等に関する議員説明会を開催

年月日	事 項
23. 6. 17	国（経産省） 固体廃棄物貯蔵所の増設に係る原子炉設置変更許可
6. 29	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
7. 5	県 原子力政策懇話会を開催
7. 8	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る市町村長会議を開催
7. 11 ～7. 14	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る県民説明会を開催（青森市（2回）、六ヶ所村、むつ市、八戸市、五所川原市、弘前市）
7. 14	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に関する意見聴取を実施
7. 28	東北電力(株) 固体廃棄物貯蔵所増設の工事計画に係る変更届を国（経産省）へ提出。着工を平成23年9月、しゅん工を平成24年11月とする
9. 1	東北電力(株) 固体廃棄物貯蔵所増設 工事着工
11. 10	県 青森県原子力安全対策検証委員会からの報告を受領
11. 21	県 検証委員会報告を受け、県内原子力事業者に対し確認・要請
11. 24	県議会 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果についての議員説明会を開催
12. 1	東北・東京両電力 知事からの確認・要請に対し回答
12. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
12. 8	県 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果等に関する市町村長説明会を開催
12. 9	県内5事業者 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の締結
12. 21	県 県議会会派から、国及び事業者による緊急安全対策に関する意見を聴取
12. 26	県 国及び事業者による緊急安全対策について、今後とも最善の努力をもって進められていいくことを前提に、了とすべきものと判断
24. 4. 23	東北・東京両電力 県に対し、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた県の確認・要請に対する対応状況を報告（以降、定期的に報告）
11. 14	東北電力(株) 国（原子力規制委員会、経産省）に対し、1号機の長期サイクル運転導入見直しに関する諸手続を実施
12. 12	東北電力(株) 国（原子力規制委員会、経産省）より固体廃棄物貯蔵所増設に係る使用前検査合格証を受領
25. 7. 8	国（原子力規制委員会）実用発電用原子炉に係る新規制基準を施行
26. 4. 21	県議会 エネルギー基本計画等に関する議員説明会を開催
5. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
5. 30	東北電力(株) 新規制基準への適合性審査申請に係る増設等計画書を県及び東通村に提出
6. 9	県及び東通村 東北電力(株)の新規制基準への適合性審査申請に係る増設等計画書について事前了解
6. 10	東北電力(株) 国（原子力規制委員会）に対し、1号機の適合性審査（「原子炉設置変更許可」、「工事計画許可」、「原子炉施設保安規定変更認可」）を申請（工事完了時期平成28年3月）
11. 21	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
12. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
27. 6. 12	東北電力(株) 1号機の工事完了時期を「平成28年3月」から「平成29年4月」に変更
11. 24	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
12. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
28. 9. 21	県議会 使用済燃料再処理機構及び県内原子力施設に関する議員説明会を開催
10. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
29. 2. 7	東北電力(株) 1号機の工事完了時期を「平成29年4月」から「平成31年度」に変更
30. 2. 23	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
3. 22	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
3. 23	野辺地町及び東北電力(株) 安全協定締結
5. 24	東北電力(株) 1号機の工事完了時期を「2019（平成31）年度」から「2021年度」に変更

年月日	事 項
(令和) 2. 9. 18	県議会 六ヶ所再処理工場の新規制基準適合に係る事業変更許可及び県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況に関する議員説明会を開催
10. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
3. 4. 28	東北電力(株) 1号機の工事完了時期を「2021年度」から「2024年度」に変更

2 大間原子力発電所の主な経緯

年月日	事項
(昭和)	
51. 4. 28 6. 24	大間町商工会 大間町議会に対し、「原子力発電所新設に係る環境調査」実施方請願 大間町 定例町議会上記請願採択
51. 6 ～53. 5	大間、奥戸、蛇浦、下風呂、易国間、佐井各漁協 環境調査実施について同意 (大間51.6.28、奥戸52.12.27、蛇浦・下風呂・易国間53.1.10、佐井53.5.4)
53. 5. 2 5. 26 12. 7	大間町、佐井村及び風間浦村 環境調査実施の調定書を締結 大間町 電源開発(株)に対し環境調査実施を要請するとともに、通産省に対し陳情
55. 7. 9 9.	大間町、佐井村、風間浦村及び関係6漁協等で「大間原発環境調査協議会」発足 大間町 国(通産省)に対し立地環境調査実施を要請
57. 3. 10 6. 24	国(通産省) 原発立地環境調査開始(55. 56年度の2年度で実施) 電源開発(株) 立地適地調査を開始(58年3月終了)
6. 29	4者会談(通産省、科技庁、電事連、電源開発(株))においてATR実施主体を電源開発(株)とすること及び実証炉建設推進委員会の設置について合意
8. 27	原子力委員会 ATR実証炉の建設、運転は電気事業者及び動燃の協力を得て電源開発(株)が行うことを決定
58. 3. 16 4. 14 7. 16 8. 2	九電力社長会 電源開発(株)がATR実証炉の立地地点として大間町で立地環境調査を実施することを了承 電源開発(株) 地元町村に対し立地環境調査実施を申入れ 電源開発(株) 大間原子力調査所設置 電源開発(株) 立地環境調査開始(59年12月終了)
59. 12. 15 12. 18	電源開発(株) 大間町、大間町議会に対し「立地環境調査現地報告書」を提出 大間町議会 原子力発電所の誘致を決議
60. 1. 29 1. 30 5. 31	大間漁協 臨時総会で「原発調査対策委員会」設置を否決 奥戸漁協 臨時総会で「原発対策委員会」設置を否決 ATR実証炉建設推進委員会(通産省、科技庁、電源開発(株)、電事連、動燃) 「大間原子力発電所建設計画」了承 電源開発(株) 大間町・佐井村・風間浦村・県に対し建設計画への協力要請
6. 4 ～6. 5 7. 10	
61. 4. 18 6. 16	大間漁協 「原発調査対策委員会」の設置を案件として臨時総会を開催したが継続審議となる
62. 5. 6 5. 7 5. 13 ～5. 23 6. 6	総合エネルギー対策推進閣僚会議 大間地点を「要対策重要電源」に指定 大間漁協 臨時総会を開催し、「原発調査対策委員会」設置案の継続審議の打切りを決定 電源開発(株) 地元町村に変更計画を提示し、立地協力を要請 電源開発(株) 県に変更計画を提示し、立地協力を要請 大間町 「リフレッシュマリンおおま計画」発表
63. 4. 21 ～4. 22 11. 14 (平成)	大間漁協 臨時総会で「原発調査対策委員会」設置を決定 奥戸漁協 臨時総会で「原発対策委員会」設置を決定 「大間地区地権者代表委員会」が発足
元. 1. 30 3. 27 7. 1	「奥戸地区地権者代表委員会」が発足 大間漁協 臨時総会で「原発交渉委員会」設置を決定 電源開発(株) 「大間原子力調査所」を「大間原子力総合立地事務所」に改組

年月日	事 項
元. 10. 26	電源開発(株) 地権者代表委員会に価格提示
10. 30	「大間原発三ヶ町村協議会」、「六漁協連絡協議会」発足
12. 21	大間町 「第三次大間町総合計画」策定
2. 3. 3	奥戸地区地権者代表委員会 土地買収価格を了承
3. 10	大間町区地権者代表委員会 土地買収価格を了承
4. 26	大間町 「地域振興構想」発表
～4. 27	
7. 11	電源開発(株) 用地取得開始
3. 6. 12	奥戸漁協 臨時総会で「原発交渉委員会」設置を否決
4. 1. 10	奥戸漁協 臨時総会で「原発交渉委員会」設置を決定
9. 12	電源開発(株) 両漁協の交渉委員会に対し漁業補償額を提示（漁業補償額：大間漁協52億円、奥戸漁協28億円）（漁業振興基金：大間漁協20億円、奥戸漁協10億円）
5. 10. 5	大間町 両漁協交渉委員会、町議会が県に漁業補償交渉の仲介を要請。同日、電源開発(株)も県に仲介を要請
12. 28	県 両漁協の交渉委員会、電源開発(株)に対し仲介
6. 2. 15	電源開発(株) 両漁協に対し見直し額を提示（漁業補償額：大間漁協76.01億円、奥戸漁協38.81億円）
4. 22	大間漁協 臨時総会で漁業補償額の受諾及び配分委員会の設置等を可決
4. 25	奥戸漁協 臨時総会で漁業補償額の受諾及び配分委員会の設置等を可決
5. 18	大間・奥戸両漁協及び電源開発(株) 大間町長立会いのもと漁業補償協定を締結
7. 7. 11	電事連 経済性等を理由に原子力委員会、通産省、科技庁等の関係者に対して、A T R 実証炉建設計画の見直しを申入れ
7. 14	原子力委員会 電事連、電源開発(株)、動燃等関係者から意見聴取
～7. 28	
8. 10	原子力委員会事務局 県及び大間町から意見聴取
8. 25	原子力委員会 A T R 実証炉建設計画の代替計画として、フルM O X – A B W R の建設が妥当との判断を決定
8. 30	電源開発(株) 大間町・佐井村・風間浦村・県に対し建設計画変更について協力を要請
～8. 31	
10. 20	大間町、町議会及び電源開発(株) 大間漁協に計画変更を申入れ
10. 23	大間町、町議会及び電源開発(株) 奥戸漁協に計画変更を申入れ
11. 27	電源開発(株) 施設計画の変更を通産省に届け出
8. 4. 19	大間漁協 原発交渉委員会設置
6. 30	奥戸漁協 原発交渉委員会設置
9. 2. 21	電事連 2010年までに電力会社がプルサーマルを順次導入する計画を公表
7. 19	大間漁協交渉委員会全体会 補償額提示受入れを決定
10. 23	奥戸漁協交渉委員会全体会 補償額提示受入れを決定
11. 14	電源開発(株) 大間・奥戸両漁協に対し変更漁業補償額提示（漁業補償額：大間漁協10億円、奥戸漁協6億円）
12. 18	電源開発(株) 風間浦村に対し支援策として振興基金15億円提示
12. 19	電源開発(株) 佐井村に対し支援策として振興基金15億円提示
10. 3. 6	電源開発(株) 大間・奥戸両漁協に対し変更漁業補償額再提示（漁業補償額：大間漁協18.5億円、奥戸漁協11.1億円）
6. 10	電源開発(株) 大間・奥戸両漁協に対し変更漁業補償額再々提示（漁業補償額：大間漁協22.5億円、奥戸漁協13.5億円）
6. 23	大間・奥戸両漁協交渉委員会全体会 変更漁業補償額受入れを決定
8. 13	奥戸漁協 臨時総会で変更漁業補償額受諾等を可決
8. 15	大間漁協 臨時総会で変更漁業補償額受諾等を可決
8. 21	大間・奥戸両漁協及び電源開発(株) 大間町長立会いのもと変更漁業補償協定を締結
9. 8	電源開発(株) 環境影響調査書を国に提出

年月日	事 項
10. 9. 9	電源開発(株) 環境影響調査書の縦覧を開始（～10月8日）
9. 13	電源開発(株) 環境影響調査書の地元説明会を開催（大間町 北通り総合文化センター「ウイング」）
10. 28	国（通産省） 第1次公開ヒアリングの開催を告示（12月17日）
12. 17	国（通産省） 第1次公開ヒアリングを開催（大間町 北通り総合文化センター「ウイング」）
11. 6. 11	国（経済企画庁） 平成11年度電源開発基本計画新規組入れに関し、知事に意見照会
6. 11	県 関係市町村長（下北郡及びむつ市）に意見照会
6. 18	県 原子力政策青森賢人会議を開催（フルMOX安全指針等）
6. 21	県 関係市町村長（下北郡及びむつ市）から意見聴取を実施
7. 1	県 原子力政策青森賢人会議を開催（大間原発建設計画）
7. 16	県 経済企画庁に「異議ない」旨の意見を提出
8. 3	国（経済企画庁） 第141回電源開発調整審議会で大間原子力発電所計画が平成11年度電源開発基本計画に組み入れられる
9. 6	国（通産省） 環境影響評価準備書について勧告
9. 7	電源開発(株) 国（通産省）に対し環境影響評価書を提出
9. 8	電源開発(株) 国（通産省）に対し原子炉設置許可申請書を提出
9. 30	(株)ジー・シー・オー東海事業所にて臨界事故
12. 16	B N F L製MOX燃料データ改ざん問題の発覚
12. 17	原子力災害対策特別措置法成立
12. 1. 5	電源開発(株) 県から公有水面埋立免許を取得
1. 7	電源開発(株) 国（農水省）に対し農地転用許可を申請
2. 25	国（農水省） 農地転用を許可
4. 19	電源開発(株) 付け替え国道工事着手
5. 18	電源開発(株) 敷地造成工事に着手
13. 10. 24	電源開発(株) 国（経産省）に第1次安全審査の一時保留を要請し、了承される
15. 2. 10	電源開発(株) 発電所配置計画の見直しについて、具体的準備を開始する旨公表
8. 7	電源開発(株) 発電所配置計画および工程の変更を公表
12. 19	電事連 2010年度までに電力会社がプルサーマルを順次導入（合計で16～18基）することを再確認
16. 3. 18	電源開発(株) 当初の原子炉設置許可申請を取り下げるとともに、改めて国（経産省）に対し原子炉設置許可申請書を提出
17. 6. 3	電源開発(株) 国（経産省）に対し原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
6. 16	国（経産省） 原子炉設置許可申請について、原子炉等規制法の基準に適合しているとの審査結果を、原子力委員会及び原子力安全委員会に対し諮問
10. 19	原子力安全委員会 第2次公開ヒアリングを開催（大間町 北通り総合文化センター「ウイング」）
18. 1. 6	電源開発(株) 「大間原子力発電所でのMOX燃料利用について」を初公表（六ヶ所再処理工場のアクティブ試験に先立ち、電力各社はプルトニウムの利用計画を公表）
2. 17	電源開発(株) 国（経産省）に対し原子炉設置許可申請書添付書類に係る補正書を提出
9. 19	原子力安全委員会 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を改訂
10. 24	電源開発(株) 国（経産省）に対し原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
19. 3. 28	電源開発(株) 国（経産省）に対し原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
4. 27	国（経産省） 原子炉設置許可申請に係る諮問文書を一部修正し、原子力安全委員会に提出
8. 20	電源開発(株) 大間原子力発電所計画の着工延期を公表（着工時期は未定）
20. 3. 17	電源開発(株) 国（経産省）に対し、原子炉設置許可申請書に係る補正書を提出
3. 21	国（経産省） 原子炉設置許可申請に係る諮問文書を修正し、原子力安全委員会に提出

年月日	事 項
20. 4. 14	原子力委員会及び原子力安全委員会 経済産業省に対し同省の審査結果は妥当である旨答申
4. 23	国（経産省） 大間原子力発電所に係る原子炉の設置を許可
4. 24	電源開発(株) 国（経産省）に対し、1回目の工事計画認可申請
5. 27	国（経産省） 1回目の工事計画認可（着工）
5. 28	電源開発(株) 国（経産省）に対し、2回目の工事計画認可申請
7. 28	電源開発(株) 大間原子力発電所に係る起工式を開催
11. 11	電源開発(株) 国（経産省）に対し、大間原子力発電所の工程変更に係る原子炉設置変更届出書を提出（運転開始を平成26年11月に変更）
12. 26	国（経産省） 2回目の工事計画認可
21. 2. 17	電源開発(株) 国（経産省）に対し、3回目の工事計画認可申請
3. 24	電源開発(株) 国（経産省）に対し、燃料輸送容器保管庫設置に係る原子炉設置変更許可を申請
4. 3	電源開発(株) MOX燃料の調達について、(株)グローバル・ニュークリア・フェュエルと契約締結
6. 12	電事連 プルサーマル計画を「2015年度までに16～18基で導入」と変更
8. 4	国（経産省） 3回目の工事計画認可
8. 10	電源開発(株) 国（経産省）に対し、4回目の工事計画認可申請
8. 26	電源開発(株) 国（経産省）に対し、原子炉設置変更許可申請に係る補正書を提出
10. 28	国（独立行政法人原子力安全基盤機構） 大間原子力発電所の原子炉建屋基礎岩盤が安全性を有していることを確認（岩盤検査）
～10. 29	
11. 12	電源開発(株) MOX燃料の加工に必要なプルトニウムについて、電力会社7社と譲渡契約を締結
11. 16	電源開発(株) 国（経産省）に対し、5回目の工事計画認可申請
12. 25	国（経産省） 5回目の工事計画認可
22. 1. 22	国（経産省） 燃料輸送容器保管庫設置に係る原子炉設置変更を許可
3. 10	電源開発(株) 国（経産省）に対し、3回目の工事計画変更認可申請
3. 17	電源開発(株) 原子炉建屋基礎工事を開始
3. 26	国（経産省） 4回目の工事計画認可
3. 30	国（経産省） 3回目の工事計画変更認可
4. 13	電源開発(株) 国（経産省）に対し、6回目の工事計画認可申請
7. 12	電源開発(株) 原子炉格納容器据付を開始
12. 24	国（経産省） 6回目の工事計画認可（旧基準に基づく許可上、全ての設備について認可）
23. 3. 11	東京電力(株) 福島第一原子力発電所にて過酷事故
3. 23	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
5. 16	電源開発(株) 国（経産省）に対し、原子力発電所の外部電源の信頼性に係る実施状況報告（大間原子力発電所に係る安全強化対策）を報告
5. 17	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策についての議員説明会を開催
6. 7	県 「青森県原子力安全対策検証委員会」を設置、開催（委員任期2年以内）
～11. 3	
6. 16	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の緊急安全対策の実施状況に係る国の評価等に関する議員説明会を開催
6. 29	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
7. 5	県 原子力政策懇話会を開催
7. 8	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る市町村長会議を開催
7. 11	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る県民説明会を開催（青森市（2回）、六ヶ所村、むつ市、八戸市、五所川原市、弘前市）
～7. 14	
7. 14	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に関する意見聴取を実施

年月日	事 項
23. 11. 10 11. 21 11. 24 12. 1 12. 7 12. 8 12. 9 12. 21 12. 26	県 青森県原子力安全対策検証委員会からの報告を受領 県 検証委員会報告を受け、県内原子力事業者に対し確認・要請 県議会 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果についての議員説明会を開催 電源開発株 知事からの確認・要請に対し回答 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 県 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果等に関する市町村長説明会を開催 県内5事業者 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の締結 県 県議会会派から、国及び事業者による緊急安全対策に関する意見を聴取 県 国及び事業者による緊急安全対策について、今後とも最善の努力をもって進められていいくことを前提に、了とすべきものと判断
24. 3. 30 4. 23 10. 1 25. 7. 8 26. 4. 21 5. 8 11. 13 11. 21 12. 8 12. 16	電源開発株 国（経産省）に対し、大間原子力発電所の工程変更に係る原子炉設置変更届出書を提出（運転開始時期を「未定」に変更） 電源開発株 県に対し、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた県の確認・要請に対する対応状況を報告（以降、定期的に報告） 電源開発株 東北地方太平洋沖地震以降休止していた発電所本体工事を再開 国（原子力規制委員会）実用発電用原子炉に係る新規制基準を施行 県議会 エネルギー基本計画等に関する議員説明会を開催 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 電源開発株 大間原子力発電所の安全強化対策の内容の取りまとめを三ヶ町村及び県へ報告
11. 21 12. 8 12. 16 27. 9. 4 11. 24 12. 8 28. 9. 9 9. 21 10. 7 30. 2. 23 3. 22 9. 4 (令和) 2. 9. 10 9. 18 10. 7 12. 17	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 電源開発株 国（原子力規制委員会）に対し適合性審査（「原子炉設置変更許可」、「工事計画認可」）を申請（工事完了時期平成32年12月） 電源開発株 大間原子力発電所の工事完了時期を「平成32年12月」から「平成33年12月頃」に変更 県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 電源開発株 大間原子力発電所の工事完了時期を「平成33年12月頃」から「平成35年後半」に変更 県議会 使用済燃料再処理機構及び県内原子力施設に関する議員説明会を開催 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 電源開発株 大間原子力発電所の工事完了時期を「2023（平成35）年後半」から「2025年後半」に変更 電源開発株 大間原子力発電所の工事完了時期を「2025年後半」から「2027年後半」に変更 県議会 六ヶ所再処理工場の新規制基準適合に係る事業変更許可及び県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況に関する議員説明会を開催 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 電事連 新たなプルサーマル計画を策定「2030年度までに少なくとも12基でプルサーマル実施」

3 原子燃料サイクル施設の主な経緯

年月日	事 項
(昭和)	
59. 4. 20	電事連 知事に対し原子燃料サイクル事業の下北半島太平洋側立地について包括的協力要請
7. 27	電事連 知事、六ヶ所村長に対し原子燃料サイクル三施設の六ヶ所村立地について協力要請（事業概要発表）
7. 31	むつ小川原総合開発会議（14省庁） 原子燃料サイクル事業立地協力要請に係る青森県からの報告を受け、当面措置すべき事項について確認
8. 30	六ヶ所村 原子燃料サイクル施設対策協議会を設置
9. 5	県 県内各界各層の意見聴取対象者に対し原子燃料サイクル事業の説明会開催（青森市、むつ市、三沢市～9月7日）
9. 17	県 県内各界各層の意見聴取実施（～9月22日）
11. 26	県委嘱専門家 「原子燃料サイクル事業の安全性に関する報告書」提出
11. 29	県 六ヶ所村に対し原子燃料サイクル事業の立地協力要請に対する村の意見を照会
60. 1. 5	六ヶ所村原子燃料サイクル施設対策協議会 村長に対し答申
1. 16	六ヶ所村議会 全員協議会を開催し、対策協議会の答申を了承、これを受けたて村立地受諾決定
1. 17	六ヶ所村 電事連からの立地協力要請を了承する旨県へ回答
1. 18	県 県内各界各層の第2次意見聴取実施（～1月22日）
4. 9	知事 立地協力要請の最終判断をし、県議会全員協議会へ報告
4. 17	県 むつ小川原開発第2次基本計画「付」策定
4. 18	県、六ヶ所村、日本原燃サービス株及び日本原燃産業株 電気事業連合会立会いのもと「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定」締結
4. 18	日本原燃サービス株及び日本原燃産業株 六ヶ所村内に六ヶ所建設準備事務所開設
4. 24	むつ小川原総合開発会議（14省庁） 「むつ小川原開発について」申合せ
4. 26	むつ小川原開発について閣議口頭了解
4. 30	日本原燃サービス株及び日本原燃産業株 県に対し立地調査について説明 (以降 関係機関、団体との協議)
5. 10	県労議長他 県に対し「核燃料サイクル施設建設立地に関する県民投票条例」制定請求
5. 27	県議会 第74回臨時議会開催（～5月28日）、県民投票条例制定議案を否決
6. 12	日本原燃サービス株及び日本原燃産業株 六ヶ所村に立地調査実施の協力依頼
6. 13	六ヶ所村 立地調査実施了承の回答
6. 17	日本原燃サービス株及び日本原燃産業株 六ヶ所村内三漁協に立地調査実施の協力依頼 (同6. 19八戸漁連、八戸地区原燃対策協議会、6. 20三沢市漁協)
6. 27	日本原燃サービス株及び日本原燃産業株 立地調査（陸域部）開始
7. 11	六ヶ所村漁協 原燃サイクル施設立地に係る調査へ同意（同7. 31六ヶ所村海水漁協、8. 19八戸漁連、八戸地区原燃対策協議会、8. 23三沢市漁協）
10. 26	「六ヶ所原燃P Rセンター」開館（六ヶ所村尾駿）
11. 27	県 第1回原子燃料サイクル施設環境放射能総合調査検討会開催
61. 3. 23	泊漁協 臨時総会で原燃サイクル施設立地に係る調査へ同意
6. 2	日本原燃サービス株及び日本原燃産業株 立地調査（海域部）開始
8. 5	むつ会社 原子燃料サイクル施設用地造成起工式
62. 4. 1	むつ小川原原燃興産株設立
5. 26	日本原燃産業株 「六ヶ所ウラン濃縮工場 核燃料物質加工事業許可申請書」を内閣総理大臣に提出
63. 4. 25	六ヶ所原燃警備株設立
4. 27	日本原燃産業株 「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター 廃棄物埋設事業許可申請書」を内閣総理大臣に提出
8. 10	内閣総理大臣 ウラン濃縮工場事業許可（第1期工事分600トンSWU／年）

年月日	事 項
63. 10. 14 (平成)	日本原燃産業(株) ウラン濃縮工場の建屋工事着手
元. 2. 14	県 青森県地域防災計画原子力編の全面修正
3. 20	(財)むつ小川原地域・産業振興財団設立
3. 30	日本原燃サービス(株) 「六ヶ所事業所 再処理事業指定申請書」及び「六ヶ所事業所 廃棄物管理事業許可申請書」を内閣総理大臣に提出
5. 15	自民党青森県支部連合会 原子燃料サイクル施設立地に係る統一見解の取りまとめと、そのための「原子燃料サイクル特別委員会」設置を決定
8. 19	県 参議院議員選挙の結果を踏まえ、電事連及び原燃2社に対し原子燃料サイクル施設に対する県民の不安解消のため新たな対応を取るよう文書要請
8. 25	県 参議院議員選挙の結果を踏まえ、科学技術庁長官及び通商産業大臣に対し原子燃料サイクル施設立地推進のため万全の措置を講ずるよう文書要請
9. 22	電事連及び原燃2社 元. 8. 19の県の要請に対する措置を回答
10. 18	「フォーラム・イン・青森（原子燃料サイクル地域座談会）」開始
12. 11	自民党青森県支部連合会 原子燃料サイクル施設立地に係る統一見解を取りまとめ
12. 26	自民党本部 「原子燃料サイクル特別委員会」を設置
2. 1. 31	六ヶ所げんねん企画(株)設立
4. 1	県 環境保健部内に「原子力環境対策室」を設置
4. 3	日本原燃産業(株) ウラン濃縮工場遠心分離機の搬入開始
4. 26	原子力安全委員会 「日本原燃産業(株)六ヶ所事業所における廃棄物埋設の事業に係る公開ヒアリング」開催
8. 27	県 「原子燃料サイクル安全対策委員会」設置
9. 29	県 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する国的基本的考え方について、科学技術庁に照会
10. 1	高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県の照会に対し、科学技術庁長官から回答
10. 18	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成9年12月」から「平成10年10月」に変更
11. 1	国（5省庁） 「核燃料サイクル施設に係る風評被害防止のための関係省庁連絡会議」設置
11. 15	内閣総理大臣 低レベル放射性廃棄物貯蔵センター事業許可
11. 30	日本原燃産業(株) 低レベル放射性廃棄物貯蔵センターの建設工事着手
12. 3	(財)環境科学技術研究所設立
3. 5. 31	「風評被害認定委員会」発足
7. 25	県、六ヶ所村及び日本原燃産業(株) 「六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結
7. 30	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成11年8月」に変更
7. 30	自治大臣 「核燃料物質等取扱税」許可
9. 10	隣接6市町村及び日本原燃産業(株) 「六ヶ所ウラン濃縮工場隣接市町村民の安全確保等に関する協定書」締結
9. 20	新「六ヶ所原燃P Rセンター」開館
9. 27	日本原燃産業(株) 六フッ化ウラン搬入開始
9. 30	原燃輸送(株) 三菱重工神戸造船所から低レベル放射性廃棄物運搬船「青栄丸」を引き渡し
10. 30	原子力安全委員会 「日本原燃サービス(株)六ヶ所事業所における廃棄物管理事業及び再処理事業に係る公開ヒアリング」開催
4. 3. 27	ウラン濃縮工場第1期工事分の操業開始（600トンSWU／年のうち初年度分 150トンSWU／年）
4. 3	内閣総理大臣 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター事業許可
4. 13	高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県の照会に対し、日本原燃サービス(株)から回答
5. 6	日本原燃サービス(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの建設工事着手
7. 1	日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株)が合併し、日本原燃(株)が発足
9. 21	県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結
10. 26	隣接6市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書」締結

年月日	事 項
4. 11. 16	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成12年1月」に変更
12. 8	日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センター操業開始
12. 24	内閣総理大臣 再処理工場事業指定
5. 4. 28	日本原燃(株) 再処理工場着工
7. 12	内閣総理大臣 ウラン濃縮工場変更許可（第2期工事前半分450トンSWU／年）
11. 18	日本原燃(株) ウラン濃縮工場から製品ウラン初搬出
6. 11. 14	県 六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理について、日本原燃(株)に照会
11. 15	六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理について、本県の照会に対し、日本原燃(株)から回答
11. 16	県 六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理について、電気事業者（電力10社）に照会
11. 16	県 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、科学技術庁に照会
11. 18	六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理について、本県の照会に対し、電気事業者（電力10社）から回答
11. 19	高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について、本県の照会に対し、科学技術庁長官から回答
12. 26	県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結
7. 1. 25	隣接6市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書」締結
4. 24	高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県からの要請を踏まえ、電気事業者（電気事業連合会、電力10社）及び日本原燃(株)から確約文書
4. 25	高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について、科学技術庁長官から確約文書
4. 26	日本原燃(株)高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター操業開始（第1回返還ガラス固化体受入れ）
8. 1. 25	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成15年1月」に変更
2. 26	県 科学技術庁長官、経済産業大臣に対し、再処理施設の国策上の位置付について確認
9. 2. 21	電事連 2010年までに電力各社がプルサーマルを順次導入する計画を公表
7. 29	内閣総理大臣 再処理工場の再処理事業変更許可（仮再処理工場の運転実績による基本設計の変更）
9. 8	国（通産省） 「核燃料サイクル協議会」を設置
9. 9	第1回核燃料サイクル協議会
10. 17	ウラン濃縮工場第2期工事前半分の操業開始（450トンSWU／年のうち初年度分150トンSWU／年）
10. 3. 11	日本原燃(株) 第3回返還ガラス固化体に係る搬入作業の延期
～3. 12	
3. 13	日本原燃(株) 第3回返還ガラス固化体受入れ
3. 13	高レベル放射性廃棄物の最終処分等について、内閣官房長官、科学技術庁長官、通商産業大臣と知事の四者会談及び総理大臣との個別会談で確認
5. 1	日本原燃(株) 原燃マシナリー(株)を設立
7. 24	第2回核燃料サイクル協議会
7. 29	県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場の受入れ貯蔵施設等で行う燃焼度計測装置の校正試験に用いる使用済燃料の受入れ及び貯蔵に当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」及び「覚書」締結
8. 25	隣接6市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場の受入れ貯蔵施設等で行う燃焼度計測装置の校正試験に用いる使用済み燃料の受入れ及び貯蔵に当たっての隣接市町村民の安全確保等に関する協定書」締結
10. 2	日本原燃(株) 試験用使用済燃料を初搬入
10. 5	(財)原子力安全技術センター 防災技術センター事務所を六ヶ所村に開設
10. 7	原燃輸送(株) 使用済燃料輸送容器の中性子遮へい材データについて改ざんがあつたことを公表
10. 8	内閣総理大臣 低レベル放射性廃棄物埋設センター2号廃棄物埋設施設の増設及び1号廃棄物埋設施設の変更に係る事業変更許可

年月日	事 項
10. 10. 12	電事連 日本原燃(株)に対し国内MOX燃料加工事業に関する調査・検討への協力を要請
10. 13	日本原子力発電(株) 使用済燃料輸送用キャスクの中性子遮へい材のデータ改ざんに係わる対策本部設置
10. 21	日本原燃(株) 電気事業連合会からの要請を受けMOX燃料加工事業に関する調査・検討を開始
11. 1	原燃マシナリー(株) ウラン濃縮機器(株)と合弁（商号は原燃マシナリー(株)）
12. 7	日本原燃(株) 輸送容器問題対策会議を設置
11. 2. 26	日本原燃(株) 定款の事業目的に「混合酸化物燃料の製造」を追加することを決定
4. 26	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成17年7月」に変更
9. 30	(株)ジー・シー・オー東海事業所にて臨界事故
10. 17	知事 六ヶ所再処理施設調査
11. 4	第3回核燃料サイクル協議会
12. 3	日本原燃(株) 再処理事業開始（使用済燃料受入れ貯蔵施設が完成）
12. 16	B N F L 製MOX燃料データ改ざん問題の発覚
12. 17	原子力災害対策特別措置法成立
12. 10. 6	知事 「六ヶ所再処理工場の使用済燃料受入れ貯蔵施設等の周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」の締結を行う旨表明
10. 12	県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「再処理工場の使用済燃料受入れ貯蔵施設等の周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結
11. 1	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所内に「ウラン濃縮技術開発センター」を設置
11. 1	日本原燃(株) サイクル機構とウラン濃縮に係る技術協力協定締結
11. 10	電事連 日本原燃(株)に対し六ヶ所村への立地を前提にMOX燃料加工の事業主体となることを要請
11. 20	日本原燃(株) MOX燃料加工の事業主体となることを表明
11. 29	隣接6市町村及び日本原燃(株) 「再処理工場の使用済燃料受入れ貯蔵施設等の隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」締結
12. 1	日本原燃(株) ウラン濃縮工場に係る新增設等計画書を県・六ヶ所村に提出（保管廃棄エリア増設）
12. 19	日本原燃(株) 使用済燃料の本格搬入開始
12. 27	日本原燃(株) サイクル機構とMOX燃料加工施設の建設・運転等に関する技術協力協定を締結
13. 3. 1	日本原燃(株) 再処理工場の一部設計変更等ならびに返還ガラス固化体貯蔵施設の増設を県・六ヶ所村に報告
4. 2	原燃マシナリー(株) 事業体制見直し
4. 20	日本原燃(株) 建設中の再処理工場において通水作動試験開始
5. 23	第4回核燃料サイクル協議会
7. 4	日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物の次期埋設に関する予備調査開始
7. 16	県及び六ヶ所村 ウラン濃縮工場の保管廃棄能力の変更及び再処理工場返還ガラス固化体貯蔵施設の増設について事前了解
8. 24	日本原燃(株) 県・六ヶ所村に対してMOX燃料工場の立地協力を要請
9. 17	県 「MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討会」を開催
~14. 4. 9	第2専用道路完成
11. 16	使用済燃料受入れ・貯蔵施設におけるプール水漏えい発覚
12. 28	国（経産省） 原子力防災緊急事態応急対策拠点施設指定
14. 2. 8	国（経産省） 「MOX燃料工場に関する説明会」を六ヶ所村で開催
2. 17	MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果を知事へ報告し、同日、六ヶ所村長へ説明
4. 16	国（経産省） 再処理事業変更許可（使用済燃料受入れ、貯蔵施設の変更届）
4. 18	県 MOX燃料加工施設に係る六ヶ所村周辺市町村長会議及び全市町村長会議を開催
4. 22	県 MOX燃料加工施設に係る原子力政策青森賢人会議を開催
4. 30	日本原燃(株) ウラン濃縮事業に係る事業変更許可（廃棄物保管廃棄能力増強）
5. 7	

年月日	事 項
14. 5. 8 ～5. 10 7. 10	県 「MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果説明会」を開催（六ヶ所村、むつ市、青森市、八戸市、弘前市、五所川原市） 日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物の次期埋設施設に関する予備調査結果を県・六ヶ所村に報告
9. 2	日本原燃(株) 再処理工場試験運転全体計画を国（経産省）へ提出
10. 10	第5回核燃料サイクル協議会
11. 1	日本原燃(株) 建設中の再処理工場において化学試験を開始
11. 13	日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物の次期埋設に関する本格調査開始
11. 28	第6回核燃料サイクル協議会
12. 23	日本原燃(株) プール水漏えいの原因調査結果を国に報告
15. 1. 1	日本原燃(株) 本社を六ヶ所村に移転
1. 7	日本原燃(株) プール水漏えいに関する総点検を開始
8. 6	日本原燃(株) プール水漏えいに係る調査・点検結果を国に報告
9. 9	日本原燃(株) 再処理施設品質保証体制点検計画書を国に報告
9. 12	第1回六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会（神田検討会）を開催
9. 19	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成18年7月」に変更
12. 8	国（経産省） 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの増設に係る事業変更許可（管理施設増設）
12. 18	第7回核燃料サイクル協議会
12. 19	電事連 2010年度までに電力会社がプルサーマルを順次導入（合計で16～18基）することを再確認
16. 2. 13	日本原燃(株) 再処理施設の品質保証体制点検の結果を国に報告
3. 17	日本原燃(株) 「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」の審議を踏まえ、再処理施設の品質保証体制点検結果報告書を改訂
3. 31	国 「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」の審議を踏まえ、日本原燃(株)の品質保証体制点検結果に対する評価をとりまとめ
4. 1	国（保安院） 評価結果を県に報告
4. 2	評価結果について県議会議員全員協議会開催
8	原子力政策懇話会（14日も）
12	市町村長会議
4. 16	知事 原子力委員会委員長、電気事業連合会会长、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣に対し、確認・要請（26日も）
4. 20 ～4. 23	日本原燃(株) 県内4ヶ所（六ヶ所、青森、八戸、弘前）で再処理施設の総点検に関する説明会開催
4. 28	県 5項目を原燃に強く要請し、佐々木社長から「全て遵守する」との回答を得た上で、使用済燃料搬入再開を了承し、ウラン試験の安全協定の手続きの検討に入ることを表明
5. 12 ～5. 14	県 県内6地点で県民説明会
10. 21	日本原燃(株) 再処理事業の変更許可申請（第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の最大保管能力変更）
11. 15	第8回核燃料サイクル協議会
11. 22	県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受け入れ及び貯蔵並びにウラン試験に伴うウランの取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定」締結
12. 1	知事 定例記者会見において、MOX燃料加工施設に係る立地協力要請に対する検討を再開する旨表明
12. 3	隣接市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受け入れ及び貯蔵並びにウラン試験に伴うウランの取扱いに当たっての隣接市町村等の安全確保等に関する協定」締結
12. 10	隣接市町村及び日本原燃(株) 原子力安全・保安院による評価意見を踏まえ、再処理施設品質保証点検計画書を修正
12. 21	日本原燃(株) 再処理工場においてウラン試験開始
17. 1. 17 ～1. 31	県 「MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討会」を開催（六ヶ所村・青森市）

年月日	事 項
17. 2. 1	MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果を知事へ報告し、同日、六ヶ所村長へ説明
2. 10 ～2. 18	日本原燃(株) MOX燃料工場に関する説明会実施（六ヶ所村、八戸市、青森市、弘前市）
2. 15	MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果について県議会議員全員協議会を開催
2. 17	MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果について市町村長会議を開催。同日、同内容について「青森県原子力政策懇話会」を開催
2. 21 ～2. 25	県 県民を対象に、MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果について説明会を開催（青森市、六ヶ所村、むつ市、八戸市、五所川原市、弘前市）
3. 2 ～3. 4	県 六ヶ所村（6地区）において、MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果について説明会を開催
3. 18	六ヶ所村原子燃料サイクル施設対策協議会 MOX燃料加工施設に係る立地協力要請の受入れについて村長へ提言
3. 24	六ヶ所村 MOX燃料加工施設に係る六ヶ所村議会議員全員協議会を開催
3. 26	県 「MOX燃料加工施設に係るご意見を聞く会」を開催
3. 28	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成19年5月」に変更
4. 5	知事 日本原燃(株)兒島社長に対し、品質保証体制の不断の改善、人材育成と教育訓練体制の充実強化、県民の不安解消への努力について要請
4. 12	知事 原子力委員会委員長、経済産業大臣及び電気事業連合会会长に対し、要請・確認 電気事業連合会会长 日本原子力技術協会設立について、知事へ報告
4. 13	六ヶ所村長 知事に対し、MOX燃料加工施設に係る立地協力要請を受諾する考えである旨報告
4. 14	知事 記者会見において、MOX燃料加工施設に係る立地協力要請を受諾する旨、また、立地基本協定を締結する考えである旨公表
4. 14	知事及び六ヶ所村長 日本原燃(株)社長及び電気事業連合会副会長（立会人）に対し、MOX燃料加工施設に係る立地基本協定案を提示（同時に案の内容公表）
4. 15	日本原燃(株)社長 MOX燃料加工施設に係る立地基本協定案の内容に異議のない旨、県に回答（同日六ヶ所村へも回答）
4. 19	MOX燃料加工施設に係る立地基本協定調印式（知事、六ヶ所村長、日本原燃(株)社長及び電気事業連合会会长）
4. 20	日本原燃(株) MOX燃料加工施設に係る事業許可申請
9. 29	日本原燃(株) 再処理事業に係る変更許可（第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の最大保管能力変更）
11. 18	日本原燃(株) 再処理施設の工事計画に係る変更届を国（経産省）へ提出、再処理工場のしゅん工時期を平成19年7月とする
18. 1. 6	電事連 電力各社が公表した「六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画」を取りまとめ、初公表
1. 22	日本原燃(株) 再処理工場においてウラン試験終了
2. 6	日本原燃(株) ウラン濃縮事業に係る事業変更許可（劣化ウラン払出し等）
2. 20	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成19年8月」に変更
3. 27	第9回核燃料サイクル協議会
3. 29	県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定」締結
3. 31	隣接市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての隣接市町村等の安全確保等に関する協定」締結
3. 31	日本原燃(株) 再処理工場においてアクティブ試験開始
9. 1	日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物の次期埋設に関する本格調査結果を公表

年月日	事 項
18. 10. 17	日本原燃(株)及び電気事業連合会 県・六ヶ所村に対し、フランスから返還される低レベル廃棄物を一時貯蔵する建屋の建設及びイギリスから低レベル廃棄物と交換して返還される高レベル廃棄物を既設の高レベル放射性廃棄物貯蔵建屋にて一時貯蔵する計画、並びに今後の再処理施設の操業に必要な施設の増設等に係る要請。これに対し、知事は、再処理工場に係る増設等については、日本原燃(株)として、六ヶ所再処理工場の操業が具体的に視野に入ってきた中で、操業に必要となる各種建屋の増設等を行いたいという趣旨と理解し、検討する旨、また、海外からの返還廃棄物については、今は事業者としてアクティブ試験に全力を傾注しなければならない時期とし、検討できる状況ないと考える旨を回答
12. 14	知事 日本原燃(株)の再処理施設の増設等については、六ヶ所再処理工場の今後の操業に必要となる建屋に係るものであり、専門家の意見を踏まえた検討の結果、既存の施設と同等の安全性を確保できるものと考える旨の結論が得られたこと、県議会での議論、県議会各会派等の意見、六ヶ所村長の意向を踏まえ、総合判断した結果、了解する旨、回答
12. 19	日本原燃(株) 六ヶ所ウラン濃縮工場に係る新增設等計画書の提出（ウラン回収設備の設置）
19. 1. 31	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成19年11月」に変更
6. 4	国（経産省） 原子力委員会及び原子力安全委員会に対し、再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について、審査結果を諮問
9. 6	原子力安全委員会 MOX燃料加工施設の公開ヒアリングを開催（六ヶ所村文化交流プラザ「スワニー」）
9. 7	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年2月」に変更
10. 5	日本原燃(株) 再処理工場のアクティブ試験において、ガラス固化試験開始
20. 2. 25	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年5月」に変更
3. 26	日本原燃(株) ウラン濃縮事業に係る事業変更許可（付着ウラン回収設備）
4. 23	県 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、経済産業省に照会
4. 24	高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県からの要請を踏まえ、電気事業者（電気事業連合会、電力10社）及び日本原燃(株)から確約文書を受領
4. 25	高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県の照会に対する、経済産業大臣から確約文書を受領
5. 29	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年7月」に変更
7. 29	日本原燃(株) 安全協定に基づき、新型遠心機への更新に伴う新增設等計画書を県及び六ヶ所村に提出
7. 30	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年11月」に変更
11. 7	県及び六ヶ所村 ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等について、事前了解
11. 25	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成21年2月」に変更
21. 1. 30	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成21年8月」に変更
2. 22	高レベル放射性廃棄物の最終処分等について、知事が内閣総理大臣に会い確認
6. 12	電事連 プルサーマル計画を「2015年度までに16~18基で導入」と変更
6. 17	第10回核燃料サイクル協議会
8. 31	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成22年10月」に変更
9. 29	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会開催
22. 1. 21	国（経産省） ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等に係る核燃料物質加工事業変更許可
2. 19	日本原燃(株) 再処理事業に係る変更許可申請（低レベル廃棄物貯蔵建屋の設置）
3. 1	資源エネルギー長官 県に対し海外返還廃棄物の受入れについての検討を要請
3. 2	知事 経済産業大臣から直接話を伺い、確認をする必要があると考えている旨回答
3. 6	電気事業連合会及び日本原燃(株) 県に対し、フランスから返還される低レベル放射性廃棄物及びイギリスからの单一返還される高レベル放射性廃棄物の六ヶ所村における一時貯蔵計画について、理解、協力を要請
	経済産業大臣 来県し、県に対して海外返還廃棄物について、六ヶ所村において受入れ・一時貯蔵を要請
	知事 青森県を最終処分地にしないこと等の確認事項に対する大臣からの確約を重く受け止め、六ヶ所村長の意向も踏まえ、海外返還廃棄物の受入れに係る安全性等について検討を開始することを表明

年月日	事 項
22. 3. 23 ～6. 30	県 「海外返還廃棄物の受入れに係る安全性チェック・検討会」を設置、開催（六ヶ所村・青森市）
5. 13	日本原燃(株) MOX燃料加工施設 事業許可
5. 21	日本原燃(株) MOX燃料加工施設の着工を「平成22年10月」、しゅん工時期を「平成28年3月」に変更
7. 1	海外返還廃棄物の受入れに係る安全チェック・検討結果を知事へ報告
7. 5	県 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について、経済産業省に照会
7. 9	日本原燃(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターのしゅん工時期を「平成23年2月」に変更
7. 13	地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県からの要請を踏まえ、経済産業大臣、電気事業者（電気事業連合会、電力10社）及び日本原燃(株)から確約書を受領
7. 15	日本原燃(株) 再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス溶融炉運転方法の改善検討結果について国（経産省）へ提出
7. 20	県 海外返還廃棄物の受入れに係る安全性チェック・検討結果について議員説明会を開催
7. 22	県 原子力政策懇話会を開催
7. 23 ～7. 26	県 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する県民説明会を開催（青森市（2回）、六ヶ所村、むつ市、八戸市、弘前市、五所川原市）
7. 29	六ヶ所村全員協議会
7. 30	県議会 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
8. 9	県 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する意見聴取
8. 10	県 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する原子力政策懇話会、市町村長会議を開催
8. 18	県議会各会派からの意見提出
	六ヶ所村長 知事に対し、海外返還廃棄物の受入れを容認する旨伝達
8. 19	知事 記者会見において、海外返還廃棄物の受入れ要請を受諾する考えである旨公表
8. 23	日本原燃(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力の向上に係る新增設等計画書を県及び六ヶ所村へ提出
9. 10	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成24年10月」に変更
	知事 核燃料サイクル協議会の開催を国に要請
10. 5	県議会 「再処理施設のしゅん工延期」に関する原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
10. 7	県及び六ヶ所村 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力の向上に係る新增設等計画書について、事前了解
10. 20	日本原燃(株) 廃棄物管理事業変更許可を国（経産省）へ申請（返還低レベル放射性廃棄物の受入れ）
10. 28	日本原燃(株) MOX燃料加工施設 工事着工
11. 1	日本原燃(株) 再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス溶融炉運転方法の改善検討結果について（改正版）を国（経産省）へ提出
11. 2	知事 原子力委員会「原子力政策大綱」の見直しの必要性に関する有識者ヒアリングに出席
11. 15	第11回核燃料サイクル協議会
23. 2. 14	日本原燃(株) 再処理事業に係る変更許可（低レベル固体廃棄物の保管能力向上）
2. 24	日本原燃(株) 再処理事業に係る変更許可申請（MOX燃料加工施設との接続）
2. 28	日本原燃(株) 廃棄物管理施設のしゅん工時期を「平成23年4月」に変更
3. 11	東京電力(株) 福島第一原子力発電所にて過酷事故
3. 23	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
3. 31	日本原燃(株) 再処理施設の低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年4月」、しゅん工時期を「平成25年7月」に変更
4. 25	日本原燃(株) ガラス固化体貯蔵建屋B棟しゅん工
4. 28	日本原燃(株) 再処理施設の低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年5月」、しゅん工時期を「平成25年8月」に変更
5. 16	日本原燃(株) 六ヶ所再処理施設の外部電源の信頼性確保について、国（経産省）へ報告

年月日	事 項
23. 5. 17	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策についての議員説明会を開催
5. 30	日本原燃(株) 福島第一、第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策に係る実施状況等を国（経産省）へ報告
6. 1	日本原燃(株) 再処理施設の低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年6月」、しゅん工時期を「平成25年9月」に変更
6. 7	県 「青森県原子力安全対策検証委員会」を設置、開催（委員任期2年以内）
～11. 3	
6. 9	「福島第一、第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策に係る実施状況報告」の一部を改正し、国（経産省）へ報告
6. 16	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の緊急安全対策の実施状況に係る国の評価等に関する議員説明会を開催
6. 22	日本原燃(株) 原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏まえた再処理施設における措置の実施状況について、国（経産省）へ報告
6. 29	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
7. 5	県 原子力政策懇話会を開催
7. 6	日本原燃(株) 再処理施設の低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年7月」、しゅん工時期を「平成25年10月」に変更
7. 8	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る市町村長会議を開催
7. 11 ～7. 14	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る県民説明会を開催（青森市（2回）、六ヶ所村、むつ市、八戸市、五所川原市、弘前市）
7. 14	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に関する意見聴取を実施
9. 21	日本原燃(株) 核燃料物質加工事業の工事計画に係わる変更届を国（経産省）へ提出、ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入前半分（37.5トンSWU／年）の運転開始時期を「平成23年12月」、初期導入後半分（37.5トンSWU／年）の運転開始時期を「平成24年12月」に変更
11. 10	県 青森県原子力安全対策検証委員会からの報告を受領
11. 21	県 検証委員会報告を受け、県内原子力事業者に対し確認・要請
11. 24	県議会 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果についての議員説明会を開催
12. 1	日本原燃(株) 知事からの確認・要請に対し回答
12. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
12. 8	県 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果等に関する市町村長説明会を開催
12. 9	県内5事業者 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の締結
12. 21	県 県議会会派から、国及び事業者による緊急安全対策に関する意見を聴取
12. 26	県 国及び事業者による緊急安全対策について、今後とも最善の努力をもって進められていいくことを前提に、了とすべきものと判断
24. 3. 9	日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入前半分（37.5トンSWU／年）生産運転開始
4. 23	日本原燃(株) 県に対し、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた県の確認・要請に対する対応状況を報告（以降定期的に報告）
4. 27	日本原燃(株) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた核燃料サイクル施設の安全性に関する総合的評価の実施を国（経産省）へ報告
9. 19	原子力規制委員会発足
9. 25	県議会 革新的エネルギー・環境戦略等に関する議員説明会を開催
10. 4	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成25年10月」に変更
10. 5	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
12. 20	日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入後半分（37.5トンSWU／年）の運転開始時期を「平成25年2月」に変更
25. 2. 8	日本原燃(株) 県、六ヶ所村に対し、六ヶ所ウラン濃縮工場の新型遠心機導入等に係る新增設等計画書を提出
2. 28	日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入後半分（37.5トンSWU／年）の運転開始時期を「平成25年3月」に変更

年月日	事 項
25. 3. 27	日本原燃(株) ウラン濃縮工場(新型遠心機)しゅん工
5. 13	県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等について事前了解
5. 14	日本原燃(株) ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等に係る核燃料物質加工事業変更許可を国(原子力規制委員会)へ申請
5. 21	日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入後半分(37.5トン SWU／年)生産運転開始
5. 26	日本原燃(株) 再処理工場のアクティブ試験において、ガラス固化試験終了
6. 21	日本原燃(株) 国(原子力規制委員会)に対し、再処理工場の低レベル廃棄物貯蔵建屋の増設に係る再処理事業変更許可申請
11. 1	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「未定」に変更
12. 18	国(原子力規制委員会) 核燃料施設等の新規制基準を施行
12. 19	国(原子力規制委員会)、県、六ヶ所村、むつ市に対し、核燃料施設等の新規制基準について説明
12. 19	日本原燃(株) 県、六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場等に係る新增設等計画書を提出(新規制基準対応への事前了解申し入れ)
12. 26	県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解
26. 1. 7	日本原燃(株) 国(原子力規制委員会)に対し、六ヶ所再処理工場等に係る新規制基準への適合確認のため事業変更許可申請、再処理工場のしゅん工時期を「平成26年10月」に変更
4. 11	日本原燃(株) MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「平成29年10月」に変更
4. 21	県議会 エネルギー基本計画等に関する議員説明会を開催
5. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
10. 31	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成28年3月」に変更
11. 21	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
12. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
27. 11. 16	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成30年度上期」に、MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「平成31年度上期」に変更
11. 24	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
12. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
28. 5. 10	知事 経済産業大臣に対し、地域振興対策等について要請(要請書提出)
5. 11	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(再処理等拠出金法)成立
6. 22	日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新增設等計画書の提出(新規制基準対応への事前了解)
6. 28	県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解
8. 3	日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所ウラン濃縮工場の変更に係る新增設等計画書の提出(新規制基準対応への事前了解)
8. 8	県 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解
8. 10	六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解
9. 21	県議会 使用済燃料再処理機構及び県内原子力施設に関する議員説明会を開催
10. 3	使用済燃料再処理機構が設立
10. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
11. 10	県、六ヶ所村及び使用済燃料再処理機構 「使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書」等締結
29. 4. 24	日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新增設等計画書及び六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの変更に係る新增設計画書を提出(新規制基準対応への事前了解)
4. 28	県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解
5. 17	国(原子力規制委員会) ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業変更の許可(新規制基準)
9. 12	日本原燃(株) 六ヶ所ウラン濃縮工場自主的に生産運転を一時停止
12. 22	日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成33年度上期」に、MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「平成34年度上期」に変更
30. 2. 23	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催

年月日	事 項
30. 3. 22	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
5. 15	日本原燃㈱ 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターの新增設等計画書（施設の増設等）を提出
7. 30	県及び六ヶ所村 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターの新增設等計画書（施設の増設等）について事前了解
8. 1 (令和)	日本原燃㈱ 国（原子力規制委員会）に対し六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに係る廃棄物埋設事業変更許可申請書を提出
2. 7. 29	国（原子力規制委員会） 再処理事業に係る変更許可（新規制基準への適合性確認）
8. 4	原子力規制庁 知事、県議会議長に事業変更許可申請に関する審査の概要を説明
8. 5	原子力規制庁 六ヶ所村長に事業変更許可申請に関する審査の概要を説明
8. 21	日本原燃㈱ 再処理工場のしゅん工時期を「2022年度上期」に変更
8. 26	国（原子力規制委員会） 廃棄物管理事業に係る変更許可（新規制基準への適合性確認）
9. 18	県議会 六ヶ所再処理工場の新規制基準適合に係る事業変更許可及び県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況等に関する議員説明会を開催
10. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
10. 21	第12回核燃料サイクル協議会
12. 9	国（原子力規制委員会） MOX燃料工場事業変更許可（新規制基準への適合性確認）
12. 16	日本原燃㈱ MOX燃料工場のしゅん工時期を「2024年度上期」に変更
12. 17	電事連 新たなプルサーマル計画を策定「2030年度までに少なくとも12基でプルサーマル実施」
3. 2. 26	電事連 プルトニウム利用計画を策定
7. 21	国（原子力規制委員会）六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに係る廃棄物埋設事業変更許可

4 使用済燃料中間貯蔵施設の主な経緯

年月日	事項
(平成)	
12. 11. 29	むつ市 東京電力(株)に対し立地可能性調査を依頼
13. 4. 1	東京電力(株) 現地調査を開始
15. 3. 18	東京電力(株) 現地調査を終了
4. 3	東京電力(株) 立地可能性調査最終報告書をむつ市に提出
4. 11	東京電力(株) 事業構想をむつ市に提出
6. 17	むつ市議会 使用済燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員長報告がなされ、賛成多数で了承
6. 26	むつ市長 施設誘致を表明
16. 2. 18	東京電力(株) 県・むつ市に対し立地協力を要請
17. 1. 18 ～3. 14	県 「使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討会」を開催（計6回）
3. 15	チェック・検討会 検討結果を知事に報告し、むつ市長に説明
4. 5	県議会議員説明会を開催
4. 11	県 市町村担当課長会議を開催
4. 25	県 第10回青森県原子力政策懇話会開催、中間貯蔵施設の検討結果について説明
5. 16	県議会議員全員協議会を開催
5. 19	県 第11回青森県原子力政策懇話会議開催、中間貯蔵施設に係る質疑応答
5. 19	県 市町村長会議を開催
5. 25	県 県民説明会を開催（青森市、八戸市、むつ市、五所川原市、弘前市）
～5. 27	
7. 29	県 県議会各派等の意見集約
10. 7 12 13	県 関係閣僚等へ核燃料サイクル政策の推進及び使用済燃料の確実な搬出などを確認・要請（細田内閣官房長官、中川経済産業大臣、中山文部科学大臣、棚橋科学技術政策担当大臣、近藤原子力委員会委員長、勝俣電気事業連合会会长）
10. 14	県 東京電力(株)・日本原子力発電(株)に使用済燃料の確実な搬出及び新会社の品質保証体制について確認
10. 18	県 むつ市長に意向を確認し、立地協力要請を受諾
10. 19	県、むつ市、東京電力(株)及び日本原子力発電(株) 「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定」締結
11. 21	リサイクル燃料貯蔵(株)がむつ市に設立
11. 24	リサイクル燃料貯蔵(株) 詳細調査を開始
18. 11. 12	リサイクル燃料貯蔵(株) 詳細調査に関する現地調査を終了
19. 3. 22	リサイクル燃料貯蔵(株) 国（経産省）に対し使用済燃料貯蔵事業許可を申請
20. 3. 24	リサイクル燃料貯蔵(株) 準備工事を開始
21. 2. 25 12. 22	地元6漁協、東京電力(株)及び日本原子力発電(株) むつ市長立会いのもと、使用済燃料運搬船等の航行に係る航路設定に関する協定を締結 国（経産省） 行政手審査が終了し、審査結果について原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
22. 4. 19 4. 20	原子力安全委員会 経済産業省に対し同省の審査結果は妥当である旨の答申 原子力委員会 経済産業省に対し同省の審査結果は妥当である旨の答申
5. 13	国（経産省） リサイクル燃料貯蔵(株)に対し使用済燃料貯蔵事業を許可
7. 26	リサイクル燃料貯蔵(株) 工事の開始を「平成22年8月」に変更
8. 31	リサイクル燃料貯蔵(株) 使用済燃料中間貯蔵施設 着工
23. 3. 11 3. 23	東京電力(株) 福島第一原子力発電所にて過酷事故 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
5. 17	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策についての議員説明会を開催

年月日	事 項
23. 6. 7 ～11. 3	県 「青森県原子力安全対策検証委員会」を設置、開催（委員任期2年以内）
6. 16	県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の緊急安全対策の実施状況に係る国の評価等に関する議員説明会を開催
6. 29	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
7. 5	県 原子力政策懇話会を開催
7. 8	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る市町村長会議を開催
7. 11 ～7. 14	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る県民説明会を開催（青森市（2回）、六ヶ所村、むつ市、八戸市、五所川原市、弘前市）
7. 14	県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に関する意見聴取を実施
11. 10	県 青森県原子力安全対策検証委員会からの報告を受領
11. 21	県 検証委員会報告を受け、県内原子力事業者に対し確認・要請
11. 24	県議会 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果についての議員説明会を開催
12. 1	リサイクル燃料貯蔵(株) 知事からの確認・要請に対し回答
12. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
12. 8	県 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果等に関する市町村長説明会を開催
12. 9	県内5事業者 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の締結
12. 21	県 県議会会派から、国及び事業者による緊急安全対策に関する意見を聴取
12. 26	県 国及び事業者による緊急安全対策について、今後とも最善の努力をもって進められていいくことを前提に、了すべきものと判断
24. 1. 30	リサイクル燃料貯蔵(株) 事業開始時期を「平成24年7月」から「平成25年10月」に変更
4. 23	リサイクル燃料貯蔵(株) 県に対し、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた県の確認・要請に対する対応状況を報告（以降定期的に報告）
25. 3. 29	リサイクル燃料貯蔵(株) 国（原子力規制委員会）に対し「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえたリサイクル燃料備蓄センターの安全性に関する総合評価に係る報告書」を提出
11. 5	リサイクル燃料貯蔵(株) 事業開始時期を「平成25年10月」から未定に変更
12. 18	国（原子力規制委員会） 核燃料施設等の新規制基準を施行
12. 19	国（原子力規制委員会） 県、六ヶ所村、むつ市に対し、核燃料施設等の新規制基準について説明
26. 1. 15	リサイクル燃料貯蔵(株) 新規制基準への適合確認等のため、事業変更許可を申請、事業開始時期を「平成27年3月」に変更
4. 21	県議会 エネルギー基本計画等に関する議員説明会を開催
5. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
11. 21	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
12. 18	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
27. 1. 30	リサイクル燃料貯蔵(株) 事業開始時期を「平成27年3月」から「平成28年10月」に変更
11. 24	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
12. 8	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
28. 9. 16	リサイクル燃料貯蔵(株) 事業開始時期を「平成28年10月」から「平成30年後半」に変更
9. 21	県議会 使用済燃料再処理工場及び県内原子力施設に関する議員説明会を開催
10. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
30. 2. 23	県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催
3. 22	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
31. 1. 10 (令和)	リサイクル燃料貯蔵(株) 事業開始時期を「平成30年後半」から「2021年度」に変更
2. 9. 18	県議会 六ヶ所再処理工場の新規制基準適合に係る事業変更許可及び県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況に関する議員説明会を開催
10. 7	県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催
11. 11	国（原子力規制委員会） 新規制基準に係る事業変更許可
3. 7. 21	リサイクル燃料貯蔵(株) 事業開始時期を暫定的に「2021年度」から「2023年度」に変更

5 旧原子力船「むつ」関連施設の主な経緯

年月日	事項
(昭和)	
38. 8. 17	日本原子力船開発事業団設立
10. 11	内閣総理大臣及び運輸大臣 原子力第1船開発基本計画を決定 (原子力第1船は、総トン数約6,000トンとし、海洋観測及び乗組員の養成に利用する。)
42. 3. 31	内閣総理大臣及び運輸大臣 原子力第1船開発基本計画を改訂 (原子力第1船は、総トン数約8,000トンとし、特殊貨物の輸送及び乗組員の養成に利用する。)
9. 5	政府は合同会議を開き下北埠頭を原子力船定係港とすることを決定
9. 6	科学技術庁 下北埠頭を原子力船定係港とすることを知事に要請
11. 14	母港設置 県議会全員協議会で同意、知事より正式文書で同意を回答
11. 21	内閣総理大臣 原子力第1船の原子炉の設置を許可
43. 11. 27	船体部起工(石川島播磨重工業(株)東京第2工場)
44. 6. 12	「むつ」進水
45. 7. 13	船体部完成、大湊定係港に回航(7月19日入港)
47. 9. 4	核燃料装荷(～9月6日)
49. 8. 26	洋上における試験のため大湊港を出港
8. 28	初臨界達成
9. 1	「むつ」放射線漏れ発生
10. 14	県、むつ市、県漁連及び政府の間で原子力船「むつ」の定係港入港及び定係港の撤去に関する合意協定書(四者協定)締結
10. 15	大湊港に帰港
53. 7. 18	長崎県知事、佐世保市長から政府に「むつ」受入れの受諾を正式回答
10. 11	修理のため、「むつ」を佐世保港に回航(10月16日入港)
55. 8. 11	佐世保で遮蔽改修工事及び安全性総点検補修工事を実施(昭和57年6月30日まで)
56. 5. 12	科技庁 地元三者(県、むつ市、県漁連)にむつ市関根浜地区を新定係港とすることを要請
5. 23	県、むつ市、県漁連 科技庁の要請を条件付きで同意する旨回答
5. 24	五者会談(科技庁、事業団、県、むつ市、県漁連) 原子力船「むつ」の定係港外洋移転を骨子とする合意内容の共同声明を発表
57. 8. 30	五者会談 新協定等締結
8. 31	「むつ」大湊港に回航(9月6日入港)
9. 1	県 「原子力船「むつ」及び定係港の安全性について」の検討結果発表
9. 6	原子力船「むつ」大湊港入港
59. 1. 17	自由民主党科学技術部会 「むつ」廃船を決定 (「むつ」による舶用炉の研究は中断し、今後継続しない。)
2. 22	関根浜新定係港着工
60. 1. 9	科技庁 「むつ」新実験計画を正式提示
3. 31	日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所に統合
3. 31	内閣総理大臣及び運輸大臣 「日本原子力研究所の原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画」を策定
	「むつ」は、海上における実験データ、知見を得るため、概ね1年を目途とする実験 航海を行い、その後直ちに関根浜港において解役する。
	「むつ」により得られる知見は、今後の舶用炉の改良研究に十分活用していく。
61. 8. 11	原研 国に原子炉設置変更許可申請(関根浜附帯陸上施設の建設等)
62. 7. 25	科技庁 県、むつ市、県漁連に対し、大湊定係港で予備点検等を実施したい旨文書要請
7. 28	県 予備点検の安全性に關し専門家に検討を依頼
8. 3	専門家 県へ予備点検の安全性に関する報告書を提出
8. 24	五者会談 科学技術省等からの要請に同意する旨、文書で回答
63. 1. 14	関根浜港 港開き

年月日	事 項
63. 1. 24 1. 26 8. 4 (平成)	県、むつ市、県漁連、原研 「むつ」の安全協定・監視協定締結 「むつ」関根浜港に回航（1月27日入港） 原子炉容器蓋開放点検実施（～平成元年10月30日）
元. 6. 15 2. 3. 29 7. 10 7. 13 9. 25 10. 5 10. 29 12. 7	船体点検作業実施（～7月22日） 岸壁における出力上昇試験実施（～4月28日） 第1次航海（洋上試験）実施のため関根浜港を出港（7月30日帰港） 「むつ」我が国初の原子動力航行を開始 第2次航海（洋上試験）実施のため関根浜港を出港（10月9日帰港） 原子炉出力100%到達 第3次航海（洋上試験）のため関根浜港を出港（11月9日帰港） 第4次航海（洋上試験及び海上試運転）のため関根浜港を出港（12月14日帰港）
3. 2. 14 2. 20 2. 25 5. 22 8. 22 11. 13	使用前検査合格証及び船舶検査証書受領（原子動力実験船として認定） 「むつ」及び附帯陸上施設の竣工式 第1次実験航海のため関根浜港を出港（3月11日帰港） 第2次実験航海のため関根浜港を出港（6月20日帰港） 第3次実験航海のため関根浜港を出港（9月25日帰港） 第4次実験航海のため関根浜港を出港（12月12日帰港）
4. 1. 20 1. 21 2. 14 2. 14 2. 23 3. 30 5. 22 7. 17 8. 3 8. 25 9. 18 12. 28	原研（科技庁、運輸省同席） 県、むつ市、県漁連の地元3者に「むつ」の解役計画を提示 岸壁における基礎データ測定実験実施（～1月25日） 原研 「むつ」の実験航海の終了を宣言 安全協定・監視協定の確認書の取り交わし 専門家 県に「むつ」解役の安全性に関する報告書を提出 地元3者 「むつ」の解役計画を了承 県、むつ市、県漁連及び原研 「むつ」の安全協定・監視協定締結 県 「むつ」及び関根浜港施設の後利用について科技庁へ要望 原研 原子力第1船原子炉設置変更許可申請書及び原子炉施設の解体届の提出 科技庁 「むつ」の後利用について地元3者へ説明 （「むつ」を改造し、大型海洋研究船として有効活用することが可能。） 解役工事開始 国 原子力第1船の原子炉の設置変更許可
5. 5. 28 7. 16 7. 19	燃料取出し作業開始（～7月9日） 「むつ科学技術館」着工 県 「むつ」及び関根浜港施設の後利用について科技庁へ要望
7. 6. 22 6. 30 10. 1	「むつ」原子炉室一括撤去により、解役工事終了 「むつ」船体 原研から海洋科学技術センター（大型海洋観測研究船への改造・運用主体）へ引渡し 海洋センターむつ事務所（関根浜）、(財)日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所・原研むつ事業所海洋調査研究室（大湊）開設
8. 7. 20 9. 10. 30 11. 7	「むつ科学技術館」開館 海洋地球研究船「みらい」竣工 「みらい」母港関根浜港へ入港
13. 3. 5 6. 1 7. 4 ～11. 20	原研 茨城県東海村議会に対し「むつ」使用済燃料の輸送について説明 原研 茨城県と「原子力船『むつ』使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定」を締結 旧原子力船「むつ」使用済燃料34体すべてを茨城県東海村・原研東海研究所に輸送完了
17. 10. 1	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が統合し、独立行政法人日本原子力研究開発機構が発足
18. 3. 31 10. 20	原子力機構 国（文科省）に対し、原子力第1船原子炉に係る廃止措置計画を認可申請 国（文科省） 原子力機構に対し、原子力第1船原子炉に係る廃止措置計画を認可
19. 3. 19	原子力機構 県に対し、組織改正に伴う名称変更を通知
27. 4. 1 (令和)	独立行政法人通則法の改正に伴い、法人名称が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構へ変更

6 原子燃料サイクル施設の概要

(昭和59年7月 電気事業連合会提出)

はじめに

電気事業連合会は、わが国のエネルギーの自立化をはかる一環として、国のエネルギー政策、原子力政策の基本を踏まえ、原子燃料サイクルを国内で確立するため、諸準備を進めてまいりました。

このたび、サイクルの主要施設である、再処理施設、ウラン濃縮施設並びに低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の立地を、青森県上北郡六ヶ所村にお願いすることいたしました。

施設の建設・運営にあたっては、国内外の実用化された最良の技術を採用して、安全の確保を第一義といたします。また、周辺環境の保全に万全を期するとともに、地域との共存共栄をはかつてまいる所存でありますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 施設の概要

次の施設を建設します。

(1) 再処理施設

原子力発電所の使用済燃料を受入れ、貯蔵したのち化学的に処理し、ウランとプルトニウムを取り出すとともに、発生する放射性物質を適切に処理し一時貯蔵します。また、現在、海外に委託している使用済燃料の再処理に伴う返還物の受入れ及び一時貯蔵を行ないます。

(イ) 事業主体

日本原燃サービス(株)が担当します。

(ロ) 施設の規模

・処理能力 約800トンU／年

・使用済燃料受入れ貯蔵施設 初期約3,000トンU

トンU……燃料中のウランの重量を表しており、100万kWの原子力発電所を1年間稼動させるために必要な燃料は、約25トンUです。

・使用電力……約20,000kW

・淡水使用量……約3,000トン／日

なお、将来、電力需要動向との関連で規模は未定ですが、施設の増設を見込んでおります。

(ハ) 用地面積

約350万m² (緑地を含む)

(2) ウラン濃縮施設

原子力発電所の燃料となる濃縮ウランを遠心分離法により生産します。

(イ) 事業主体

電気事業が主体となって設立する新会社。

(ロ) 施設の規模

・生産量……150トンSWU／年の規模でスタートし、逐次増設し、1,500トンSWU／年程度の施設を目指しています。

SWU……分離作業単位。天然ウランに含まれるウラン235 (0.7%) を次第に濃くしてゆく濃縮作業の仕事の量を示す単位。出力100万kWの原子力発電所が1年間に必要とする濃縮役務量は、約120トンSWUです。

・使用電力……約26,000kW

・淡水使用量……約1,500トン／日

(ハ) 用地面積

低レベル放射性廃棄物貯蔵施設と合わせて300万m³（緑地を含む）

(3) 低レベル放射性廃棄物貯蔵施設

原子力発電所等で発生した、低レベル放射性廃棄物を最終貯蔵します。

(イ) 事業主体

電気事業が主体となって設立する新会社。

(ロ) 施設の規模

・貯蔵量……低レベル放射性廃棄物（ドラム缶等）を逐次受入れて約20万m³（ドラム缶約100万本相当）を最終貯蔵します。なお、貯蔵量の最終規模は、約60万m³（ドラム缶約300万本相当）とすることを考えております。

(ハ) 用地面積

ウラン濃縮施設と合わせて約300万m³。（緑地を含む）

2. 建設工期

(1) 準備工事開始

後述の立地調査にひきつづき、昭和61年頃を予定しております。

(2) 操業開始

再処理施設 昭和70年頃を予定しております。

（使用済燃料及び返還物の貯蔵施設は昭和66年頃から操業する予定です。）

ウラン濃縮施設 昭和66年頃操業開始し、逐次増設していく予定です。

低レベル放射性廃棄物貯蔵施設 昭和66年頃貯蔵開始し、逐次増設していく予定です。

3. 建設費

再処理施設 約7,000億円

ウラン濃縮施設 約1,600億円

低レベル放射性廃棄物貯蔵施設 約1,000億円

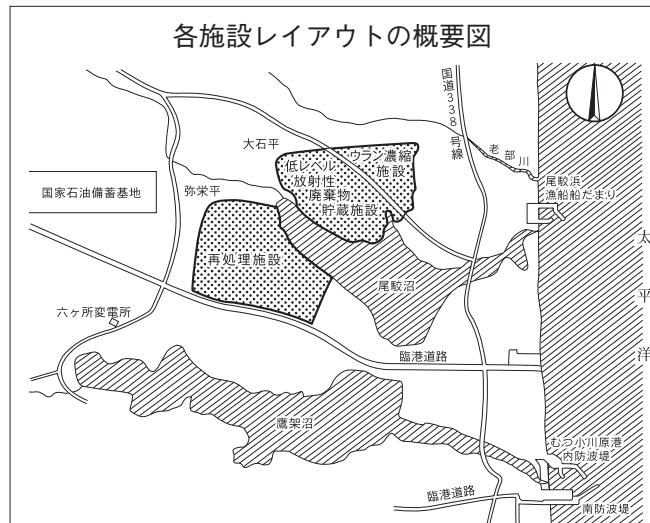
4. 施設の建設地点

再処理施設 青森県上北郡六ヶ所村弥栄平地区

ウラン濃縮施設 青森県上北郡六ヶ所村大石平地区

低レベル放射性廃棄物貯蔵施設 青森県上北郡六ヶ所村大石平地区

なお、港湾は、むつ小川原港を利用させていただく予定です。



5. 要 員

<工事の最盛期>

・再処理施設	約2,000人
・ウラン濃縮施設	約800人
・低レベル放射性廃棄物貯蔵施設	約700人

<操業時>

・再処理施設	約1,000人
・ウラン濃縮施設	約200人
・低レベル放射性廃棄物貯蔵施設	
受け入れ貯蔵管理に	約100人

なお、このほかウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設については、継続的に増設がありますので、常時工事関係者約200人が必要です。

6. 安全対策並びに環境保全対策

再処理、ウラン濃縮並びに低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の建設・運用にあたっては、国内外の長期にわたる経験と蓄積のもとに、実用化された最良の技術を採用するとともに、国の安全規制を受けて安全の確保に万全を期します。

また、国の基準に従って、放射線モニタリングを行なうとともに、定期的に周辺の土壤、水、農水産物などを採取して放射能を測定し、環境の安全を確認します。

これら諸施設の建設工事にあたっては、人身、設備、交通などの各面にわたって安全確保に万全の対策を講じます。

また、工事に伴う周辺環境への影響を極力少なくするよう、必要な対策を講じて環境の保全に万全を期します。

(1) 再処理施設

再処理施設では、放射性物質を設備内に封じ込めるとともに、放射線を遮蔽するほか、放出放射能を極力低減することを基本に、安全設備を多重に設ける等、安全を第一義においた設計・運転管理を行ないます。

高レベル放射性物質を扱う工程は、それぞれ厚いコンクリートで遮蔽した部屋の中で進めるとともに、床や壁はステンレスで覆います。

(2) ウラン濃縮施設

濃縮施設で取り扱われる濃縮ウランは、2～4%程度の低濃縮ウランであり、放射能については天然ウランと大差ない僅かなものです。

また、原料から製品まで六フッ化ウランの形で取り扱われますが、六フッ化ウランは可燃性でも爆発性でもありません。

施設の設計・運転管理にあたっては、放射性物質を設備に封じ込める基本として万全の対策を講ずることとしております。

(3) 低レベル放射性廃棄物貯蔵施設

廃棄物（ドラム缶等）の放射線レベルはもともと低いですが、これらを当面コンクリート製ピット（半地下式）等の貯蔵施設に収納することによって放射性物質をこの施設に閉じ込めます。さらに、定期的に敷地周辺の放射線、地下水中の放射性物質等を測定・監視します。

なお、放射能は次第に減衰する性質があり、廃棄物の放射線レベルも長い間には自然の放射線と同じ位にまで減衰してしまいます。

7. 立地調査

諸施設の建設に必要な諸資料を得るため、地質地盤、気象、海象、生物などの調査を実施いたします。この立地調査は、できるだけ早く実施したいと考えております。

7 原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃サービス株式会社（以下「丙」という。）及び日本原燃産業株式会社（以下「丁」という。）は、電気事業連合会（以下「戊」という。）が甲及び乙に協力要請をした原子燃料サイクルの主要施設である再処理施設、ウラン濃縮施設及び低レベル放射性廃棄物貯蔵施設（以下「サイクル三施設」という。）の立地に関し次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 甲及び乙は、丙及び丁がサイクル三施設を青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原開発地区内に立地することに関し協力するものとし、丙及び丁は、甲及び乙がこれを契機に推進を図る地域振興対策に協力するものとする。

2 丙及び丁は、甲及び乙がサイクル三施設の立地が国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識のもとに、同施設の安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提としてその立地協力要請を受諾したものであることを確認し、同施設の建設及び管理運営並びに前項の地域振興対策への協力に当たっては、甲及び乙の意向を最大限に尊重するものとする。

（事業構想の実現）

第2条 丙及び丁は、戊が甲及び乙に提出した「原子燃料サイクル施設の概要」に示されている事業構想を確実に実現するものとする。

（立地環境調査の実施）

第3条 丙及び丁は、サイクル三施設の立地に当たっては、必要かつ十分な立地環境調査を実施するものとする。

（安全対策）

第4条 丙及び丁は、サイクル三施設の安全を確保するため、戊が甲の委嘱した専門家に示した主要な安全対策を確実に履行するほか、国内外におけるサイクル三施設についての運転経験、技術開発等から得られる最良の技術を採用し、サイクル三施設の設計、建設及び管理運営に万全を期するものとする。

（安全協定等の締結）

第5条 丙及び丁は、甲及び乙の求めに応じ、サイクル三施設周辺の安全を確保し、地域の生活環境を保全するため、必要な協定を締結するものとする。

（広報）

第6条 丙及び丁は、原子燃料サイクル事業の安全性等について住民の理解を深めるため、戊の協力のもとに、長期継続的な広報活動の充実強化に努めるものとする。

(事故、風評による被害対策)

第7条 丙及び丁は、万一原子力損害が発生した場合は、原子力損害の賠償に関する法律等に基づき厳正適切に対処するものとする。

2 丙及び丁は、甲及び乙と協議のうえ風評による被害が生じた場合にそなえ、必要な措置を講ずるものとする。

(地域振興)

第8条 丙及び丁は、地域の振興に寄与するため、サイクル三施設建設の工事、資材調達等及びサイクル三施設の管理運営面での荷役、輸送等の諸業務に係る地元参画並びに地元雇用を積極的に推進するものとする。

2 丙及び丁は、前項の地元雇用を促進するため、教育、訓練機会の創出に努めるものとする。

3 丙及び丁は、戊の協力のもとにサイクル三施設に関連する企業の立地について、積極的に誘導、支援するものとする。

4 丙及び丁は、戊の協力のもとに前3項に定めるもののほか、多角的な企業立地について積極的に誘導、支援するとともに、原子力関連教育、研究機関の設置等広く地域振興施策の推進に協力するものとする。

(資料等の提供)

第9条 丙及び丁は、安全確保対策、地域振興対策等のため必要とする事項について、資料、情報等の提供を甲又は乙が求めた場合には、これに協力するものとする。

(立会人)

第10条 戊は、サイクル三施設の立地協力要請を行った経緯に鑑み、丙及び丁の一体的体制がとられるよう特に配慮するとともに、サイクル三施設の事業構想が確実に実現されるよう丙及び丁の指導、助言に当たるものとする。

2 戊は、前項に定めるもののほか、本協定及び本協定に基づく覚書の履行について、丙及び丁の指導、助言に当たるものとする。

(覚書)

第11条 この協定の施行に関し、必要な事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ別に覚書で定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関し疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が署名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和60年4月18日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 北村 正哉

- 乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 吉川伊勢松
- 丙 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
日本原燃サービス株式会社
代表取締役社長 小林健三郎
- 丁 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
日本原燃産業株式会社
代表取締役社長 大垣忠雄
- 戊 立会人
東京都千代田区大手町一丁目9番4号
電気事業連合会
会長 小林庄一郎

8 MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）は、昭和60年4月18日付けで締結した原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（以下「現協定書」という。）の趣旨を踏まえ、丙が甲及び乙に協力要請をしたMOX燃料加工施設の立地に関し電気事業連合会（以下「丁」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 甲及び乙は、丙がMOX燃料加工施設を青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原開発地区内に立地することに協力するものとし、丙は、甲及び乙が推進する地域振興対策に協力するものとする。

2 丙は、甲及び乙がMOX燃料加工施設の立地が国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識のもとに、同施設の安全確保を第一義に、現協定書に規定するサイクル三施設（以下「サイクル三施設」という。）とともに地域振興に寄与することを前提としたその立地協力要請を受託したものであることを確認し、同施設の建設及び管理運営並びに前項の地域振興対策への協力に当たっては、甲及び乙の意向を最大限に尊重するものとする。

（事業構想の実現）

第2条 丙は、甲及び乙に提出した「MOX燃料工場の概要」に示されている事業構想を確実に実現するものとする。

（立地環境調査の実施）

第3条 丙は、MOX燃料加工施設の立地に当たっては、必要かつ十分な立地環境調査を実施するものとする。

（安全対策）

第4条 丙は、MOX燃料加工施設の安全を確保するため、丙が甲の委嘱した専門家に示した品質保証体制の確立を含む主要な安全対策を確実に履行するほか、国内外におけるMOX燃料加工施設についての運転経験、技術開発等から得られる最良の技術を採用し、MOX燃料加工施設の設計、建設及び管理運営に万全を期するものとする。

（安全協定等の締結）

第5条 丙は、甲及び乙の求めに応じ、MOX燃料加工施設周辺の安全を確保し、地域の生活環境を保全するため、必要な協定を締結するものとする。

（広報）

第6条 丙は、MOX燃料加工施設の安全性等について住民の理解を深めるため、丁の協力のもとに、長期継続的な広報活動の充実強化に務めるものとする。

（事故、風評による被害対策）

第7条 丙は、万一原子力損害が発生した場合は、原子力損害の賠償に関する法律等に基づき厳

正適切に対処するものとする。

2 丙は、甲及び乙と協議の上、風評による被害が生じた場合に備え、必要な措置を講ずるものとする。

(地域振興)

第8条 丙は、地域の振興に寄与するため、丁の協力のもとに、現協定書第8条に規定する地域振興施策について、サイクル三施設とともに一体的な推進に努めるものとする。

(資料等の提供)

第9条 丙は、安全確保対策、地域振興対策等のために必要とする事項について、資料、情報等の提供を甲又は乙が求めた場合には、これに協力するものとする。

(立会人)

第10条 丁は、サイクル三施設の立地協力要請を行った経緯及び丙がMOX燃料加工施設の立地協力要請を行った経緯に鑑み、MOX燃料加工施設の事業構想が確実に実現されるよう丙の指導、助言に当たるものとする。

2 丁は、前項に定めるもののほか、本協定及び本協定に基づく覚書の履行について、丙の指導、助言に当たるものとする。

(覚書)

第11条 この協定の施行に関し、必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関し疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年4月19日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾
乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附475番地
六ヶ所村長 古 川 健 治
丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美
丁 立会人 東京都千代田区大手町一丁目9番4号
電気事業連合会
会 長 勝 俣 恒 久

9 使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）並びに使用済燃料再処理機構（以下「丙」という。）は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）第41条に規定する業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 丙は、業務を行うに当たって、甲及び乙が日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）と締結した「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」（昭和60年4月18日締結）及び「MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書」（平成17年4月19日締結）の趣旨を最大限に尊重し、安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提として、以下に規定する必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、丙が業務を行うことに関し協力するものとする。

（安全対策）

第2条 丙は、安全の確保を最優先に業務を行うこととし、そのために必要な資金の確保等に最大限努めるとともに、甲及び乙の求めに応じ、安全協定等を締結するものとする。

（事故・風評対策）

第3条 丙は、万一原子力損害や風評被害が発生した場合、関係法令等に基づき日本原燃が必要な措置を講ずることができるよう、適切に対処するものとする。

（地域振興）

第4条 丙は、日本原燃の地域振興策を十分踏まえるとともに、甲及び乙の意向を最大限に尊重し、地域振興に寄与するものとする。

（情報等の提供）

第5条 丙は、安全確保、地域振興のため必要とする事項について決定又は変更しようとするときは、甲及び乙への情報等の提供に協力するものとする。

（その他）

第6条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定を変更若しくは新たな事項を追加しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月10日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 戸 田 衛

丙 青森県青森市堤町二丁目1番7号
使用済燃料再処理機構
理事長 井 上 茂

10 六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域 の安全確保及び環境保全に関する 協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、丙の設置する六ヶ所ウラン濃縮工場（以下「ウラン濃縮工場」という。）の周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（昭和60年4月18日締結）」第5条の規定に基づき、相互の権利義務等について、電気事業連合会の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全確保及び環境保全）

第1条 丙は、ウラン濃縮工場の運転保守に当たっては、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）並びにフッ素化合物により周辺地域の住民及び環境に被害を及ぼすことのないよう「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」その他の関係法令及びこの協定に定める事項を誠実に遵守し、住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、ウラン濃縮工場の品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

第2条 丙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 丙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（施設の新增設等に係る事前了解）

第3条 丙は、ウラン濃縮施設及びこれに関連する施設を新設し、増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

（放射性物質及びフッ素化合物の放出管理）

第4条 丙は、ウラン濃縮工場から放出する放射性物質及びフッ素化合物について、別表に定める管理目標値により放出の管理を行うものとする。

2 丙は、前項の放出管理に当たり、可能な限り、放出低減のための技術開発の促進に努めるとともに、その低減措置の導入を図るものとする。

3 丙は、管理目標値を超えたときは、甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

4 丙は、前項の調査の結果及び講じた措置を速やかに甲及び乙に文書により報告しなければならない。

5 甲及び乙は、前項の規定により報告された内容について公表するものとする。

(核燃料物質等の保管管理)

第5条 丙は、核燃料物質の貯蔵及び放射性固体廃棄物等の保管に当たっては、原子炉等規制法その他の関係法令に定めるところにより安全の確保を図るほか、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(環境放射線等の測定)

第6条 甲及び丙は、甲が別に定めた「原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリング構想、基本計画及び実施要領（平成元年3月作成）」に基づいてウラン濃縮工場の周辺地域における環境放射線等の測定を実施するものとする。

- 2 甲及び丙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線等の測定を実施し、その結果を乙に報告するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、協議のうえ必要があると認めるときは、前項の測定結果を公表するものとする。

(監視評価会議の運営協力)

第7条 丙は、甲の設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の運営に協力するものとする。

(測定の立会い)

第8条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、隨時その職員を第6条第1項又は同条2項の規定により丙が実施する環境放射線等の測定に立ち会わせることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、その職員に第6条第1項の規定による測定を実施するために丙が設置する環境放射線等の測定期局の機器の状況を直接確認させることができるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ丙にその旨を通知し、丙の立会いを求めるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定により測定に立ち会わせ、又は状況を確認させる場合において必要があると認めるときは、その職員以外の者を同行させることができるものとする。

(核燃料物質の輸送計画に関する事前連絡等)

第9条 丙は、甲及び乙に対し、核燃料物質の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について事前に連絡するものとする。

- 2 丙は、核燃料物質の輸送業者に対し、関係法令を遵守させ、輸送に係る安全管理上の指導を行うとともに、問題が生じたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(平常時における報告等)

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

- (1) ウラン濃縮工場の運転保守状況
 - (2) 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況
 - (3) 放射性廃棄物の保管廃棄量
 - (4) 核燃料物質の在庫量
 - (5) 第6条第1項の規定に基づき実施した環境放射線等の測定結果
 - (6) 品質保証の実施状況
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙において必要と認める事項
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに

応ずるものとする。

- 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の規定により丙から報告を受けた事項を公表するものとする。

(異常時における連絡等)

第11条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

- (1) ウラン濃縮工場に事故等が発生し、運転が停止したとき又は停止することが必要となったとき。
 - (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度を超えて放出されたとき。
 - (3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
 - (4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。
 - (5) 核燃料物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - (6) 丙の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
 - (7) ウラン濃縮工場敷地内において火災が発生したとき。
 - (8) その他異常事態が発生したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
 - 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
 - 4 第1項各号に掲げる事態によりウラン濃縮工場の運転を停止したときは、丙は、運転の再開について甲及び乙と協議しなければならない。
 - 5 甲及び乙は、第1項の規定により丙から連絡及び報告を受けた事項を公表するものとする。

(トラブル事象への対応)

第12条 丙は、前条に該当しないトラブル事象についても、「六ヶ所ウラン濃縮工場におけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(立入調査)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは協議のうえ、その職員を丙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。

- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、丙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定により立入調査を行う際、必要があると認めるときは、甲及び乙の職員以外の者を同行させができるものとする。
- 4 甲及び乙は、協議のうえ立入調査結果を公表するものとする。

(措置の要求等)

第14条 甲及び乙は、第11条第1項の規定による連絡があった場合又は前条第1項の規定による立入調査を行った場合において、住民の安全の確保及び環境の保全を図るために必要があると認めるときは、ウラン濃縮工場の運転の停止、環境放射線等の測定、防災対策の実施等必要か

つ適切な措置を講ずることを丙に対し求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により、措置を講ずることを求められたときは、これに応ずるとともに、その講じた措置について速やかに甲及び乙に対し、文書により報告しなければならない。
- 3 丙は、第1項の規定によりウラン濃縮工場の運転を停止したときは、運転の再開について甲及び乙と協議しなければならない。

(損害の賠償)

第15条 丙は、ウラン濃縮工場の運転保守に起因して、住民に損害を与えたときは、被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第16条 丙は、ウラン濃縮工場の運転保守等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、「風評による被害対策に関する確認書（平成元年3月31日締結。平成17年4月19日一部変更）」に基づき速やかに補償等万全の措置を講ずるものとする。

(住民への広報)

第17条 丙は、ウラン濃縮工場に関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(関連事業者に関する責務)

第18条 丙は、関連事業者に対し、ウラン濃縮工場の運転保守に係る住民の安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連事業者がその指導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(諸調査への協力)

第19条 丙は、甲及び乙が実施する安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第20条 丙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
- 3 丙は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第21条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

- 2 甲及び乙は、丙のこの協定に違反した内容について公表するものとする。

(細則)

第22条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ、別に定めるもの

とする。

(協定の改定)

第23条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲、乙及び丙は、他の協定当事者に対するこの協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第24条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成3年7月25日 締結

平成12年10月12日 一部変更

平成16年11月22日 一部変更

平成18年3月29日 一部変更

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 吉 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美

立会人 東京都千代田区大手町一丁目9番4号
電気事業連合会
会長 勝 俣 恒 久

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月29日当時のものである。

(別表)

項目	管理目標値（3箇月平均）
排気口における排気中の放射性物質濃度（U）	2×10^{-8} Bq/cm ³
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度（U）	1×10^{-3} Bq/cm ³
排気口における排気中のフッ素化合物濃度（HF）	0.1 mg/m ³
処理水ピットにおける廃水中のフッ素濃度（F）	1 mg/ℓ

11 六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第22条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第1条 協定書第1条及び第20条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条に規定する保安規定を含むものとする。

（情報公開）

第2条 協定書第2条に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（事前了解の対象）

第3条 協定書第3条に定めるウラン濃縮施設及びこれに関連する施設とは、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第2条第1項に規定するものをいう。

2 事前了解を必要とする変更は、原子炉等規制法第16条の規定に基づく事業許可の変更申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第4条 協定書第8条第1項及び第2項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第8条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（連絡の時期）

第5条 協定書第9条第1項に定める核燃料物質の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第6条 協定書第10条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報 告 事 項	報告頻度	報 告 期 限
(1) ウラン濃縮工場の運転保守状況 イ 運転計画 ロ 運転状況 ハ 主要な保守状況 ニ 定期検査の実施計画 ホ 定期検査の実施結果 ヘ 従事者の被ばく状況 ト 女子の従事者の被ばく状況	年度ごと 月ごと 月ごと 検査の都度 検査の都度 四半期ごと 四半期ごと	当該年度開始30日前まで 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該検査開始前まで 当該検査終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況	月ごと	当該月終了後30日以内
(3) 放射性廃棄物の保管廃棄量	月ごと	当該月終了後30日以内
(4) 核燃料物質の在庫量	半期ごと	当該半期終了後30日以内
(5) 環境放射線等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(6) 品質保証の実施状況 イ 品質保証の実施計画 ロ 品質保証の実施結果 ハ 常設の第三者外部監査機関の監査結果	年度ごと 半期ごと 半期ごと	当該年度開始前まで 当該半期終了後30日以内 当該半期終了後30日以内
(7) その他の事項	その都度	その都度協議のうえ定める

2 協定書第10条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第7条 協定書第11条第1項第8号に規定する異常事態は、放射性物質等の取り扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

2 協定書第11条第1項第9号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」に基づき報告対象とされている事象をいう。

3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

4 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

- 第8条 協定書第13条第1項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 協定書第13条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。
- 3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲及び乙は、協定書第13条第3項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

(安全確保のための遵守事項)

- 第9条 協定書第8条、第10条、第11条及び第13条の規定により丙の管理する場所に立ち入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(公表)

- 第10条 甲及び乙は、協定書に基づく公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(協議)

- 第11条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成3年7月25日 締結

平成12年10月12日 一部変更

平成16年11月22日 一部変更

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 古 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美

※上記締結当事者の氏名は、平成16年11月22日当時のものである。

12 六ヶ所ウラン濃縮工場隣接市町村 住民の安全確保等に関する協定書

三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び東通村（以下「甲」という。）と日本原燃株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する六ヶ所ウラン濃縮工場（以下「ウラン濃縮工場」という。）の隣接市町村住民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全協定書及び協定の遵守等）

- 第1条 乙は、ウラン濃縮工場の運転保守に当たっては、県及び六ヶ所村と乙が締結した「六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」（平成3年7月25日締結。平成12年10月12日、平成16年11月22日及び平成18年3月29日一部変更。以下「安全協定書」という。）によるほか、この協定に定める事項を遵守し、隣接市町村の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るために万全の措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、ウラン濃縮工場の品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

- 第2条 乙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
- 2 乙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。
- 3 第1項に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（施設の新增設等に係る事前了解の報告）

- 第3条 乙は、安全協定書第3条の規定による事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線等の測定結果の通知）

- 第4条 乙は、安全協定書第6条第2項の規定による測定結果を県と協議のうえ甲に通知するものとする。

（核燃料物質の輸送計画に関する報告）

- 第5条 乙は、安全協定書第9条第1項の規定により事前連絡を行ったときは、甲に報告するものとする。

（平常時における報告）

- 第6条 乙は、甲に対し、安全協定書第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

（異常時における連絡等）

- 第7条 乙は、安全協定書第11条第1項各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(トラブル事象への対応)

第8条 乙は、前条に該当しないトラブル事象についても、安全協定書第12条の規定による「六ヶ所ウラン濃縮工場におけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲は、第7条第1項の規定による連絡を受けた結果、隣接市町村住民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2 乙は、安全協定書第14条第2項の規定により文書による報告を行ったとき及び安全協定書第14条第3項の規定により協議を行ったときは、甲に報告するものとする。

(立入調査及び状況説明)

第10条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。

5 甲は、前項の公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第11条 乙は、安全協定書第15条及び第16条の規定による事項に誠意をもって速やかに当たるものとする。

(住民への広報)

第12条 乙は、安全協定書第17条に規定する広報を行おうとするときは、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第13条 乙は、甲が実施する住民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(安全対策への協力)

第14条 乙は、甲の防災体制を十分理解のうえ、県及び六ヶ所村が講ずる安全対策に対して積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第15条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第17条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成3年9月10日 締結

平成12年11月29日 一部変更

平成16年12月3日 一部変更

平成18年3月31日 一部変更

甲 青森県三沢市桜町一丁目1番38号
三沢市長 鈴木重令

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地の1
野辺地町長 亀田道隆

青森県上北郡横浜町字寺下35番地
横浜町長 野坂充

青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484
東北町長 竹内亮一

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越善靖夫

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児島伊佐美

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月31日当時のものである。

13 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、丙の設置する六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター（以下「廃棄物埋設センター」という。）の周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（昭和60年4月18日締結）」第5条の規定に基づき、相互の権利義務等について、電気事業連合会の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全確保及び環境保全）

第1条 丙は、廃棄物埋設センターで行う廃棄物埋設に当たっては、放射性物質及びこれによつて汚染された物（以下「放射性物質等」という。）により周辺地域の住民及び環境に被害を及ぼすことのないよう「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」その他の関係法令及びこの協定に定める事項を誠実に遵守し、住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、廃棄物埋設センター品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

第2条 丙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 丙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（施設の新增設等に係る事前了解）

第3条 丙は、廃棄物埋設施設を新設し、増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

（放射性物質の放出管理）

第4条 丙は、廃棄物埋設センターから放出する放射性物質について、別表に定める管理目標値により放出の管理を行うものとする。

2 丙は、前項の放出管理に当たり、可能な限り、放出低減のための技術開発の促進に努めるとともに、その低減措置の導入を図るものとする。

3 丙は、管理目標値を超えたときは、甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

4 丙は、前項の調査の結果及び講じた措置を速やかに甲及び乙に文書により報告しなければならない。

5 甲及び乙は、前項の規定により報告された内容について公表するものとする。

(地下水の監視)

第5条 丙は、地下水監視設備において、周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度を原子炉等規制法その他の関係法令に定めるところにより監視するものとする。

(放射性固体廃棄物の保管管理)

第6条 丙は、放射性固体廃棄物の保管に当たっては、原子炉等規制法その他の関係法令に定めるところにより安全の確保を図るほか、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(環境放射線等の測定)

第7条 甲及び丙は、甲が別に定めた「原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリング構想、基本計画及び実施要領（平成元年3月作成）」に基づいて廃棄物埋設センターの周辺地域における環境放射線等の測定を実施するものとする。

- 2 甲及び丙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線等の測定を実施し、その結果を乙に報告するもとする。
- 3 甲、乙及び丙は、協議のうえ必要があると認めるときは、前項の測定結果を公表するものとする。

(監視評価会議の運営協力)

第8条 丙は、甲の設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の運営に協力するものとする。

(測定の立会い)

第9条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、隨時その職員を第7条第1項又は同条第2項の規定により丙が実施する環境放射線等の測定に立ち会わせることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、その職員に第7条第1項の規定による測定を実施するために丙が設置する環境放射線等の測定局の機器の状況を直接確認させることができるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ丙にその旨を通知し、丙の立会いを求めるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定により測定に立ち会わせ、又は状況を確認させる場合において必要があると認めるときは、その職員以外の者を同行させることができるものとする。

(放射性廃棄物の輸送計画に関する事前連絡等)

第10条 丙は、甲及び乙に対し、放射性廃棄物の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について事前に連絡するものとする。

- 2 丙は、放射性廃棄物の輸送業者に対し、関係法令を遵守させ、輸送に係る安全管理上の指導を行うとともに、問題が生じたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(平常時における報告等)

第11条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

- (1) 廃棄物埋設状況
- (2) 放射性物質の放出状況
- (3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量
- (4) 第5条の規定に基づき実施した地下水中の放射性物質の濃度の測定結果
- (5) 第7条第1項の規定に基づき実施した環境放射線等の測定結果
- (6) 品質保証の実施状況

(7) 前各号に掲げるものほか、甲及び乙において必要と認める事項

2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。

4 甲及び乙は、第1項の規定により丙から報告を受けた事項を公表するものとする。

(異常時における連絡等)

第12条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

(1) 廃棄物埋設センターにおいて事故等が発生し、放射性廃棄物の受入れを停止したとき又は停止することが必要となったとき。

(2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度を超えて放出されたとき。

(3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。

(4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。

(5) 放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。

(6) 丙の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。

(7) 廃棄物埋設センター敷地内において火災が発生したとき。

(8) その他異常事態が発生したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。

2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。

4 第1項各号に掲げる事態により放射性廃棄物の受入れを停止したときは、丙は、放射性廃棄物の受入れの再開について甲及び乙と協議しなければならない。

5 甲及び乙は、第1項の規定により丙から連絡及び報告を受けた事項を公表するものとする。

(トラブル事象への対応)

第13条 丙は、前条に該当しないトラブル事象についても、「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターにおけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(立入調査)

第14条 甲及び乙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは協議のうえ、その職員を丙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、丙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により立入調査を行う際、必要があると認めるときは、甲及び乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。

4 甲及び乙は、協議のうえ立入調査結果を公表するものとする。

(措置の要求等)

第15条 甲及び乙は、第12条第1項の規定による連絡があった場合又は前条第1項の規定による

立入調査を行った場合において、住民の安全の確保及び環境の保全を図るために必要があると認めるときは、放射性廃棄物の受入れの停止、環境放射線等の測定、防災対策の実施等必要かつ適切な措置を講ずることを丙に対し求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により、措置を講ずることを求められたときは、これに応ずるとともに、その講じた措置について速やかに甲及び乙に対し、文書により報告しなければならない。
- 3 丙は、第1項の規定により放射性廃棄物の受入れを停止したときは、放射性廃棄物の受入れの再開について甲及び乙と協議しなければならない。

(損害の賠償)

第16条 丙は、廃棄物埋設センターの廃棄物埋設に起因して、住民に損害を与えたときは、被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第17条 丙は、廃棄物埋設センターの廃棄物埋設等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、「風評による被害対策に関する確認書（平成元年3月31日締結。平成17年4月19日一部変更）」に基づき速やかに補償等万全の措置を講ずるものとする。

(住民への広報)

第18条 丙は、廃棄物埋設センターに関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(関連事業者に関する責務)

第19条 丙は、関連事業者に対し、廃棄物埋設センターの廃棄物埋設に係る住民の安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連事業者がその指導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(諸調査への協力)

第20条 丙は、甲及び乙が実施する安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第21条 丙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
- 3 丙は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第22条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

- 2 甲及び乙は、丙のこの協定に違反した内容について公表するものとする。

(細則)

第23条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定の改定)

第24条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲、乙及び丙は、他の協定当事者に対するこの協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第25条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成4年9月21日 締結

平成12年10月12日 一部変更

平成16年11月22日 一部変更

平成18年3月29日 一部変更

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駿字野附475番地

六ヶ所村長 吉 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駿字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 児 島 伊佐美

立会人 東京都千代田区大手町一丁目9番4号

電気事業連合会

会長 勝 俣 恒 久

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月29日当時のものである。

(別表)

項目	管理目標値（3箇月平均）		
排気口における排気中の放射性物質濃度	H - 3	5×10^{-4}	Bq/cm ³
	Co - 60	3×10^{-7}	Bq/cm ³
	Cs - 137	1×10^{-6}	Bq/cm ³
サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	H - 3	6×10^0	Bq/cm ³
	Co - 60	1×10^{-2}	Bq/cm ³
	Cs - 137	7×10^{-3}	Bq/cm ³

14 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第23条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第1条 協定書第1条及び第21条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18に規定する保安規定を含むものとする。

（事前了解の対象）

第2条 協定書第3条に定める廃棄物埋設施設とは、原子炉等規制法第51条の2第2項第2号に規定するものをいう。

2 事前了解を必要とする変更は、原子炉等規制法第51条の5の規定に基づく事業許可の変更申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第3条 協定書第9条第1項及び第2項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第9条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（連絡の時期）

第4条 協定書第10条第1項に定める放射性廃棄物の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第5条 協定書第11条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報 告 事 項	報告頻度	報 告 期 限
(1) 廃棄物埋設状況 イ 受入れ、埋設数量（計画） ロ 受入れ、埋設数量（実績） ハ 主要な保守状況 ニ 異常事態の被ばく状況 ホ 女子の従事者の被ばく状況	年度ごと 月ごと 月ごと 四半期ごと 四半期ごと	当該年度開始前まで 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性物質の放出状況	月ごと	当該月終了後30日以内
(3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量	月ごと	当該月終了後30日以内
(4) 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果	月ごと	当該月終了後30日以内
(5) 環境放射線等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(6) 品質保証の実施状況 イ 品質保証の実施計画 ロ 品質保証の実施結果 ハ 常設の第三者外部監査機関の監査結果	年度ごと 半期ごと 半期ごと	当該年度開始前まで 当該半期終了後30日以内 当該半期終了後30日以内
(7) その他の事項	その都度	その都度協議のうえ定める

2 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第6条 協定書第12条第1項第8号に規定する異常事態は、放射性物質等の取り扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

- 2 協定書第12条第1項第9号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」に基づき報告対象とされている事象をいう。
- 3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。
- 4 協定書第12条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

第7条 協定書第14条第1項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第14条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。

3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲及び乙は、協定書第14条第3項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

(安全確保のための遵守事項)

第8条 協定書第9条、第11条、第12条及び第14条の規定により丙の管理する場所に立ちに入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(協議)

第9条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成4年9月21日 締結

平成12年10月12日 一部変更

平成16年11月22日 一部変更

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 古 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美

※上記締結当事者の氏名は、平成16年11月22日当時のものである。

15 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書

三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び東通村（以下「甲」という。）と日本原燃株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター（以下「廃棄物埋設センター」という。）の隣接市町村民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全協定書及び協定の遵守等）

- 第1条 乙は、廃棄物埋設センターで行う廃棄物埋設に当たっては、県及び六ヶ所村と乙が締結した「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」（平成4年9月21日締結。平成12年10月12日、平成16年11月22日及び平成18年3月29日一部変更。以下「安全協定書」という。）によるほか、この協定に定める事項を遵守し、隣接市町村の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るために万全の措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、廃棄物埋設センターの品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

- 第2条 乙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
- 2 乙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（施設の新增設等に係る事前了解の報告）

- 第3条 乙は、安全協定書第3条の規定による事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線等の測定結果の通知）

- 第4条 乙は、安全協定書第7条第2項の規定による測定結果を県と協議のうえ甲に通知するものとする。

（放射性廃棄物の輸送計画に関する報告）

- 第5条 乙は、安全協定書第10条第1項の規定により事前連絡を行ったときは、甲に報告するものとする。

（平常時における報告）

- 第6条 乙は、甲に対し、安全協定書第11条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

（異常時における連絡等）

- 第7条 乙は、安全協定書第12条第1項各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(トラブル事象への対応)

第8条 乙は、前条に該当しないトラブル事象についても、安全協定書第13条の規定による「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターにおけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲は、第7条第1項の規定による連絡を受けた結果、隣接市町村住民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2 乙は、安全協定書第15条第2項の規定により文書による報告を行ったとき及び安全協定書第15条第3項の規定により協議を行ったときは、甲に報告するものとする。

(立入調査及び状況説明)

第10条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第11条 乙は、安全協定書第16条及び第17条の規定による事項に誠意をもって速やかに当たるものとする。

(住民への広報)

第12条 乙は、安全協定書第18条に規定する広報を行おうとするときは、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第13条 乙は、甲が実施する住民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(安全対策への協力)

第14条 乙は、甲の防災体制を十分理解のうえ、県及び六ヶ所村が講ずる安全対策に対して積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第15条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、その協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第17条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成4年10月26日 締結

平成12年11月29日 一部変更

平成16年12月3日 一部変更

平成18年3月31日 一部変更

甲 青森県三沢市桜町一丁目1番38号
三沢市長 鈴木重令

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地の1
野辺地町長 亀田道隆

青森県上北郡横浜町字寺下35番地
横浜町長 野坂充

青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484
東北町長 竹内亮一

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越善靖夫

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児島伊佐美

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月31日当時のものである。

16 六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、丙の設置する六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター（以下「貯蔵管理センター」という。）の周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（昭和60年4月18日締結）」第5条の規定に基づき、相互の権利義務等について、電気事業連合会の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全確保及び環境保全）

第1条 丙は、貯蔵管理センターで行う高レベル放射性廃棄物（我が国の電力会社が、海外に再処理を委託した使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性液体廃棄物をステンレス鋼製容器にほうけい酸ガラスを固化材として固化したものであって、我が国の電力会社に返還されるもの。以下「ガラス固化体」という。）の一時貯蔵管理に当たっては、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）により周辺地域の住民及び環境に被害を及ぼすことのないよう「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）その他の関係法令及びこの協定に定める事項を誠実に遵守し、住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、貯蔵管理センターの品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

第2条 丙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 丙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（管理期間等）

第3条 第1条の「ガラス固化体の一時貯蔵管理」（以下「廃棄物管理」という。）の期間（以下「管理期間」という。）は、それぞれのガラス固化体について、貯蔵管理センターに受け入れた日から30年間から50年間とし、丙は、管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする。

（施設の新增設等に係る事前了解）

第4条 丙は、前条の廃棄物管理に係る施設を新設し、増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

（放射性物質の放出管理）

第5条 丙は、貯蔵管理センターから放出する放射性物質について、別表に定める管理目標値に

より放出の管理を行うものとする。

- 2 丙は、前項の放出管理に当たり、可能な限り、放出低減のための技術開発の促進に努めるとともに、その低減措置の導入を図るものとする。
- 3 丙は、管理目標値を超えたときは、甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 丙は、前項の調査の結果及び講じた措置を速やかに甲及び乙に文書により報告しなければならない。
- 5 甲及び乙は、前項の規定により報告された内容について公表するものとする。

(放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管管理)

第6条 丙は、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管に当たっては、原子炉等規制法その他の関係法令に定めるところにより安全の確保を図るほか、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(環境放射線等の測定)

第7条 甲及び丙は、甲が別に定めた「原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリング構想、基本計画及び実施要領（平成元年3月作成）」に基づいて貯蔵管理センターの周辺地域における環境放射線等の測定を実施するものとする。

- 2 甲及び丙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線等の測定を実施し、その結果を乙に報告するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、協議のうえ必要があると認めるときは、前項の測定結果を公表するものとする。

(監視評価会議の運営協力)

第8条 丙は、甲の設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の運営に協力するものとする。

(測定の立会い)

第9条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、隨時その職員を第7条第1項又は同条第2項の規定により丙が実施する環境放射線等の測定に立ち会わせることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、その職員に第7条第1項の規定による測定を実施するために丙が設置する環境放射線等の測定局の機器の状況を直接確認させることができるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ丙にその旨を通知し、丙の立会いを求めるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定により測定に立ち会わせ、又は状況を確認させる場合において必要があると認めるときは、その職員以外の者を同行させることができるものとする。

(ガラス固化体の輸送計画に関する事前連絡等)

第10条 丙は、甲及び乙に対し、ガラス固化体の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について事前に連絡するものとする。

- 2 丙は、ガラス固化体の輸送業者に対し、関係法令を遵守させ、輸送に係る安全管理上の指導を行うとともに、問題が生じたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(平常時における報告等)

第11条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとす

る。

- (1) 廃棄物管理状況
 - (2) 放射性物質の放出状況
 - (3) 放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管廃棄量
 - (4) 第7条第1項の規定に基づき実施した環境放射線等の測定結果
 - (5) 品質保証の実施状況
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙において必要と認める事項
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の規定により丙から報告を受けた事項を公表するものとする。

(異常時における連絡等)

- 第12条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。
- (1) 貯蔵管理センターにおいて事故等が発生し、ガラス固化体の受入れを停止したとき又は停止することが必要となったとき。
 - (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度を超えて放出されたとき。
 - (3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
 - (4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。
 - (5) ガラス固化体の輸送中に事故が発生したとき。
 - (6) 丙の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
 - (7) 貯蔵管理センター敷地内において火災が発生したとき。
 - (8) その他異常事態が発生したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
- 4 第1項各号に掲げる事態によりガラス固化体の受入れを停止したときは、丙は、ガラス固化体の受入れの再開について甲及び乙と協議しなければならない。
- 5 甲及び乙は、第1項の規定により丙から連絡及び報告を受けた事項を公表するものとする。

(トラブル事象への対応)

- 第13条 丙は、前条に該当しないトラブル事象についても、「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(立入調査)

- 第14条 甲及び乙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは協議のうえ、その職員を丙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、丙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

- 3 甲及び乙は、第1項の規定により立入調査を行う際、必要があると認めるときは、甲及び乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、協議のうえ立入調査結果を公表するものとする。

(措置の要求等)

第15条 甲及び乙は、第12条第1項の規定による連絡があった場合又は前条第1項の規定による立入調査を行った場合において、住民の安全の確保及び環境の保全を図るために必要があると認めるときは、ガラス固化体の受入れの停止、環境放射線等の測定、防災対策の実施等必要かつ適切な措置を講ずることを丙に対し求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により、措置を講ずることを求められたときは、これに応ずるとともに、その講じた措置について速やかに甲及び乙に対し、文書により報告しなければならない。
- 3 丙は、第1項の規定によりガラス固化体の受入れを停止したときは、ガラス固化体の受入れの再開について甲及び乙と協議しなければならない。

(損害の賠償)

第16条 丙は、貯蔵管理センターの廃棄物管理に起因して、住民に損害を与えたときは、被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第17条 丙は、貯蔵管理センターの廃棄物管理等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、「風評による被害対策に関する確認書（平成元年3月31日締結。平成17年4月19日一部変更）」に基づき速やかに補償等万全の措置を講ずるものとする。

(住民への広報)

第18条 丙は、貯蔵管理センターに関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(関連事業者に関する責務)

第19条 丙は、関連事業者に対し、貯蔵管理センターの廃棄物管理に係る住民の安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連事業者がその指導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(諸調査への協力)

第20条 丙は、甲及び乙が実施する安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第21条 丙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
- 3 丙は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第22条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲及び乙は、丙のこの協定に違反した内容について公表するものとする。

(細則)

第23条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定の改定)

第24条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲、乙及び丙は、他の協定当事者に対しこの協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第25条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成6年12月26日 締結

平成12年10月12日 一部変更

平成16年11月22日 一部変更

平成18年3月29日 一部変更

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地

六ヶ所村長 古 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 児 島 伊佐美

立会人 東京都千代田区大手町一丁目9番4号

電気事業連合会

会長 勝 俣 恒 久

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月29日当時のものである。

(別表)

項目	管理目標値（3箇月平均値）
排気口における排気中の放射性物質濃度	放射性ルテニウム 1×10^{-7} (Bq/cm ³) 放射性セシウム 9×10^{-7} (Bq/cm ³)

17 六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第23条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第1条 協定書第1条及び第21条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18に規定する保安規定を含むものとする。

（事前了解の対象）

第2条 協定書第4条に定める廃棄物管理に係る施設は、原子炉等規制法第51条の2第2項第2号に規定するもののうち、ガラス固化体に係るものをいう。

2 事前了解を必要とする変更は、原子炉等規制法第51条の5の規定に基づく事業許可の変更申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第3条 協定書第9条第1項及び第2項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第9条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（連絡の時期）

第4条 協定書第10条第1項に定めるガラス固化体の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第5条 協定書第11条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報 告 事 項	報告頻度	報 告 期 限
(1) 廃棄物管理状況 イ 受入れ、管理数量（計画） ロ 受入れ、管理数量（実績） ハ 主要な保守状況 ニ 定期検査の実施計画 ホ 定期検査の実施結果 ヘ 従事者の被ばく状況 ト 女子の従事者の被ばく状況	年度ごと 月ごと 月ごと 検査の都度 検査の都度 四半期ごと 四半期ごと	当該年度開始前まで 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該検査開始前まで 当該検査終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性物質の放出状況	月ごと	当該月終了後30日以内
(3) 放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管廃棄量	月ごと	当該月終了後30日以内
(4) 環境放射線等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(5) 品質保証の実施状況 イ 品質保証の実施計画 ロ 品質保証の実施結果 ハ 常設の第三者外部監査機関の監査結果	年度ごと 半期ごと 半期ごと	当該年度開始前まで 当該半期終了後30日以内 当該半期終了後30日以内
(6) その他の事項	その都度	その都度協議のうえ定める

2 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第6条 協定書第12条第1項第8号に規定する異常事態は、放射性物質等の取り扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

- 2 協定書第12条第1項第9号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」に基づき報告対象とされている事象をいう。
- 3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。
- 4 協定書第12条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

第7条 協定書第14条第1項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が發

行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 2 協定書第14条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。
- 3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲及び乙は、協定書第14条第3項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

(安全確保のための遵守事項)

第8条 協定書第9条、第11条、第12条及び第14条の規定により丙の管理する場所に立ち入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(協議)

第9条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成6年12月26日 締結

平成12年10月12日 一部変更

平成16年11月22日 一部変更

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 古 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美

※上記締結当事者の氏名は、平成16年11月22日当時のものである。

18 六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター隣接市町村民の安全確保等に関する協定書

三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び東通村（以下「甲」という。）と日本原燃株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター（以下「貯蔵管理センター」という。）の隣接市町村民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全協定書及び協定の遵守等）

- 第1条 乙は、貯蔵管理センターで行う高レベル放射性廃棄物（我が国の電力会社が、海外に再処理を委託した使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性液体廃棄物をステンレス鋼製容器にほうけい酸ガラスを固化材として固化したものであって、我が国の電力会社に返還されるもの。以下「ガラス固化体」という。）の一時貯蔵管理に当たっては、県及び六ヶ所村と乙が締結した「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」（平成6年12月26日締結。平成12年10月12日、平成16年11月22日及び平成18年3月29日一部変更。以下「安全協定書」という。）によるほか、この協定に定める事項を遵守し、隣接市町村の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、貯蔵管理センターの品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

- 第2条 乙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
- 2 乙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（管理期間等）

- 第3条 第1条の「ガラス固化体の一時貯蔵管理」の期間（以下「管理期間」という。）は、それぞれのガラス固化体について、貯蔵管理センターに受入れた日から30年間から50年間とし、乙は、管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする。

（施設の新增設等に係る事前了解の報告）

- 第4条 乙は、安全協定書第4条の規定による事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線等の測定結果の通知）

- 第5条 乙は、安全協定書第7条第2項目の規定による測定結果を県と協議のうえ甲に通知するものとする。

（ガラス固化体の輸送計画に関する報告）

- 第6条 乙は、安全協定書第10条第1項の規定により事前連絡を行ったときは、甲に報告するも

のとする。

(平常時における報告)

第7条 乙は、甲に対し、安全協定書第11条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

(異常時における連絡等)

第8条 乙は、安全協定書第12条第1項各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(トラブル事象への対応)

第9条 乙は、前条に該当しないトラブル事象についても、安全協定書第13条の規定による「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲は、第8条第1項の規定による連絡を受けた結果、隣接市町村住民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めるものとする。

2 乙は、安全協定書第15条第2項の規定により文書による報告を行ったとき及び安全協定書第15条第3項の規定により協議を行ったときは、甲に報告するものとする。

(立入調査及び状況説明)

第11条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第12条 乙は、安全協定書第16条及び第17条の規定による事項に誠意をもって速やかに当たるものとする。

(住民への広報)

第13条 乙は、安全協定書第18条に規定する広報を行おうとするときは、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第14条 乙は、甲が実施する住民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(安全対策への協力)

第15条 乙は、甲の防災体制を十分理解のうえ、県及び六ヶ所村が講ずる安全対策に対して積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第17条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第18条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成7年1月25日 締結

平成12年11月29日 一部変更

平成16年12月3日 一部変更

平成18年3月31日 一部変更

甲 青森県三沢市桜町一丁目1番38号
三沢市長 鈴木重令

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地の1
野辺地町長 亀田道隆

青森県上北郡横浜町字寺下35番地
横浜町長 野坂充

青森県上北郡東北町上北南四丁目32番484
東北町長 竹内亮一

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越善靖夫

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児島伊佐美

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村申吾

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月31日当時のものである。

19 六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、丙の設置する六ヶ所再処理工場（以下「再処理工場」という。）の周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（昭和60年4月18日締結）」第5条の規定に基づき、相互の権利義務等について、電気事業連合会の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（適用範囲）

第1条 この協定は、再処理工場で行う使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いについて適用する。

（安全確保及び環境保全）

第2条 丙は、再処理工場の運転保守に当たっては、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）により周辺地域の住民及び環境に被害を及ぼすことのないよう「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」その他の関係法令及びこの協定に定める事項を誠実に遵守し、住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、再処理工場の品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

第3条 丙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 丙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（施設の新設等に係る事前了解）

第4条 丙は、再処理施設を新設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

（放射性物質の放出管理）

第5条 丙は、再処理工場から放出する放射性物質について、別表に定める管理目標値により放出の管理を行うものとする。

2 丙は、前項の放出管理に当たり、可能な限り、放出低減のための技術開発の促進に努めるとともに、その低減措置の導入を図るものとする。

- 3 丙は、管理目標値を超えたときは、甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 丙は、前項の調査の結果及び講じた措置を速やかに甲及び乙に文書により報告しなければならない。
- 5 甲及び乙は、前項の規定により報告された内容について公表するものとする。

(使用済燃料等の保管管理)

第6条 丙は、使用済燃料及び製品の貯蔵並びに放射性固体廃棄物の保管に当たっては、原子炉等規制法その他の関係法令に定めるところにより安全の確保を図るほか、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(環境放射線等の測定)

- 第7条 甲及び丙は、甲が別に定めた「原子燃料サイクル施設に係る環境放射線等モニタリング構想、基本計画及び実施要領（平成元年3月作成）」に基づいて再処理工場の周辺地域における環境放射線等の測定を実施するものとする。
- 2 甲及び丙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線等の測定を実施し、その結果を乙に報告するものとする。
 - 3 甲、乙及び丙は、協議のうえ必要があると認めるときは、前項の測定結果を公表するものとする。

(監視評価会議の運営協力)

第8条 丙は、甲の設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の運営に協力するものとする。

(測定の立会い)

- 第9条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、隨時その職員を第7条第1項又は同条第2項の規定により丙が実施する環境放射線等の測定に立ち会わせることができるものとする。
- 2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、その職員に第7条第1項の規定による測定を実施するために丙が設置する環境放射線等の測定局の機器の状況を直接確認させることができるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ丙にその旨を通知し、丙の立会いを求めるものとする。
 - 3 甲及び乙は、前2項の規定により測定に立ち会わせ、又は状況を確認させる場合において必要があると認めるときは、その職員以外の者を同行させることができるものとする。

(使用済燃料の輸送計画に関する事前連絡等)

- 第10条 丙は、甲及び乙に対し、使用済燃料の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について事前に連絡するものとする。
- 2 丙は、使用済燃料の輸送業者に対し、関係法令を遵守させ、輸送に係る安全管理上の指導を行うとともに、問題が生じたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(平常時における報告等)

- 第11条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。
- (1) 再処理工場の運転保守状況
 - (2) 放射性物質の放出状況

- (3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量
 - (4) 第7条第1項の規定に基づき実施した環境放射線等の測定結果
 - (5) 品質保証の実施状況
 - (6) 前各号に掲げるものほか、甲及び乙において必要と認める事項
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の規定により丙から報告を受けた事項を公表するものとする。

(異常時における連絡等)

- 第12条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。
- (1) 再処理工場に事故等が発生し、運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
 - (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を超えて放出されたとき。
 - (3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
 - (4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。
 - (5) 使用済燃料の輸送中に事故が発生したとき。
 - (6) 丙の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
 - (7) 再処理工場敷地内において火災が発生したとき。
 - (8) その他異常事態が発生したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
- 4 第1項各号に掲げる事態により再処理工場の運転を停止したときは、丙は、運転の再開について甲及び乙と協議しなければならない。
- 5 甲及び乙は、第1項の規定により丙から連絡及び報告を受けた事項を公表するものとする。

(トラブル事象への対応)

- 第13条 丙は、前条に該当しないトラブル事象についても、「六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係るトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(立入調査)

- 第14条 甲及び乙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは協議のうえ、その職員を丙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、丙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定により立入調査を行う際、必要があると認めるときは、甲及び乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、協議のうえ立入調査結果を公表するものとする。

(措置の要求等)

第15条 甲及び乙は、第12条第1項の規定による連絡があった場合又は前条第1項の規定による立入調査を行った場合において、住民の安全の確保及び環境の保全を図るために必要があると認めるときは、再処理工場の運転の停止、環境放射線等の測定、防災対策の実施等必要かつ適切な措置を講ずることを丙に対し求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により、措置を講ずることを求められたときは、これに速やかに応じ、その講じた措置について速やかに甲及び乙に対し、文書により報告しなければならない。
- 3 丙は、第1項の規定により再処理工場の運転を停止したときは、運転の再開について甲及び乙と協議しなければならない。

(損害の賠償)

第16条 丙は、再処理工場の運転保守に起因して、住民に損害を与えたときは、被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第17条 丙は、再処理工場の運転保守等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、「風評による被害対策に関する確認書（平成元年3月31日締結。平成17年4月19日一部変更）」に基づき速やかに補償等万全の措置を講ずるものとする。

(住民への広報)

第18条 丙は、再処理工場に関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(関連事業者に関する責務)

第19条 丙は、関連事業者に対し、再処理工場の運転保守に係る住民の安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連事業者がその指導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(諸調査への協力)

第20条 丙は、甲及び乙が実施する安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第21条 丙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
- 3 丙は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第22条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲及び乙は、丙のこの協定に違反した内容について公表するものとする。

(細則)

第23条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定の改定)

第24条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲、乙及び丙は、他の協定当事者に対しこの協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第25条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 甲、乙及び丙が平成16年11月22日付けで締結した六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにウラン試験に伴うウランの取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。
- 2 この協定は、この協定の施行前に受入れた使用済燃料及びウランについても適用する。

この協定の締結を証るために、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人において、署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月29日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 古 川 健 治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美

立会人 東京都千代田区大手町一丁目9番4号
電気事業連合会
会 長 勝 俣 恒 久

(別表)

放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量の管理目標値

核種	管 理 目 標 値
○H - 3	1.8×10^{16} Bq／年
○よう素	
I - 129	4.3×10^{10} Bq／年
I - 131	1.7×10^{11} Bq／年
○その他核種	
アルファ線を放出する核種	3.8×10^9 Bq／年
アルファ線を放出しない核種	2.1×10^{11} Bq／年

放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量の管理目標値

核種	管 理 目 標 値
○希ガス	
Kr - 85	3.3×10^{17} Bq／年
○ H - 3	1.9×10^{15} Bq／年
○ C - 14	5.2×10^{13} Bq／年
○よう素	
I - 129	1.1×10^{10} Bq／年
I - 131	1.7×10^{10} Bq／年
○その他核種	
アルファ線を放出する核種	3.3×10^8 Bq／年
アルファ線を放出しない核種	9.4×10^{10} Bq／年

20 六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）の間において、六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第23条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第1条 協定書第2条及び第21条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条に規定する保安規定を含むものとする。

（情報公開）

第2条 協定書第3条に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（事前了解の対象）

第3条 協定書第4条に定める再処理施設とは、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）第1条の2第1項第2号に規定するものをいう。

2 事前了解を必要とする変更は、原子炉等規制法第44条の4の規定に基づく事業指定の変更の許可の申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第4条 協定書第9条第1項及び第2項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第9条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（連絡の時期）

第5条 協定書第10条第1項に定める使用済燃料の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第6条 協定書第11条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報 告 事 項	報告頻度	報 告 期 限
(1) 再処理工場の運転保守状況 イ 使用済燃料の受入れ量、再処理量 及び在庫量並びに製品の生産量（計画） ロ 使用済燃料の受入れ量、再処理量 及び在庫量並びに製品の生産量（実績） ハ 主要な保守状況 ニ 定期検査の実施計画 ホ 定期検査の実施結果 ヘ 従事者の被ばく状況 ト 女子の従事者の被ばく状況 チ アクティブ試験実施状況	年度ごと 月ごと 月ごと 検査の都度 検査の都度 四半期ごと 四半期ごと 月ごと	当該年度開始前まで 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該検査開始前まで 当該検査終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該月終了後30日以内
(2) 放射性物質の放出状況	月ごと	当該月終了後30日以内
(3) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量	月ごと	当該月終了後30日以内
(4) 環境放射線等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(5) 品質保証の実施状況 イ 品質保証の実施計画 ロ 品質保証の実施結果 ハ 常設の第三者外部監査機関の監査結果	年度ごと 半期ごと 半期ごと	当該年度開始前まで 当該半期終了後30日以内 当該半期終了後30日以内
(6) その他の事項	その都度	その都度協議のうえ定める

2 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第7条 協定書第12条第1項第8号に規定する異常事態は、放射性物質等の取り扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

2 協定書第12条第1項第9号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」に基づき報告対象とされている事象をいう。

3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

4 協定書第12条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所

等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

第8条 協定書第14条第1項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 2 協定書第14条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した六ヶ所村原子力安全管理委員会の委員とする。
- 3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲及び乙は、協定書第14条第3項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

(措置の要求等)

第9条 協定書第15条第1項に定める「再処理工場の運転の停止」には、安全確保のため必要な操作は含まないものとする。

(安全確保のための遵守事項)

第10条 協定書第9条、第11条、第12条及び第14条の規定により丙の管理する場所に立ち入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(公表)

第11条 甲及び乙は、協定書に基づく公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(協議)

第12条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 甲、乙及び丙が平成16年11月22日付けで締結した六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにウラン試験に伴うウランの取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則は、この細則の締結をもって廃止する。
- 2 この細則は、この細則の施行前に受入れた使用済燃料及びウランについても適用する。

この細則の締結を証るために、本書3通を作成し、甲、乙、丙において、署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月29日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 吉川 健治

丙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児島伊佐美

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月29日当時のものである。

21 六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書

三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び東通村（以下「甲」という。）と日本原燃株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する六ヶ所再処理工場（以下「再処理工場」という。）の隣接市町村住民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（適用範囲）

第1条 この協定は、再処理工場で行う使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いについて適用する。

（安全協定書及び協定の遵守等）

第2条 乙は、再処理工場の運転保守に当たっては、平成18年3月29日付けで県及び六ヶ所村と乙が締結した「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「安全協定書」という。）によるほか、この協定に定める事項を遵守し、隣接市町村の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

2 乙は、再処理工場の品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開及び信頼確保）

第3条 乙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 乙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

3 第1項に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（施設の新設等に係る事前了解の報告）

第4条 乙は、安全協定書第4条の規定による事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線等の測定結果の通知）

第5条 乙は、安全協定書第7条第2項の規定による測定結果を県と協議のうえ甲に通知するものとする。

(使用済燃料の輸送計画に関する報告)

第6条 乙は、安全協定書第10条第1項の規定により事前連絡を行ったときは、甲に報告するものとする。

(平常時における報告)

第7条 乙は、甲に対し、安全協定書第11条第1項第1号から第5号までに掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

(異常時における連絡等)

第8条 乙は、安全協定書第12条第1項各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(トラブル事象への対応)

第9条 乙は、前条に該当しないトラブル事象についても、安全協定書第13条の規定による「六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係るトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲は、第8条第1項の規定による連絡を受けた結果、隣接市町村住民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めるものとする。

2 乙は、安全協定書第15条第2項の規定により文書による報告を行ったとき及び安全協定書第15条第3項の規定により協議を行ったときは、甲に報告するものとする。

(立入調査及び状況説明)

第11条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。

5 甲は、前項の公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第12条 乙は、安全協定書第16条及び第17条の規定による事項に誠意をもって速やかに当たるものとする。

(住民への広報)

第13条 乙は、安全協定書第18条に規定する広報を行おうとするときは、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第14条 乙は、甲が実施する住民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(安全対策への協力)

第15条 乙は、甲の防災体制を十分理解のうえ、県及び六ヶ所村が講ずる安全対策に対して積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第17条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第18条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 甲及び乙が平成16年12月3日付で締結した六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにウラン試験に伴うウランの取扱いに当たっての隣接市町村住民の安全確保等に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。
- 2 この協定は、この協定の施行前に受入れた使用済燃料及びウランについても適用する。

この協定の締結を証るために、本書7通を作成し、甲、乙及び立会人において、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月31日

甲 青森県三沢市桜町一丁目1番38号
三沢市長 鈴木重令

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地の1
野辺地町長 亀田道隆

青森県上北郡横浜町字寺下35番地
横浜町長 野坂充

青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484
東北町長 竹内亮一

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越 善 靖 夫

乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付4番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

※上記締結当事者の氏名は、平成18年3月31日当時のものである。

22 日本原燃株式会社六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター及び六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係る周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県及び六ヶ所村と使用済燃料再処理機構の間において、日本原燃株式会社が設置する六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター及び六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係る周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書（平成28年11月10日締結）」第2条の規定に基づき、下記のとおり協定を締結する。

記

使用済燃料再処理機構は、青森県及び六ヶ所村と日本原燃株式会社が締結している「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（平成6年12月26日締結）」及び「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（平成18年3月29日締結）」を日本原燃株式会社が遵守するよう、安全の確保を旨として業務を行うものとする。

この協定の締結を証するために、本書3通を作成し、3者が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月10日

青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 戸 田 衛

青森県青森市堤町二丁目1番7号
使用済燃料再処理機構
理事長 井 上 茂

23 覚書

青森県及び六ヶ所村と日本原燃株式会社は、電気事業連合会の立会いのもと、下記のとおり覚書を締結する。

記

再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県、六ヶ所村及び日本原燃株式会社が協議のうえ、日本原燃株式会社は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

平成10年7月29日

青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 木村守男

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駿字野附475番地
六ヶ所村長 橋本寿

青森市本町一丁目2番15号
日本原燃株式会社
代表取締役社長 竹内哲夫

立会人
東京都千代田区大手町一丁目9番4号
電気事業連合会
会長 荒木 浩

24 覚書

青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構は、下記のとおり覚書を締結する。

記

再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県及び六ヶ所村並びに日本原燃株式会社が電気事業連合会の立会いのもと締結した覚書（平成10年7月29日締結）の趣旨を踏まえ、青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構が協議の上、使用済燃料再処理機構は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を3通作成し、3者が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月10日

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地

六ヶ所村長 戸 田 衛

青森県青森市堤町二丁目1番7号

使用済燃料再処理機構

理事長 井 上 茂

25 高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について（平成6年11月19日 6原第148号）

核燃料サイクルの確立は我が国の原子力政策にとって最も重要な課題であり、青森県六ヶ所村において計画が進められている核燃料サイクル事業に対する貴職をはじめとする青森県関係者の皆様の御理解と御協力に対し、深く敬意を表するとともに心から感謝いたします。

平成6年11月16日付青むつ第501号をもって貴職より照会のあった事項については、下記のとおり回答します。

青森県知事 北 村 正 哉 殿

科学技術庁長官 田 中 真紀子

記

1. 廃棄物管理施設について

青森県六ヶ所村で建設が進められている返還高レベル放射性廃棄物ガラス固化体に関する廃棄物管理施設は、ガラス固化体の一時貯蔵を行う施設であり、処分場となるものではありません。

当該施設において日本原燃(株)により貯蔵管理されるガラス固化体については、管理期間は30年間から50年間とされ、管理期間終了時点では、電気事業者が最終的な処分に向けて搬出することとしています。

科学技術庁としては、ガラス固化体が管理施設において適切に管理され、管理期間の終了時点でガラス固化体が当該施設より搬出されるよう指導していく所存です。

2. 高レベル放射性廃棄物の処分の具体化に向けた努力について

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に、高レベル放射性廃棄物の処分に関する役割分担、手順及びスケジュールが示されており、処分方策を進めていくに当たって、国は処分が適切かつ確実に行われることに対して責任を負うとともに、処分の円滑な推進のために必要な施策を策定することとしています。

科学技術庁としては、長期計画に示された役割分担、手順及びスケジュールに沿って処分が実現されるよう、関係機関と協力して所要の施策を推進していく所存です。

3. 高レベル放射性廃棄物の処分について

青森県において高レベル放射性廃棄物の最終処分が行われないことを明確化する旨の今般の貴職の照会については、核燃料サイクル事業はもとより、原子力船「むつ」開発など国の原子力政策の推進に貢献されてきている貴職がその意向を明確にされたものであり、これを重く受けとめるべきものと認識しています。

高レベル放射性廃棄物の処分予定地の選定については、処分事業の実施主体の設立を待って行うこととされています。実施主体による処分予定地の選定については、地元の意向を十分尊重して進めることとしてきていますが、地元の意向が確実に取り入れられるよう、地元の了承を得て選定を行うこととし、その旨が長期計画に明記されました。

このように、処分予定地の選定は、地元の了承なしに行われることはなく、また、今般、貴職は、青森県において処分が行われないことを明確にするよう照会されています。科学技術庁としては、今後、処分事業の実施主体が処分予定地の選定を進める際に、関係機関の協力を得つつ、貴職の意向が踏まえられるよう努める所存です。このような状況においては、青森県が高レベル放射性廃棄物の処分地に選定されることはありません。

26 高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について（平成7年4月25日 7原第53号）

標記の件については、平成6年11月19日付け6原第148号をもって示しているとおりであります。今般、貴職より、高レベル放射性廃棄物について、青森県を最終処分地にしないことの確認をしたいとのご要請がありました。

科学技術庁としては、処分予定地の選定に当たって、上記文書に則って行うこととしており、知事の了承なくして青森県を最終処分地にできないし、しないことを確約します。

青森県知事 木 村 守 男 殿

科学技術庁長官 田 中 真紀子

27 四者会談確認文書(平成10年3月13日)

「高レベル放射性廃棄物の最終処分については、知事の要請に応えるよう、政府一体としての一層の取組みの強化を図る」

「原子力レスキーの問題については、協議会幹事会を通じて前向きに検討する」

以上確認する。

政府側から、「安全協定について早期締結方おねがいした。」

28 高レベル放射性廃棄物の最終処分について（平成20年4月25日 平成20・04・23第5号）

青森県知事 三 村 申 吾 殿

経済産業大臣 甘 利 明

高レベル放射性廃棄物の最終処分について（回答）

核燃料サイクル事業の推進に当たっては、貴職を始めとする関係者の皆様の特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

青森県においては、核燃料サイクルの要とも言える六ヶ所再処理工場の本格操業を間近に控えておられます。この再処理工場の本格操業に伴い、高レベルガラス固化体が本格的に製造される予定です。

そのような中、貴職が青森県の方針として最終処分を受け入れる考えはない、と表明されていることは十分承知しております。

これらにかんがみ、経済産業省としては、平成20年4月23日付け青原立第63号をもって照会のありました件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1. 平成6年11月19日付け6原第148号及び平成7年4月25日付け7原第53号で科学技術庁長官から貴職に示した文書については、青森県と国との約束として、現在においても引き継がれております。
2. 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを改めて確約します。
3. 青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨の確約は、今後とも引き継がれています。
4. 高レベル放射性廃棄物の最終処分地については、国民の理解を得て、早期選定が図られるよう、国が前面に立ち政府一体として不退転の決意で取り組む所存です。

29 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について（平成22年7月12日 平成22・07・06賀第4号）

青森県知事 三 村 申 吾 殿

経済産業大臣 直 嶋 正 行

地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について（回答）

核燃料サイクルの確立については、エネルギー安全保障上不可欠であり、我が国エネルギー政策の基本方針であるところ、その推進に当たって、貴職を始め青森県民の方々の特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

去る3月6日に青森県を訪問し、貴職や六ヶ所村長殿に海外から返還される低レベル放射性廃棄物等の貯蔵管理の受入れについて要請いたしました。貴職が青森県の方針として、地層処分相当の低レベル放射性廃棄物について、高レベル放射性廃棄物と同様に、最終処分を受け入れる考えはないことは十分承知しております。

これらにかんがみ、経済産業省としては、平成22年7月5日付け青原立第211号をもって照会のありました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物について、高レベル放射性廃棄物と同様に、青森県を最終処分地にしないことを改めて確約します。
2. 青森県を地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地としない旨の確約は、今後とも引き継がれていくものであります。
3. 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地については、国民の理解を得て、早期選定が図られるよう、国が前面に立ち、政府一体として、不退転の決意で取り組む所存です。

30 風評による被害対策に関する確認書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃サービス株式会社（以下「丙」という。）、日本原燃産業株式会社（以下「丁」という。）及び電気事業連合会（以下「戊」という。）は、昭和60年4月18日付で締結した「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」第7条第2項の風評による被害対策の基本に関して以下のとおり確認する。

（被害の防止）

第1条 丙及び丁は、原子燃料サイクル施設（以下「サイクル施設」という。）に関するPAを促進するとともに、サイクル施設の多重防護等の安全設計や、環境監視体制の整備を行うことにより風評による被害（以下「被害」という。）の未然防止を図り、サイクル施設の安全運転、的確・迅速な情報提供等により被害の発生防止に努めるものとする。

（被害の処理）

第2条 丙及び丁は、万が一、サイクル施設の保守、運営等に起因して被害が発生し、住民等からその被害の補償要求を受けた場合は、誠意をもって当事者間で解決するものとする。

ただし、これにより解決できなかった場合は、あらかじめ設置する第三者機関たる認定委員会（仮称）の認定に従って速やかに補償するものとする。

なお、当該認定委員会（仮称）の委員は、甲が委嘱するものとする。

（補償額の立て替え払い）

第3条 丙及び丁は、甲、丙、丁及び戊が平成元年3月2日付で締結した「青森県むつ小川原地域の地域振興及び産業振興に関する協定書」第4条に関し、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団とあらかじめ必要な事項について定めるものとする。

（処理要綱の作成）

第4条 丙及び丁は、甲及び乙と協議のうえ、平成元年度中に、認定委員会（仮称）の設置、性格、組織、運営等を含めて、被害の処理要綱を作成するものとする。

（協議）

第5条 この確認書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この確認書の取り交わしを証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成元年3月31日

（甲） 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 北村正哉

- (乙) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 吉川伊勢松
- (丙) 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
日本原燃サービス株式会社
代表取締役社長 豊田正敏
- (丁) 東京都千代田区平河町一丁目2番10号
日本原燃産業株式会社
代表取締役社長 大垣忠雄
- (戊) 立会人
東京都千代田区大手町一丁目9番4号
電気事業連合会
会長 那須翔

31 風評による被害対策に関する確認書の一部を変更する覚書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）及び電気事業連合会（以下「丁」という。）は、平成元年3月31日付で締結した風評による被害対策に関する確認書（以下「現確認書」という。）の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

1. 現確認書前文を以下のとおり改める。

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）及び電気事業連合会（以下「丁」という。）は、昭和60年4月18日付で締結した「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（以下「現協定書」という。）」第7条第2項及び平成17年4月19日付で締結した「MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書」第7条第2項の風評による被害対策の基本に関して以下のとおり確認する。

2. 現確認書第1条中に「丙及び丁」を「丙」に、「原子燃料サイクル施設」を「現協定書に規定するサイクル三施設及びMOX燃料加工施設」に改める。

3. 現確認書第2条中の「丙及び丁」を「丙」に、「認定委員会（仮称）」を「風評被害認定委員会（以下「委員会」という。）」に、「当該認定委員会（仮称）」を「委員会」に改める。

4. 現確認書第3条中の「丙及び丁」を「丙」に、「丙、丁及び戊」を「日本原燃サービス株式会社、日本原燃産業株式会社及び丁」に改める。

5. 現確認書第4条を以下のとおりに改める。

（処理要綱）

第4条 委員会の設置、性格、組織、運営等は、風評被害処理要綱によるものとする。

6. 現確認書第5条中の「丙、及び丁」を「及び丙」に改める。

現確認書を以上の部分に改め、添付資料のとおりとする。

以上、この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年4月19日

（甲） 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

（乙） 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 吉 川 健 治

(丙) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4 番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児島伊佐美

(丁) 立会人
東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号
電気事業連合会
会長 勝俣恒久

風評による被害対策に関する確認書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）及び電気事業連合会（以下「丁」という。）は、昭和60年4月18日付で締結した「原子燃料サイクル施設への立地への協力に関する基本協定書（以下「現協定書」）という。）第7条第2項及び平成17年4月19日付で締結した「MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書」第7条第2項の風評による被害対策の基本に関して以下のとおり確認する。

（被害の防止）

第1条 丙は、現協定書に規定するサイクル三施設及びMOX燃料加工施設（以下「サイクル施設」という。）に関するPAを促進するとともに、サイクル施設の多重防護等の安全設計や、環境監視体制の整備を行うことにより風評による被害（以下「被害」という。）の未然防止を図り、サイクル施設の安全運転、的確・迅速な情報提供等により被害の発生防止に努めるものとする。

（被害の処理）

第2条 丙は、万が一、サイクル施設の保守、運営等に起因して被害が発生し、住民等からその被害の補償要求を受けた場合は、誠意をもって当事者間で解決するものとする。

ただし、これにより解決できなかった場合は、あらかじめ設置する第三者機関たる風評被害認定委員会（以下「委員会」という。）の認定に従って速やかに補償するものとする。

なお、委員会の委員は、甲が委嘱するものとする。

（補償額の立て替え払い）

第3条 丙は、甲、日本原燃サービス株式会社、日本原燃産業株式会社及び丁が平成元年3月2日付で締結した「青森県むつ小川原地域の地域振興及び産業振興に関する協定書」第4条に関し、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団とあらかじめ必要な事項について定めるものとする。

（処理要綱）

第4条 委員会の設置、性格、組織、運営等は、風評被害処理要綱によるものとする。

（協議）

第5条 この確認書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

32 東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及び東通村（以下「乙」という。）と東北電力株式会社（以下「丙」という。）の間において、丙の設置する東通原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、相互の権利義務等について、次のとおり協定を締結する。

（安全確保及び環境保全）

第1条 丙は、発電所の運転保守（試運転を含む。以下同じ。）に当たっては、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）並びに温排水により周辺地域の住民及び環境に被害を及ぼすことのないよう「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」その他の関係法令及びこの協定に定める事項を誠実に遵守し、住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、発電所の自主保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（情報公開）

第2条 丙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

（施設の増設等に係る事前了解）

第3条 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設を増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

（放射性物質の放出管理）

第4条 丙は、発電所から放出する放射性物質について、別表に定める管理目標値により放出の管理を行うものとする。

2 丙は、前項の放出管理に当たり、可能な限り、放出低減のための技術開発の促進に努めるとともに、その低減措置の導入を図るものとする。

3 丙は、管理目標値を超えたときは、甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

4 丙は、前項の調査の結果及び講じた措置を速やかに甲及び乙に文書により報告しなければならない。

5 甲及び乙は、前項の規定により報告された内容について公表するものとする。

（新燃料等の貯蔵管理等）

第5条 丙は、新燃料及び使用済燃料の貯蔵並びに放射性固体廃棄物の保管に当たっては、原子炉等規制法その他の関係法令に定めるところにより安全の確保を図るほか、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

（環境放射線及び温排水等の測定）

第6条 甲及び丙は、甲が別に定めた「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング基本計

画、実施計画及び実施要領（平成15年3月作成）」及び「東通原子力発電所温排水影響調査実施計画（平成15年4月作成）」に基づいて発電所周辺地域における環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとする。

- 2 甲及び丙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線及び温排水等の測定を実施し、その結果を乙に報告するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、協議のうえ必要があると認めるときは、前項の測定結果を公表するものとする。

（監視評価会議の運営協力）

第7条 丙は、甲の設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の運営に協力するものとする。

（測定の立会い）

第8条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、隨時その職員を第6条第1項又は同条第2項の規定により丙が実施する環境放射線及び温排水等の測定に立ち会わせることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、その職員に第6条第1項の規定による測定を実施するために丙が設置する環境放射線の測定局の機器の状況を直接確認させることができるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ丙にその旨を通知し、丙の立会いを求めるものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定により測定に立ち会わせ、又は状況を確認させる場合において必要があると認めるときは、その職員以外の者を同行させることができるものとする。

（新燃料等の輸送計画に関する事前連絡等）

第9条 丙は、甲及び乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について事前に連絡するものとする。

- 2 丙は、新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物の輸送業者に対し、関係法令を遵守させ、輸送に係る安全管理上の指導を行うとともに、問題が生じたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

（平常時における報告等）

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

- (1) 発電所の運転保守状況
 - (2) 放射性物質の放出状況
 - (3) 放射性固体廃棄物の保管量
 - (4) 第6条第1項の規定に基づき実施した環境放射線及び温排水等の測定結果
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙において必要と認める事項
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
 - 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
 - 4 甲及び乙は、第1項の規定により丙から報告を受けた事項を公表するものとする。

(異常時における連絡等)

第11条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 原子炉施設及びこれと関連する施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
 - (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を超えて放出されたとき。
 - (3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
 - (4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。
 - (5) 新燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。
 - (6) 丙の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
 - (7) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - (8) その他異常事態が発生したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
- 3 甲及び乙は、第2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
- 4 第1項各号に掲げる事態により原子炉の運転を停止したときは、丙は、運転の再開について甲及び乙と協議しなければならない。
- 5 甲及び乙は、第1項の規定により丙から連絡及び報告を受けた事項を公表するものとする。

(立入調査)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは協議のうえ、その職員を丙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。

- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、丙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定により立入調査を行う際、必要があると認めるときは、甲及び乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。
- 4 甲及び乙は、協議のうえ立入調査結果を公表するものとする。

(措置の要求等)

第13条 甲及び乙は、第11条第1項の規定による連絡があった場合又は前条第1項の規定による立入調査を行った場合において、住民の安全の確保及び環境の保全を図るために必要があると認めるときは、原子炉の運転の停止、環境放射等の測定、防災対策の実施等必要かつ適切な措置を講ずることを丙に対し求めるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により、措置を講ずることを求められたときは、これに速やかに応じ、その講じた措置について速やかに甲及び乙に対し、文書により報告しなければならない。
- 3 丙は、第1項の規定により原子炉の運転を停止したときは、運転の再開について甲及び乙と協議しなければならない。

(損害の賠償)

第14条 丙は、発電所の運転保守に起因して、住民に損害を与えたときは、被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第15条 丙は、発電所の運転保守等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、誠意をもって補償等万全の措置を講ずるものとし、当事者間で解決を図るものとする。

2 前項の規定により解決できない場合において、甲は、当事者から紛争処理の申し出により、必要があると認めるときは、「東通原子力発電所風評被害認定委員会」（以下「認定委員会」という。）を設置のうえ、公平かつ適正な措置を決定するものとし、丙はその決定に従わなければならない。

3 認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(住民への広報)

第16条 丙は、発電所に関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(関連事業者に関する責務)

第17条 丙は、関連事業者に対し、発電所の運転保守に係る住民の安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連事業者がその指導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(諸調査への協力)

第18条 丙は、甲及び乙が実施する安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第19条 丙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に關し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。

3 丙は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第20条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲及び乙は、丙のこの協定に違反した内容について公表するものとする。

(細則)

第21条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定の改定)

第22条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲、乙及び丙は、他の協定当事者に対しこの協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第23条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において、署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年2月5日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越 善 靖 夫

丙 仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 幕 田 圭 一

(別表)

放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量の管理目標値

核種	管理目標値
全放射能 (H - 3 を除く)	$3.7 \times 10^9 \text{Bq}/\text{年}$

放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量の管理目標値

核種	管理目標値
希ガス	$1.2 \times 10^{15} \text{Bq}/\text{年}$
I - 131	$2.0 \times 10^{10} \text{Bq}/\text{年}$

33 東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及び東通村（以下「乙」という。）と東北電力株式会社（以下「丙」という。）の間において、東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第21条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第1条 協定書第1条及び第19条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条に規定する保安規定及び発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力委員会決定）を含むものとする。

（情報公開）

第2条 協定書第2条に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（事前了解の対象）

第3条 協定書第3条に定める原子炉施設とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。また、これと関連する施設とは、復水器の冷却に係る取放水施設をいう。

2 事前了解を必要とする変更は、原子炉等規制法第26条の規定に基づく原子炉設置の変更の許可の申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第4条 協定書第8条第1項及び第2項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第8条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した東通村原子力発電所安全対策委員会の委員とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（連絡の時期）

第5条 協定書第9条第1項に定める新燃料、使用済燃料及び放射性個体廃棄物の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第6条 協定書第10条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報 告 事 項	報告頻度	報 告 期 限
(1) 発電所の運転保守状況（試運転を含む。以下同じ。） イ 運転計画 ロ 運転状況 ハ 新燃料の貯蔵状況 ニ 使用済燃料の貯蔵状況 ホ 主要な保守状況 ヘ 定期検査の実施計画 ト 定期検査の実施結果 チ 従事者の被ばく状況 リ 女子の従事者の被ばく状況	年度ごと 月ごと 四半期ごと 月ごと 月ごと 検査の都度 検査の都度 四半期ごと 四半期ごと	当該年度開始前まで 当該月終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該検査開始前まで 当該検査終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性物質の放出状況	月ごと	当該月終了後45日以内
(3) 放射性固体廃棄物の保管量	月ごと	当該月終了後30日以内
(4) 環境放射線及び温排水等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(5) その他の事項	その都度	その都度協議のうえ定める

2 協定書第10条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第7条 協定書第11条第1項第8号に規定する異常事態は、放射性物質等の取り扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

2 協定書第11条第1項第9号に規定する国への報告対象とされている事象は、「原子炉等規制法」及び「電気事業法」(昭和39年法律第170号。)に基づき報告対象とされている事象をいう。

3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

4 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

第8条 協定書第12条第1項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第12条第3項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が設置した東通村原子力発電所安全対策委員会の委員とする。

3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 甲及び乙は、協定書第12条第3項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

(措置の要求等)

第9条 協定書第13条第1項に定める「原子炉の運転の停止」には、安全確保のため必要な操作は含まないものとする。

(安全確保のための遵守事項)

第10条 協定書第8条、第10条、第11条及び第12条の規定により丙の管理する場所に立ちに入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(公表)

第11条 甲及び乙は、協定書に基づく公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(協議)

第12条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この細則の締結を証るために、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において、署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年2月5日

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越 善 靖 夫

丙 仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 幕 田 圭 一

34 東通原子力発電所隣接市町村民の安全確保等に関する協定書

むつ市、横浜町及び六ヶ所村（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する東通原子力発電所（以下「発電所」という。）の隣接市町村民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全協定書及び協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の運転保守（試運転も含む。以下同じ。）に当たっては、平成16年2月5日付で県及び東通村と乙が締結した「東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「安全協定書」という。）」によるほか、この協定に定める事項を遵守し、隣接市町村の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
2 前項に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（施設の増設等に係る事前了解の報告）

第3条 乙は、安全協定書第3条の規定による事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線及び温排水等の測定結果の報告）

第4条 乙は、安全協定書第6条第2項の規定による測定結果を県と協議のうえ甲に報告するものとする。

（新燃料等の輸送計画に関する報告）

第5条 乙は、安全協定書第9条第1項の規定により事前連絡を行ったときは、甲に報告するものとする。

（平常時における報告）

第6条 乙は、甲に対し、安全協定書第10条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

（異常時における連絡等）

第7条 乙は、安全協定書第11条第1項各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。
2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（適切な措置の要求）

第8条 甲は、前条第1項の規定による連絡を受けた結果、隣接市町村民の安全確保等のため、

特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができる。

(立入調査及び状況説明)

- 第9条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。
- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。
 - 3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。
 - 5 甲は、前項の公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第10条 乙は、安全協定書第14条及び第15条の規定による事項に誠意をもって当たるものとする。

(住民への広報)

第11条 乙は、安全協定書第16条に規定する広報を行おうとするときは、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第12条 乙は、甲が実施する住民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第13条 乙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 乙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
- 3 乙は、甲の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第14条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第15条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第16条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書5通を作成し、甲、乙及び立会人において、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成16年3月29日

甲 青森県むつ市金谷一丁目1番1号
むつ市長 杉山 肇

青森県上北郡横浜町字寺下35番地
横浜町長 杉山 憲男

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字野附475番地
六ヶ所村長 古川 健治

乙 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 幕田 圭一

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

35 東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る野辺地町民の安全確保等に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する東通原子力発電所（以下「発電所」という。）について、野辺地町民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の運転保守（試運転も含む。以下同じ。）に当たっては、乙が県及び他の市町村と締結した協定（「東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」）並びにこの協定に定める事項を誠実に遵守し、野辺地町民の安全を確保するとともに環境の保全を図るために万全の措置を講ずるものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、野辺地町民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
2 前項に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（施設の増設等に係る事前了解の報告）

第3条 乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設を増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、県等から得る事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線及び温排水等の測定結果の報告）

第4条 乙は、県が別に定めた「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング基本計画、実施計画及び実施要領（平成15年3月作成）」及び「東通原子力発電所温排水影響調査実施計画（平成15年4月作成）」に基づいて発電所周辺地域における環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとする。
2 乙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとし、その測定結果を県と協議のうえ甲に報告するものとする。

（新燃料等の輸送計画に関する報告）

第5条 乙は、新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、県等に事前連絡を行ったときは、甲に報告するものとする。

（平常時における報告）

第6条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。
(1) 発電所の運転保守状況
(2) 放射性物質の放出状況
(3) 放射性固体廃棄物の保管量
(4) 第4条第1項に基づき実施した環境放射線及び温排水等の測定結果

(異常時における連絡等)

第7条 乙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 原子炉施設及びこれと関連する施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を超えて放出されたとき。
- (3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
- (4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。
- (5) 新燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 乙の所持し、又は管理する放射性廃棄物等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
- (7) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (8) その他異常事態が発生したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(適切な措置の要求)

第8条 甲は、前条第1項の規定による連絡を受けた結果、野辺地町民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができる。

(立入調査及び状況説明)

第9条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。
- 5 甲は、前項の公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第10条 乙は、発電所の運転保守に起因して、野辺地町民に損害を与えたときは、被害者に誠意をもってその損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、発電所の運転保守等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、誠意をもって補償等万全の措置を講ずるものとし、当事者間で解決を図るものとする。

(野辺地町民への広報)

第11条 乙は、発電所に関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第12条 乙は、甲が実施する野辺地町民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第13条 乙は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

2 乙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。

3 乙は、甲の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第14条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第15条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第16条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人において記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
野辺地町長 中 谷 純 逸

乙 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 原 田 宏 哉

立会人 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

36 青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議設置要綱

(設置)

第1条 原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及びリサイクル燃料備蓄センター（以下「原子力施設」という。）周辺における安全確保及び環境保全に資するため、青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議（以下「監視評価会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 監視評価会議は、次に掲げる事項を所管する。

- 一 原子力施設に係る環境放射線等のモニタリングに関すること
- 二 東通原子力発電所に係る温排水の調査に関すること
- 三 原子力施設に係る安全性に関すること
- 四 前各号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に関すること

(委員の構成)

第3条 監視評価会議は、学識経験者等80名以内の委員をもって構成し、会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、知事がこれにあたり、副会長は副知事及び評価委員会の会議の議長がこれにあたる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 学識経験者（専門家）
 - 二 学識経験者（有識者）
 - 三 青森県議会議員
 - 四 六ヶ所村、東通村、むつ市、三沢市、野辺地町、横浜町、東北町及び大間町（以下「関係市町村」という。）の長
 - 五 関係市町村議会の長
 - 六 関係団体の長又はその長が指名する職員
 - 七 青森県職員
- 4 委員（会長たる知事を除く。）は、知事が委嘱又は任命する。
- 5 委員の任期は2年以内とする。
- 6 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任として委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、監視評価会議を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、次の順序によりその職務を代理する。
 - 一 副知事である副会長
 - 二 評価委員会の会議の議長である副会長

(会議)

第5条 監視評価会議に評価委員会及び監視委員会を置き、会議は各々の委員会によるもの又は委員全員によるもの（以下「合同会議」という。）とし、それぞれ必要の都度、会長が招集す

る。

- 2 評価委員会は、第3条第3項第1号に掲げる委員をもって構成し、第2条に規定する所管事項に係る専門的・技術的な事項について検討・評価を行うものとする。
- 3 監視委員会は、第3条第3項第1号に掲げる委員のうち会長が指名する4名以内の委員及び第3条第3項第2号から第7号に掲げる委員をもって構成し、評価委員会において検討・評価した結果に係る確認及び監視評価会議の所管事項全般に係る提言等を行うものとする。
- 4 評価委員会の会議の議長及び副議長2名は、同委員会の委員の互選によってこれを定めることとし、監視委員会の会議及び合同会議の議長は、会長がこれに当たる。

(運営等に関する事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、監視評価会議の運営等に関する必要な事項については、会長が定める。

(事務局)

第7条 監視評価会議の事務（評価委員会の開催に関する事務を除く）は、青森県危機管理局原子力安全対策課において処理し、評価委員会の開催に関する事務は、青森県原子力センターにおいて処理する。

附則（平成31年3月6日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

37 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター（以下「青森センター」という。）の周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等を図るため、次のとおり協定を締結し、誠実に遵守することを約した。

（環境保全及び安全確保等）

第1条 丁は、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）により環境及び住民に被害を及ぼすことのないよう核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）その他の関係法令等及びこの協定書に定める事項を誠実に遵守し、環境保全及び住民の安全確保等を図るための万全の措置を講ずるものとする。

（施設の設置等に係る事前了解）

第2条 丁は、原子炉等規制法第23条第2項第5号に規定する原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）を新設し、増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲、乙及び丙と協議し、その了解を得るものとする。

（放射性物質の放出管理）

第3条 丁は、原子炉施設の運転、保守等に当たっては、放射性物質の放出を可能な限り低く抑えるように管理するものとする。

（放射性物質等の保管及び管理）

第4条 丁は、放射性物質等の保管及び管理に当たっては、原子炉等規制法その他の関係法令等に定めるところにより安全の確保を図るほか、更に安全の確保のために適切な措置を講ずるものとする。

（事前連絡）

第5条 丁は、次の各号に掲げる場合のうち、第1号から第4号までに掲げる場合にあっては作業の内容、方法、日程等を、第5号に掲げる場合にあっては認可申請の内容等を当該各号に規定する作業等を行おうとする5日前までに、甲、乙及び丙に対し、連絡するものとする。当該連絡した内容を変更しようとする場合は、遅滞なく、甲、乙及び丙に対し変更しようとする内容を連絡するものとする。

- (1) 放射性廃棄物を青森センター関根浜地区に搬入し、又は青森センターから搬出する作業を行おうとするとき。
- (2) 核燃料を青森センター関根浜地区から搬出する作業を行おうとするとき。
- (3) 核燃料及び放射性廃棄物を陸揚げする作業を行おうとするとき。
- (4) 船体上架及び原子炉室吊上げの作業を行おうとするとき。

- (5) 原子炉等規制法第43条の3の2第2項の規定に基づく廃止措置に関する計画の認可申請を行おうとするとき。
- 2 甲、乙及び丙は、前項の規定により丁から連絡のあった事項について丁に対し理由を付して意見を述べることができるものとし、丁は、これを十分に尊重するものとする。

(異常事態の通報等)

- 第6条 丁は、次の各号に掲げる場合は、異常な事態が生じた旨及び安全を確保するために採らうとする措置又は採った措置を直ちに甲、乙及び丙に対し通報するものとする。
- (1) 丁の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
 - (2) 原子炉施設に事故が発生し、又は発生するおそれが生じたとき。
 - (3) 原子力船「むつ」(以下「むつ」という。)内又は青森センター内において火災が発生したとき(前号に掲げる場合を除く。)。
 - (4) 放射性物質等が管理区域外に漏えいしたとき。
 - (5) 放射線業務従事者が、原子炉等規制法その他の関係法令等により定められている線量当量限度を超えて被ばくしたとき。
 - (6) 前号に掲げる場合以外の場合であって被ばく者に対し特別の措置を講じたとき。
 - (7) 放射性物質等の輸送中に事故が発生したとき。
 - (8) 原子炉等規制法その他の関係法令等に定める値を超えて放射性物質を環境へ放出したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか異常事態が発生したとき。
- 2 丁は、前項の規定により通報した事項の措置についてその処理の状況を速やかに甲、乙及び丙に対し報告するものとする。

(立入調査)

- 第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を丁の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査を行うために必要な事項について丁の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。

(措置の要求等)

- 第8条 甲、乙及び丙は、第6条第1項の規定による丁の通報があった場合又は前条第1項の規定による立入調査を行った場合において環境保全及び住民の安全確保等を図るために必要があると認めたときは、事前に協議の上、「むつ」の移動、原子炉施設の点検及び作動の停止、放射能の監視、防災対策の実施等必要かつ適切な措置を講ずることを丁に対し求めることができるものとする。
- 2 丁は、前項の規定により措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって、必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置について速やかに甲、乙及び丙に対し報告するものとする。

(原子炉施設の性能の保持の状況の報告)

- 第9条 丁は、甲、乙及び丙に対し、四半期ごとに、原子炉施設の性能の保持の状況について当該四半期の終了後60日以内に報告するものとする。

(報告の徵収等)

- 第10条 丁は、前条の規定にかかわらず、同条に掲げる事項並びに環境保全及び住民の安全確保等を図るために必要な事項について甲、乙又は丙から報告又は資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。

2 甲、乙又は丙は、前条又は前項の規定による丁の報告又は同項の規定により丁から提出のあった資料について疑義があるときは、丁に対し更に報告又は資料の提出を求め、丁の管理する場所等において説明を受けることができるものとする。

(住民への広報)

第11条 甲、乙、丙又は丁は、「むつ」又は附帯陸上施設に関し特別の広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について事前に他の協定当事者に対し連絡するものとする。

(被害の補償)

第12条 「むつ」の管理又は附帯陸上施設の運転、保守等に関して住民等に被害を与えた場合は、丁は、誠意をもって補償するものとする。

(諸調査への協力)

第13条 丁は、甲、乙及び丙が実施する環境保全及び安全確保等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第14条 丁は、その防災対策の充実及び強化を図るとともに、「むつ」又は附帯陸上施設に係る地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(細則)

第15条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に細則を定めるものとする。

(協定書の改定)

第16条 この協定書の内容を改定する必要が生じたときは、甲、乙、丙又は丁は、他の協定当事者に対しこの協定書の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申入れを受けた者はその協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第17条 この協定書の内容について生じた疑義及びこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 「むつ」から原子炉が撤去されたとき以後の、第6条第1項第3号の規定の適用については、同号中「原子力船「むつ」(以下「むつ」という。)内又は青森センター内」とあるのは、「青森センター内」と、第8条第1項の規定の適用については、同項中「「むつ」の移動、原子炉施設の点検」とあるのは、「原子炉施設の点検」と、第11条の規定の適用については、同条中「「むつ」又は附帯陸上施設」とあるのは、「附帯陸上施設」と、第12条の規定の適用については、同条中「「むつ」の管理又は附帯陸上施設の運転」とあるのは、「附帯陸上施設の運転」と、第14条の規定の適用については、同条中「「むつ」又は附帯陸上施設に係る地域防災対策」とあるのは、「附帯陸上施設に係る地域防災対策」とする。
- 3 甲、乙、丙及び丁が、昭和63年1月24日に締結した原子力船「むつ」関根浜定係港等の周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成4年5月22日 締結
平成18年1月31日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結
平成28年4月1日 タ

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗一郎

丙 青森市安方一丁目1番32号
青森県漁業協同組合連合会
代表理事長 赤 石 憲 二

丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。

38 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、次のとおり細則を定めた。

（青森センター）

第1条 協定書における「青森センター」には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター大湊地区に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第23条第2項第5号に規定する原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）が設置される限り、同地区を含むものとする。

（関係法令等）

第2条 協定書における「原子炉等規制法その他の関係法令等」の「等」には、原子炉等規制法第37条に規定する保安規定及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第2条第2項第9号に規定する説明書（以下「被ばく管理等に関する説明書」という。）を含むものとする。

（事前了解）

第3条 協定書第2条における「新設し、増設し、変更し、又は廃止しようとするとき」とは、原子炉施設について原子炉等規制法第26条第1項の規定による許可を必要とする新設、増設、変更又は廃止をしようとするときをいう。

（放射性物質の放出管理）

第4条 協定書第3条における「放射性物質の放出を可能な限り低く抑えるように管理する」とは、被ばく管理等に関する説明書に記載された放出管理目標値以下に管理することをいう。

（異常事態）

第5条 協定書第6条第1項第9号における「前各号に掲げる場合のほか異常事態」とは、軽易な事故、故障等を含むものとする。

（立入調査）

第6条 協定書第7条の立入調査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 甲、乙及び丙は、立入調査をするときは、あらかじめ立入調査の内容、立入調査をする職員の職名、氏名、立入調査の日時及び場所その他必要な事項を丁に対し通知するものとする。
- (2) 立入調査をする職員は、その安全確保のため丁の定める保安に関する規定に従うものとする。

(3) 立入調査をする職員は、甲、乙又は丙の長が発行する身分証明書を携行するものとする。

(連絡、通報等の方法)

第7条 協定書第2条の協議の申入れ、協定書第5条第1項の連絡、協定書第6条第1項の通報、同条第2項、協定書第8条第2項、第9条及び第10条の報告、協定書第11条の連絡並びに前条第1号の通知（以下本条において「連絡等」という。）は、書面により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては書面によらざることができるものとし、第1号に掲げる場合にあってはその後速やかに書面により連絡等の内容を相手方に提示するものとする。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 連絡等の内容が軽易なものであるとき。

(協議)

第8条 この細則に定められた事項について、解釈上疑義を生じたとき、若しくは変更の必要が生じたとき、又は新たに定めるべき事項が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

この細則の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印の上各自その1通を保有する。

平成4年5月22日 締結

平成18年1月31日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結

平成28年4月1日 ツ

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申吾

乙 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下宗一郎

丙 青森市安方一丁目1番32号
青森県漁業協同組合連合会
代表理事長 赤石憲二

丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。

39 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間ににおいて、住民の健康を保護し、環境を保全するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター（以下「青森センター」という。）に係る放射能の監視（以下「監視」という。）について、次のとおり協定を締結した。

（総則）

第1条 丁は、甲、乙及び丙が行う監視について積極的に協力し、自らも必要かつ十分な監視を行うものとする。

（監視船の供与）

第2条 丁は、甲、乙及び丙が青森センター関根浜地区及びその周辺の環境の監視を行う場合は、必要な作業船を甲、乙及び丙の利用に供するものとする。この場合において、丁は、その職員を当該作業船に乗船させ、監視の作業に協力させるものとする。

（測定機器等の供与）

第3条 丁は、甲、乙及び丙が監視を行う場合は、放射能測定に必要な機器、施設等の使用について便宜を与えるものとする。

（報告等）

第4条 丁は、甲、乙及び丙に対し、四半期ごとに、次の各号に掲げる事項について当該四半期の終了後60日以内に報告するものとする。

- (1) 放射性廃棄物の保管の状況
 - (2) 放射線管理の状況
 - (3) 環境の放射能の測定の結果
- 2 甲、乙及び丙は、前項の規定による報告のほか、監視を行うため必要があると認めた場合は、丁に対し、前項各号に掲げる事項その他必要な事項について、報告又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 甲、乙及び丙は、前2項の規定により報告された内容又は提出された資料を公表することができる。

（立入調査等）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めた場合は、その職員を丁の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査を行うために必要な事項について丁の職員に質問し、資料の提出を求めることができる。
- 3 甲、乙又は丙は、第1項の規定による調査の内容又は前項の規定により提出された資料を公表することができる。

(監視内容の通知等)

第6条 丁は、この協定施行後、遅滞なく、自ら行う監視について、その方法等を甲、乙及び丙に通知するものとする。

これを変更しようとする場合も同様とする。

2 甲、乙及び丙は、丁の行う監視について必要な意見を述べることができるものとし、丁は、これを十分に尊重するものとする。

3 甲、乙及び丙は、必要があると認めた場合は、丁の行う監視に立ち会うことができる。

(安全監視委員会に対する便宜の供与)

第7条 丁は、甲、乙及び丙が共同して設置した安全の監視を行う委員会に対し、この協定に基づき甲、乙及び丙に与える権能及び便宜と同様の権能及び便宜を与えるものとする。

(細則)

第8条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に細則を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書の内容を改定する必要が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁は、他の協定当事者に対しこの協定書の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者はその協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第10条 この協定書の内容について生じた疑義及びこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成4年5月22日 締結

平成8年8月20日 協定書の一部を変更する協定書締結

平成14年7月10日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結

平成18年1月31日 協定書の一部を変更する協定書締結

平成28年4月1日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結

甲 青森県知事 三 村 申 吾

乙 むつ市長 宮 下 宗一郎

丙 青森県漁業協同組合連合会
代表理事長 赤 石 憲 二

丁 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。

40 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間ににおいて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり細則を定めた。

（青森センター）

第1条 協定書における「青森センター」には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター大湊地区に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第35条第1項の規定により丁が管理区域を定めている限り、同地区を含むものとする。

2 丁が、前項に規定する青森センター大湊地区の管理区域を全て解除したときは、その日付等を速やかに甲、乙及び丙に対し連絡するものとする。

（立入調査等）

第2条 協定書第5条の立入調査及び協定書第6条の監視の立会い（以下本文において「立入調査等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 甲、乙及び丙は、立入調査等をするときは、あらかじめ立入調査等の内容、立入調査等をする職員の職名、氏名、立入調査等の日時及び場所その他必要な事項を丁に対し通知するものとする。
- (2) 立入調査等をする職員は、その安全確保のため丁の定める保安に関する規定に従うものとする。
- (3) 立入調査等をする職員は、甲、乙又は丙の長が発行する身分証明書を携行するものとする。

（連絡、通報等の方法）

第3条 協定書第4条第1項及び第2項の報告、協定書第6条第1項の通知、第1条第2項の連絡並びに前条第1号の通知（以下本条において「連絡等」という。）は、書面により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては書面によらないことができるものとし、第1号に掲げる場合にあってはその後速やかに書面により連絡等の内容を相手方に提示するものとする。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 連絡等の内容が軽易なものであるとき。

（協議）

第4条 この細則に定められた事項について、解釈上疑義を生じたとき、若しくは変更の必要が生じたとき、又は新たに定めるべき事項が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

平成4年5月22日 締結
平成14年7月10日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結
平成18年1月31日 細則の一部を変更する細則締結
平成28年4月1日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結

甲 青森県知事 三 村 申 吾

乙 むつ市長 宮 下 宗一郎

丙 青森県漁業協同組合連合会
代表理事長 赤 石 憲 二

丁 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。

41 原子力船「むつ」安全監視委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的及び設置)

第1条 青森県、むつ市及び青森県漁業協同組合連合会（以下「青森県等」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺地域等の環境の保全及び住民の安全の確保のため、放射能の監視等を適切かつ円滑に実施することを目的として、原子力船「むつ」安全監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 青森県等の環境放射能の測定計画、測定の実施方法、測定結果の評価等について審議すること。
- (2) 必要に応じ、青森県等が行う放射能の監視作業等に立ち会い、又は自ら放射能の監視等を行うこと。
- (3) そのほか国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター周辺地域等の環境の保全及び住民の安全の確保に関する必要な事項について審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

(会長)

第4条 委員会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

青森県が推せんする学識経験者	2人
むつ市が推せんする学識経験者	1人
青森県漁業協同組合連合会が推せんする学識経験者	1人
青森県の職員	2人
むつ市の職員	1人
青森県漁業協同組合連合会の職員	1人

- 2 委員の任期は、委員会の存続期間とする。
- 3 委員は、当該委員の推せん者及び会長の承認を得て、委員を辞することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、青森県危機管理局において統括し、及び処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

昭和49年10月14日 締 結

昭和57年8月30日 要綱の一部を改正する要綱締結

昭和63年2月18日 要綱の一部を改正する要綱締結

平成18年1月31日 要綱の一部を改正する要綱締結

平成28年4月1日 要綱の一部を改正する覚書締結

青森県知事 三 村 申 吾

むつ市長 宮 下 宗一郎

青森県漁業協同組合連合会

代表理事長 赤 石 憲 二

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。

42 「リサイクル燃料備蓄センター」の概要

(平成16年2月 東京電力株式会社提出)

立地をお願いするにあたって

わが国では、原子力発電所の使用済燃料を再処理し、有用資源であるウラン・プルトニウムを回収したうえで、再び燃料として有効に活用する原子燃料サイクルをエネルギー政策の基本としています。

一方、国内の原子力発電所における使用済燃料の発生量やこれまでの貯蔵量、再処理工場の処理能力等を考慮すると、使用済燃料を再処理するまでの間、安全に貯蔵する施設が必要とされています。

このため、平成12年6月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が一部改正施行され、原子力発電所の敷地外において使用済燃料の貯蔵事業（中間貯蔵事業）が可能となりました。

こうしたなかで、当社は、平成12年11月にむつ市から使用済燃料中間貯蔵施設である「リサイクル燃料備蓄センター」の立地に係る技術調査（立地可能性調査）のご依頼をいただきました。この調査結果については、平成15年4月に施設の建設は技術的に可能であることをむつ市へご報告し、「事業構想」をお示しいたしました。

その後、むつ市議会等での調査、検討を踏まえ、市長の誘致表明を経て、平成15年7月には当社に対し、施設の立地についてご要請をいただきました。

当社では、これまで事業のあり方などについて検討を行ってまいりましたが、このほど、事業の基本的な枠組み等がまとまりましたことから、ここに「リサイクル燃料備蓄センター」について、立地のご協力をお願いすることとなりました。

当社といたしましては、安全確保を最優先に、地域社会との協調を図りながら、むつ市に「リサイクル燃料備蓄センター」を建設し、事業を運営していくたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

事業の内容

事業の主な内容は、「リサイクル燃料備蓄センター」を建設し、原子力発電所から発生する使用済燃料を安全に貯蔵・管理することです。

1. 運営計画

(1) 事業主体

当社を中心に日本原子力発電(株)の参画を得て、共同で新たに設立する貯蔵・管理会社が、国から貯蔵事業の許可を受けて施設の建設を行い、事業を運営します。

(2) 事業開始時期

2010年までに操業を開始したいと考えておりますが、地元のご理解を得ながら、できるだけ早期の操業開始を目指します。

(3) 貯蔵量

最終的な貯蔵量：5,000トン（1棟目：3,000トン）

当社および日本原子力発電(株)の原子力発電所から発生する使用済燃料を貯蔵します。

(4) 貯蔵期間

施設ごと^(注)の使用期間は50年間とします。キャスク（貯蔵容器）ごとにおいても最長50年間の貯蔵とします。また、操業開始後40年目までに、貯蔵した使用済燃料の搬出について、協議させていただきたいと考えています。

（注）「施設ごと」は、順次設置する貯蔵建屋ごとをいいます。

(5) 使用済燃料の搬入予定量

年間200トン～300トン程度の使用済燃料を、4回程度に分けて搬入したいと考えています。

2. 施設計画

(1) 施設の計画地点

青森県むつ市大字関根字水川目地内

(2) 貯蔵方式

乾式貯蔵方式

(3) 施設の建設

当初、3,000トン規模の貯蔵建屋を1棟建設し、その後2棟目を建設します。

なお、建設工事期間については、1棟あたりおよそ3年程度の見込みです。

(4) 建屋規模

約130m×約60m×（高さ）約30m（3,000トン規模の場合）

(5) 施設の建設費

具体的な設計は今後行うため、暫定的な金額となります。金属キャスクを含む建設費は1,000億円程度となる見込みです。

この内、金属キャスクの費用が7～8割を占めるものと考えております。

(6) 要員

新会社の社員や警備等の委託も含めて、操業段階で20～30名程度となる見込みです。

なお、建設期間中の雇用としては延べ21万人・日程度になるものと考えております。

(7) 施設・機器の構成

リサイクル燃料備蓄センターの主な施設・機器は、次のとおりとなります。

- (a) 使用済燃料を搬入・貯蔵・搬出するための設備
 - ・金属キャスク
 - ・貯蔵建屋
 - ・金属キャスク取扱設備
 - ・その他付帯設備（放射線監視設備等）
- (b) 港湾施設
 - ・日本原子力研究所関根浜港の使用を希望
- (c) 輸送道路
- (d) 事務・管理棟

3. 安全対策

施設・機器につきましては、「金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設のための安全審査指針」（平成14年10月3日 原子力安全委員会決定）に基づき、以下の設計を行います。

- (1) リサイクル燃料備蓄センターは、貯蔵期間を通じて、閉じ込め機能、遮へい機能、臨界防止機能および除熱機能の4つの基本的安全機能を維持できる設計とします。
- (2) また、貯蔵期間中にそれらの機能が健全であることを常時監視できる設計とします。
- (3) さらに、以下の事項を考慮した設計とします。
 - ・想定される最大級の地震が発生した場合でも、基本的安全機能を維持できること。
 - ・火災・爆発の発生を防止することはもとより、万一の火災に対しても、その影響低減のために適切な対策が講じられること。
 - ・電源喪失時に監視設備や警報設備等を作動できるよう、適切な対策が講じられること。
 - ・安全上の重要性・必要性に応じ、適切な方法により検査、試験、保守および修理が実施できること。

なお、施設の建設・運営におきましては、法令等を遵守することはもとより、安全確保を最優先とし、人身、設備、交通などの安全確保に万全を期します。

4. 事業許可申請のための詳細調査

立地の可能性を判断するための調査は完了しましたが、今後、国への事業許可の申請や施設の詳細設計を行うためのさらに詳細な調査を実施する計画です。

以上

43 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに了承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。
- (2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。
- (3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

（品質保証体制の構築）

第2条 丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年10月19日

（甲） 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

（乙） むつ市金谷一丁目1番1号

むつ市長 杉 山 肇

（丙） 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力株式会社

代表取締役社長 勝 俣 恒 久

（丁） 東京都千代田区神田美土代町1番地1

日本原子力発電株式会社

代表取締役社長 市 田 行 則

44 青森県核燃料物質等取扱税条例

(課税の根拠)

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、核燃料物質等取扱税を課する。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 加工事業者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の許可を受けた者をいう。
- (2) 原子炉設置者 規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた者をいう。
- (3) 再処理事業者 規制法第44条第1項の指定を受けた者をいう。
- (4) 廃棄物埋設事業者 規制法第51条の2第1項第2号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- (5) 廃棄物管理事業者 規制法第51条の2第1項第3号に係る同項の許可を受けた者をいう。
- (6) 濃縮 規制法第2条第9項に規定する加工のうちウラン235のウラン238に対する比率を高める処理をいう。
- (7) 原子炉の設置 発電用原子炉（規制法第2条第5項の発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置して発電の事業の用に供することをいう。
- (8) 核燃料の挿入 核燃料（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第3号の燃料体をいう。以下同じ。）を発電用原子炉に挿入することをいう。
- (9) 使用済燃料の受入れ 使用済燃料（規制法第2条第10項の使用済燃料をいう。以下同じ。）を再処理施設（規制法第44条第2項第2号の再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。
- (10) 使用済燃料の貯蔵 規制法第48条第1項第3号の使用済燃料の貯蔵をいう。
- (11) 廃棄物埋設 規制法第51条の2第2項の廃棄物埋設施設において行う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第378号）第1条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第31条第1項の表第1号イに該当する物（以下「廃棄体」という。）に係る規制法第51条の2第1項第2号の第二種廃棄物埋設をいう。
- (12) 廃棄物管理 規制法第51条の2第3項第2号の廃棄物管理施設において行う同条第1項第3号の廃棄物管理のうち核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第32条第1号に該当するもので使用済燃料を溶解した液体から規制法第2条第2項に規定する核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（以下「ガラス固化体」という。）に係るものとをいう。
- (13) 核燃料物質等の取扱い 濃縮、原子炉の設置、核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ、使用済燃料の貯蔵、廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。

(納税義務者等)

第3条 核燃料物質等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いに対し、当該各号に定める者に課する。

- (1) 加工事業者の行う濃縮 当該加工事業者
- (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置及び核燃料の挿入 当該原子炉設置者
- (3) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵 当該再処理事業者
- (4) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 当該廃棄物埋設事業者
- (5) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 当該廃棄物管理事業者

2 前項第2号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた後最初に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 規制法第43条の3の11第3項の確認を受けた日
- (2) 規制法第43条の3の16第2項の定期事業者検査の開始の日から終了の日までの期間内に発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査の終了の日
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷の終了の日

(課税標準)

第4条 核燃料物質等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量、熱出力、価額、容量又は数量とする。

- (1) 加工事業者の行う濃縮 各課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウラン（販売又は役務の提供に係る目的物となる六ふつ化ウランをいう。以下同じ。）の重量
- (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 各課税標準の算定期間の末日における発電用原子炉の熱出力
- (3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 当該核燃料の挿入に係る核燃料（既に核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額
- (4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 各課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- (5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- (6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 各課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量（当該容器が日本産業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本産業規格の呼び容量とする。以下同じ。）
- (7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 各課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量

2 前項第2号の熱出力は、規制法第43条の3の5第1項の許可（規制法第43条の3の8第1項の変更の許可を受けた場合には、当該変更の許可）に係る発電用原子炉の規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。

3 第1項第3号の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

4 第1項第5号から第7号までの各課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量又は廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量は、それぞれ各課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量、廃棄体に係る容器の容量又はガラス固化体に係る容器の数量を合計した重量、容量又は数量を12で除して得た重量、容量又は数量とする。この場合において、当該課税標準の算定期間に月の末日が到来しないとき、又は当該課税標準の算定期間の末日の属する月の末日が当該課税標準の算定期間に属していないときには、当該課税標準の算定期間の末日を当

該課税標準の算定期間に属する一の月の末日とする。

- 5 第1項及び前項の課税標準の算定期間とは、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいう。
- 6 新たに核燃料物質等の取扱い（核燃料の挿入を除く。以下この条において同じ。）の事業を開始した場合における当該事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第1項及び第4項の課税標準の算定期間は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から当該事業を開始した日を含む同項に規定する課税標準の算定期間の末日までの期間とする。
- 7 事業者（加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における第1項及び第4項の課税標準の算定期間（第1号の場合にあっては、廃止又は取消しに係る事業に係る核燃料物質等の取扱いに対して課する核燃料物質等取扱税の第1項及び第4項の課税標準の算定期間）は、第5項又は前項の規定にかかわらず、当該該当することとなった日を含む第5項又は前項に規定する課税標準の算定期間の開始の日から当該該当することとなった日までの期間とする。
 - (1) 核燃料物質等の取扱いの事業（使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵にあっては、当該使用済燃料の受入れ及び使用済燃料の貯蔵に係る規制法第2条第10項に規定する再処理の事業）を廃止した場合又は規制法第20条の規定により規制法第13条第1項の許可が取り消された場合、規制法第43条の3の20の規定により規制法第43条の3の5第1項の許可が取り消された場合、規制法第46条の7の規定により規制法第44条第1項の指定が取り消された場合若しくは規制法第51条の14の規定により規制法第51条の2第1項第2号に係る同項の許可若しくは同項第3号に係る同項の許可が取り消された場合
 - (2) 個人である事業者が死亡した場合
 - (3) 法人である事業者が解散し、又は合併により消滅した場合

（税率）

第5条 核燃料物質等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料物質等の取扱いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量1キログラムにつき36,500円
- (2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 1,000キロワットにつき38,250円
- (3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 100分の8.5
- (4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき19,400円
- (5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき1,300円
- (6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量1立方メートルにつき52,400円
- (7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量1本につき1,614,600円

（徴収の方法）

第6条 核燃料物質等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続）

第7条 核燃料物質等取扱税の納税義務者（核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務

者を除く。) は、第4条第1項各号(第3号を除く。)の課税標準の算定期間ごとに、当該課税標準の算定期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税標準の算定期間における課税標準たる重量、熱出力、容量又は数量(以下「課税標準量」という。)、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- 2 核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税の納税義務者は、核燃料の挿入がなされた日の属する月の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。
- 3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量若しくは課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(不足税額及びその延滞金の納付)

第8条 法第276条第4項の規定により通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、納付すべき不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に法第277条第2項並びに法附則第3条の2第1項、第5項及び第6項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(納期限後に納付する核燃料物質等取扱税の延滞金の納付)

第9条 核燃料物質等取扱税の納税者は、第7条第1項及び第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後にその税金(同条第3項の規定による修正により増加した税額を含む。)を納付する場合には、その税額に、法第280条第1項並びに法附則第3条の2第1項、第5項及び第6項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の納付)

第10条 法第278条第6項又は第279条第5項の規定により通知を受けた核燃料物質等取扱税の納税者は、その通知を受けた過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を知事の指定する納期限までに納付しなければならない。

(賦課徴収)

第11条 核燃料物質等取扱税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は青森県県税条例(昭和29年5月青森県条例第36号)の定めるところによる。この場合において、同条例第4条第1項中「10 固定資産税」とあるのは「10 固定資産税 11 核燃料物質等取扱税」と、同条例第12条第2項第2号中「主たるもの所在地」とあるのは「主たるもの所在地)、核燃料物質等取扱税については申告納付すべき日における青森県核燃料物質等取扱税条例(平成30年12月青森県条例第74号)第2条第6号に規定する濃縮に係る事業所、同条第7号に規定する原子炉の設置若しくは同条第8号に規定する核燃料の挿入に係る発電用原子炉、同条第9号に規定する使用済燃料の受入れ若しくは同条第10号に規定する使用済燃料の貯蔵に係る再処理施設、同条第11号に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設又は同条第12号に規定する廃棄物管理に係る廃棄物管理施設の所在地」とする。

(施行事項)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う核燃料物質等の取扱いに係る核燃料物質等取扱税について適用する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。次項において「改正法」という。）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第3条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「第43条の3の11第3項の確認を受けた」とあるのは「第43条の3の11第1項の検査の全てに合格した」と、同項第2号中「第43条の3の16第2項の定期事業者検査」とあるのは「第43条の3の15の検査」と、「当該定期事業者検査」とあるのは「当該検査」とする。
- 3 規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた後最初に発電用原子炉（改正法の施行の際現に工事に着手されているものに限る。）への核燃料の装荷が行われた場合における第3条第2項第1号の規定の適用（施行日が改正法の施行の日前である場合にあっては、同日以後における同号の規定の適用）については、同号中「規制法第43条の3の11第3項の確認を受けた」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第3条の規定による改正前の規制法第43条の3の11第1項の検査の全てに合格した」とする。
- 4 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税に係る第3条第1項第3号の規定は、平成18年9月27日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料に係る使用済燃料の貯蔵については、適用しない。
- 5 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵に係る核燃料物質等取扱税の税率は、第5条第5号の規定にかかわらず、当分の間、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき8,300円とする。
- 6 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理に係る核燃料物質等取扱税に係る第2条第12号、第4条第1項第7号及び第4項並びに第5条第7号の規定の適用については、当分の間、規制法第2条第2項に規定する核燃料物質又は当該核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを容器に圧縮して封入し、又は固型化した物を第2条第12号に規定するガラス固化体とみなして、これらの規定を適用する。
- 7 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 8 この条例の失効の日前に課した、又は課すべきであった核燃料物質等取扱税については、なお従前の例による。

青森県の原子力行政における「年」表記について

「年」の表記は、和暦（元号表記）を基本とする。

なお、原子力施設のしゅん工時期等に関して事業者等が西暦で公表した部分については、当該西暦表記による。

（和暦及び和暦の対応）

下表は、本冊子中に記載のある和暦を西暦で対応させたもの。斜字体は実際には存在しない和暦。

和暦		西暦
昭和	平成	
昭和38年	—	1963年
昭和39年	—	1964年
昭和40年	—	1965年
昭和41年	—	1966年
昭和42年	—	1967年
昭和43年	—	1968年
昭和44年	—	1969年
昭和45年	—	1970年
昭和46年	—	1971年
昭和47年	—	1972年
昭和48年	—	1973年
昭和49年	—	1974年
昭和50年	—	1975年
昭和51年	—	1976年
昭和52年	—	1977年
昭和53年	—	1978年
昭和54年	—	1979年
昭和55年	—	1980年
昭和56年	—	1981年
昭和57年	—	1982年
昭和58年	—	1983年
昭和59年	—	1984年
昭和60年	—	1985年
昭和61年	—	1986年
昭和62年	—	1987年
昭和63年	—	1988年
昭和64年	平成元年	1989年
昭和65年	平成2年	1990年
昭和66年	平成3年	1991年
昭和67年	平成4年	1992年
昭和68年	平成5年	1993年
昭和69年	平成6年	1994年
昭和70年	平成7年	1995年
	平成8年	1996年

和暦		西暦
平成	令和	
平成9年	—	1997年
平成10年	—	1998年
平成11年	—	1999年
平成12年	—	2000年
平成13年	—	2001年
平成14年	—	2002年
平成15年	—	2003年
平成16年	—	2004年
平成17年	—	2005年
平成18年	—	2006年
平成19年	—	2007年
平成20年	—	2008年
平成21年	—	2009年
平成22年	—	2010年
平成23年	—	2011年
平成24年	—	2012年
平成25年	—	2013年
平成26年	—	2014年
平成27年	—	2015年
平成28年	—	2016年
平成29年	—	2017年
平成30年	—	2018年
平成31年	令和元年	2019年
平成32年	令和2年	2020年
平成33年	令和3年	2021年
平成34年	令和4年	2022年
平成35年	令和5年	2023年
平成36年	令和6年	2024年
平成37年	令和7年	2025年
平成38年	令和8年	2026年
平成39年	令和9年	2027年
平成40年	令和10年	2028年
平成41年	令和11年	2029年
平成42年	令和12年	2030年

青森県の原子力行政

発行 令和4年2月

青森県エネルギー総合対策局原子力立地対策課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 TEL 017(722)1111

令和3年度広報・調査等交付金事業により作成したものです。